

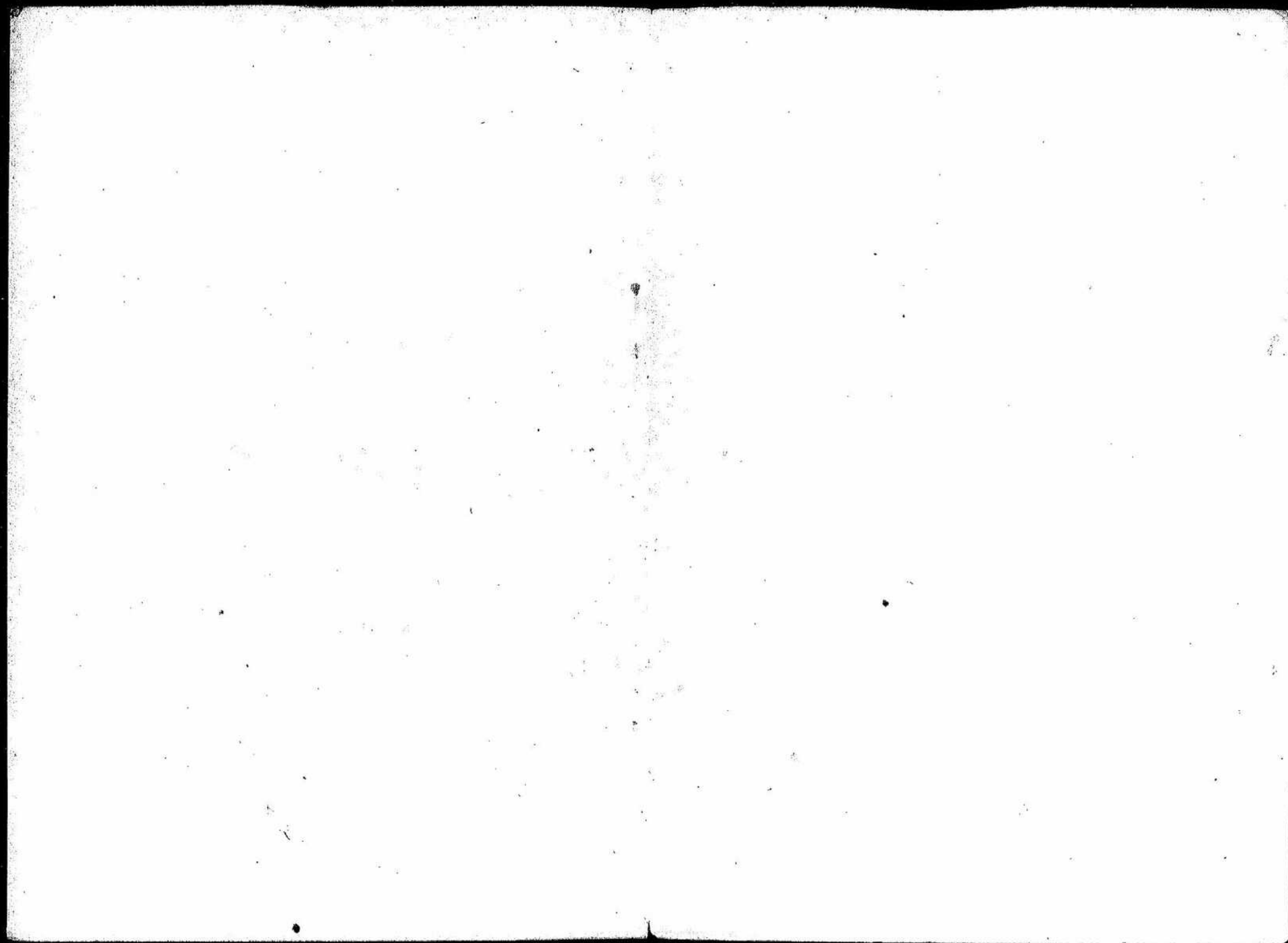


高等警察資料

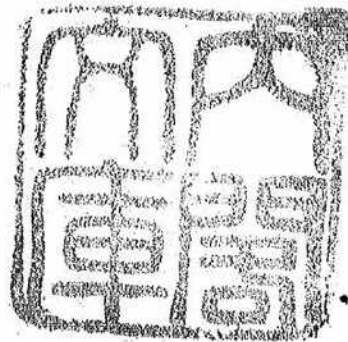
間島問題の経過と移住鮮人



朝鮮總督府警務局



内閣文庫	
八四五二号	一册
和書	



334
139

序

間島は地理的に朝鮮と密接な位置に置かれてあるばかりでなく、歴史的にも朝鮮と離るべからざる緣故がある。従つて此の地に來往する朝鮮人は宛も國內を旅するが如き氣安さを持つて居り、其の數も夥しき數字に昇つて居る。然るに明治四十二年間島協約の締結せらるゝに及び、移住鮮人の生命財産は確立せられたことは云ふものゝ、間島領土權の歸屬が明瞭になつた爲爾來移住鮮人を中心として或は保護の問題に、或は治安の問題に日支間紛争の絶えたことがない。殊に最近國民政府の樹立以來支那の國權回復運動は決河の勢を以て勃興し、之に伴ふ支那官民の壓迫は四十萬鮮農に及びて

堪え難きものであり、加之共匪の迫害に依りて彼等の生命財産は累卵の危きに置かれて居る。所謂間島問題が最近特に世人の注目を惹くに至り、其の重大性を叫ぶもの漸く多きに至つたこと亦當然の現象と謂はねばならぬ。

間島は朝鮮にとりて誠に重大な地位を占めて居ると同時に見方に依りては朝鮮統治の癌である。この癌を如何にして根治すべきかは實に緊要な問題である。茲に本書を編んで間島の概念を與へんとする所以のもの一に之が對策研究の資料たらしむるに外ならぬ。

昭和六年七月

間島問題の経過と移住鮮人

目次

第一章 間島の概念……………(一)

 第一節 間島の地域……………(一)

 地域……………廣袤

 第二節 間島の名稱……………(二)

 第三節 間島の歴史の沿革……………(五)

 肅慎、挹婁、勿吉、靺鞨……………渤海國時代……………遼時代……………女眞……………尹耀の江北平定……………大金國時代……………大元國時代……………大明國時代……………李成桂の江北經略……………猛哥帖木兒……………朝鮮の六鎮……………清正の間島入り……………滿洲の興起……………間曠地帯の設定……………丁卯の變……………丙子の變

第二章 間島の境界問題……………(三)



第一節 定界碑の建設……………(一三)

第二節 兩國の國境實地調査……………(一五)

第三節 清韓の交渉……………(三)

第四節 日支關係……………(二九)

第一 統監府派出所の設置……………(二九)

第二 在住民の保護施設……………(三六)

韓國政府の依頼…………… 保護の範圍…………… 派出所員の間島入り…………… 派出所長の訓示…………… 民心の歸向……………
保護の方針…………… 韓民心得の發布…………… 境界線の假定…………… 官公吏の配置…………… 民心の指導…………… 不逞者取締…………… 支那官憲の暴虐排除…………… 戶籍調査…………… 教育施設…………… 衛生施設…………… 通信交通機關の整備…………… 産業の基本調査……………

第三 支那側の對抗的施設……………(四六)

第四 滿洲に於ける諸懸案と間島問題……………(五〇)

吉林邊務公署の設置…………… 督辦の告示…………… 支那官憲の態度…………… 支那側の方針……………
支那官憲の横暴……………
撫順及煙臺築坑問題…………… 營口線鐵道問題…………… 法庫門鐵道問題…………… 安奉線鐵道問題……………
間島協約…………… 間島問題に關する諸論評……………

第三章 間島移住民……………(六三)

第一節 移住狀況……………(六三)

間島環濠地方在住戸口…………… 移住鮮人在住地方並に本籍…………… 移住鮮人の職業……………
農民の種類…………… 鮮支人の土地所有反別…………… 耕地面積…………… 歸化鮮人……………
在外鮮人……………

第二節 移住の原因……………(七三)

地主心…………… 放浪性…………… 移住原因……………

第三節 移住民に對する保護施設の現況……………(七七)

保護機關の配置…………… 保護の實施狀況…………… 衛生…………… 金融…………… 産業……………
鐵道…………… 教育…………… 保護撫育事業……………



第四章 移住民に對する支那側の政策 (八三)

第一節 歸化問題 (八六)

領國時代…………… 制限時代
同化政策…………… 孫文の觀たる日本の人口問題…………… 歸化に關する支那側の訓令……………
韓僑同鄉會其他の策動…………… 歸化許否に關する意見…………… 積極説…………… 消極説……………
巷説……………

第二節 土地問題 (一〇〇)

滿蒙條約…………… 土地所有權…………… 商租の意義及由來…………… 開放地…………… 商埠地……………
居留地…………… 商租權施行區域…………… 商租權の内容…………… 商租阻止に關する法令訓令……………
の種別分類…………… 商租に關する法令訓令…………… 土地所有に關する法令訓令……………

第三節 法權問題 (一四三)

治外法權と領事裁判權…………… 租借地と滿鐵附屬地…………… 露支、日露、日支間の條約……………
…………… 租借地、附屬地の行政權と司法權…………… 日清通商航海條約…………… 領事裁判權……………
…………… 商埠地の警察權…………… 雜居地の領事裁判權と行政…………… 間島の領事裁判權と朝鮮人……………
土地所有權と間島協約及滿蒙條約…………… 領事裁判權撤廢運動…………… 日支法權交渉…………… 滿洲の司法、監獄制度…………… 司法權の運用…………… 間島に於ける法權

第四節 教育權問題 (一七八)

運動…………… 領事館警察撤退運動…………… 日支警察官の衝突…………… 廟授派遣……………
滿洲地方鮮人教育機關の系統…………… 間島地方の教育機關…………… 南滿地方の教育機關……………
…………… 教育權回收…………… 間島地方の教育權回收…………… 遼寧省地方の教育權回收……………

第五節 民會問題 (一九〇)

朝鮮人民會…………… 民會の事業…………… 民會に對する壓迫……………

附圖

參 考 書

統監府時代に於ける間島韓民保護に關する施設
 間島問題に關する回觀
 南漢山上の開城史
 間島事情
 最近間島事情
 滿洲二十年史
 支那關係條約集
 國際公法論
 國際法概論
 平時國際法
 警察教科要論
 (パンフレット) 商租權概説
 (第七三號) 滿洲に於ける領事裁判權撤廢に就て
 (パンフレット) 滿朝鮮人と教育問題
 新聞記事、諸情報

朝鮮總督府文書課
 法學博士 篠田治策
 同
 東洋拓殖會社
 朝鮮及朝鮮人社
 日華實業新報社
 外交時報社
 法學博士 中村進午
 法學博士 泉 哲
 法學博士 立作太郎
 關東總警察官練習所
 滿鐵調査課
 同
 中日文化教會

間島問題の經過と移住鮮人

第一章 間島の概念

第一節 間島の地域

間島とは圖們江(金滿)江源より下流穆稷の對岸凉水泉子地方に至る、左岸一帶地域の總稱である。西は白頭山の支脈を以て限られ、北は老爺嶺山脈蜿蜒起伏して寧安縣を劃し、東は其の支脈大平嶺、石頭嶺、荒溝嶺相連なりて、圖們江岸に接して居る。之れ即ち邦人の間島と呼稱する地域である。

支那では更に東境を綏芬河の上流綏芬甸子地方に擴張して、汪清縣を置き、延吉和龍の二縣と共に延吉道と稱して居る。延吉和龍、汪清三縣の廣袤、南北四十四里、東西二十五里、面積約千三百九十四方里を抱擁し、地味豊饒、沃野連なり、農産林産、鑛産等の天産に恵まれ、可耕地面積四十萬町歩の内、二十萬町歩の未墾地を有し、奥地には東支沿線の沃野は勿論、東寧、寧安、敦化、安圖、樺甸等未開發の豊庫を

有し、人口密度稀薄にして、將來邦人の發展上、頗る有望なる土地と目せられて居る。

第二節 間島の名稱

間島なる地名の起因に關しては、次の諸説がある。

(一) 間島は壑島又は坤土、壑土とも記されて居る。礪碯北鮮地方の住民が、その膏腴なるを知り、移住して農耕に従事したので、即ち呼んで壑島と稱するに至つた。しかし此の壑島は、今日の間島全部を包括するのではなく、往時鍾城と礪碯の間に、鬮們江流の一汀洲で、周圍僅かに一里に満たざる、現名古島(古間島)と稱する一小島があつた。地味膏腴で、丁卯の頃より附近の鮮民之を開墾し、名けて間島(間島は韓語にて壑島と類似す)と稱した。之れ即ち其の濫觴である。己庚年(明治二、三年)に至り、六鎮(茂山、會寧、鍾城、慶源、礪碯、慶興)に大凶歉があつた。それ以來清韓兩國が久しく封禁せる對岸地方に窮民が移住し、遂に沿江の遍野所として耕作せられざるなきに至つた。而かも此等

對岸の耕地を呼稱するに、依然間島の名を以てし、茂山間島、會寧間島等の稱を生ずるに至つた。故に所謂間島とは、當時初墾の中洲より轉訛し、漸次對岸一帶の地に此の名稱を冠するに至つたものである。

(二) 咸北茂山の下流、光霽谷の前面(鍾城の上遊)に、一の稍大なる中洲があつて、土人之れを呼んで假江、又は江通(鮮語カント)と稱し、左岸清界に連接して居た。然るに光緒七年(明治一四年)、鮮人の越境開墾者が溝渠を鑿ち、水流を引いた爲め、遂に江中の島を形成するに至つた。其後光緒二十九年(明治三六年)、韓國官吏李範允が江通と間島とを混稱し、韓領であると主張するに至つた。後日公文書中に間島の二字が現はるゝに至つたのは、實に區々たる此の一小灘地の争界に、胚胎するものである。

(三) 天聰二年清の太宗と朝鮮王との間に和約を訂結した際、朝鮮王の書に「疆域を嚴守し私越を禁斷せん」との語に至りては、來意極めて是なり。當に充分申明すべし、云々と記してある。又佛人レージの記録には、太宗が西南の遠征を企つるに當り、朝鮮と和約し、間曠地帯を協定したと明記してある。

レージは康熙四十八年(西曆一七〇九年)清の聖祖の命を奉じて、清韓國境實測に従事した人である。佛人ジュアルドは其著デスクリプション、ラシ一ヌ中の地圖に、圖們鴨綠の江外に點線を劃し、鳳凰城の東方に朝鮮の國境がある。滿洲は支那を攻むるに先立ち、朝鮮を征服したが、其際朝鮮との間に無人地帯を置くことを議定した。此の國境は圖上點線を以て表してある。と記してある。間島とは即ち此の間曠地帯、無人地帯を指稱するものである。

(四) 慶興より東北、豆滿江の彼方三十韓里、西伯利境に近く金塘村がある。李氏發祥の靈地で、その黒角峰下の一小僻邑は、王業の基を開きし穆祖が、未だ胡會たりし頃の舊居である。高麗時代にはその附近一帯を幹東と呼んだ。幹東の二字は北寒記略に、蕃音島東と記し、女真語の俄采里の轉訛で、土音に漢字を當てたものに外ならない。この幹東朝鮮讀みむ舌が訛つて、間島と互と呼ぶやうになつた。間土、墾土、良島、良土などいらくに書くのは、畢竟勝手な當字に過ぎない。沿江各邑誌を始め、北關誌、國朝寶鑑、龍飛御天歌等

の舊記には、江外の地名に、南京、奚關、幹東の三處がある。後者は前述穆祖の根據地として、その名遠近に著聞であつた。穆祖は元に仕へて南京の五千戸に封せられ、達魯花赤と云ひ、掌印宮の名號を授けられた。續綱目には、蒙古初置達魯花赤、盛治郡縣と記し、當地方の軍行政を委任せられてゐた。龍飛御天歌に、穆祖在幹島、每至諸千戸所、彼必宰牛馬、饗應累日、諸千戸至幹東、穆祖亦如之とあり。又穆祖居幹東地、東北人咸歸心焉とあつて、その威諸千戸を壓してゐた。斯くして人心を收攬し、衆望を集め、勢力隆々、幹東の名又共に高く、江外即幹東、幹東即江外といはん程の義に用ゐられ、それが何時となく、間島と呼ばれるやうになつた。

第三節 間島の歴史的沿革

間島往古の史實は文獻に乏しく明瞭でないが、断片的史料、考古學者の研究、各地に散在する古墳、墟跡等を綜合しての說によれば、此地方の民族は、上古肅慎(肅慎、挹婁、勿吉、靺鞨)時代に散在する古墳、墟跡等を綜合しての說によれば、此地方の民族は、上古肅慎(肅慎、挹婁、勿吉、靺鞨)時代と謂ひ、挹婁(漢、魏時代)と呼び、勿吉(南北朝時代)或は靺鞨と稱する等、時代に依

肅慎、挹婁、勿吉、靺鞨

渤海國時代

遼時代
女眞

尹璫の江北平定

つて其の稱呼を異にし、隸屬關係も明かでない。唐の初代に靺鞨人が渤海國を建つるに及んで始めて劃然たる行政區域に入り、圖們江江北、老爺嶺に至る一帯の地は、當時琿春地方に置かれた東京龍原府、即ち忽汗城の所轄になつた。渤海國が遼に滅さるゝに及び、其民族は女眞或は女直と稱せられ、再び無統一の状態に入り、各部族互に侵略を事として、屢々高麗の北境を擾亂せしめた。高麗睿宗は、侍中尹璫をして大軍を發し、之を驅逐せしめ、遂に北疆を開拓して、圖們江北七百餘里、先春嶺下に公嶮鎮を築き、碑を嶺上に建て、高麗の境界を定めた。然し先春嶺及公嶮鎮の所在は今明らかでない。後年布爾哈通河の水中に一大碑石を發見し、戊子年等の文字が讀まれたので、これ尹璫の碑石なるべく、先春嶺は此の附近ならんとの説もあるが、猶的確なる證據となすに足らない。碑は延吉道尹公署内に保存されてある。

大金國時代

尹璫の撤兵後、幾何もなくして再び女眞の恢復に歸した。女眞族が滔天の勢を以て勃興し、遂に遼を亡ぼして大金國を建つるに及び、此地方は琿春及威鏡道と共に、合懶路(合懶、易懶、海懶、皆異字同名)に隸せられ、烏古論部、紇石烈部、溫迪痕部に

大元國時代

區劃せらるゝに至つた。當時戸口漸く繁く、各處に鎮兵、戍樓を置き、女眞族全盛の時代であつた。史上に(一)渾曠水、(二)濛春水、(三)星顯水、(四)易懶水、(五)愛也窩水、(六)徒門水等の名を以て記された諸水は、今日の(一)琿春河、(二)嘎呀河、(三)布爾哈通河、(四)海蘭河、(五)烏鳩江、(六)圖們江等を指稱したものである。金が衰微するに及んで、宣撫使蒲鮮萬奴なる者謀叛を起し、今の局子街地方に根據を置き、各地に支城を築いて威勢を振ひ、屢々高麗境を侵して威與附近に及んだが、後元の太宗高麗國に滅ぼされた。現に存在する嘎呀河、布爾哈通河、海蘭河、圖們江等沿岸の諸城址は、金代の遺跡で、各地に發掘せられる斷甲遺鏃は、東眞と元との争跡を物語るものである。元は女眞國を亡ぼして其遺墟(局子街の東方一里)に南京府を建て、開元路に隸せしめ、舊合懶路よりは年々白布二千匹を貢納してゐた。元の世祖至元三年(西曆一二六七年)には、更に宣撫司を置いた。

大明國時代

元衰へ明が興るに及んで、琿春及間島は幹采里女眞族(琿春附近に幹采里の古城あり)、兀良哈(兀爾哈)女眞族の占據する所となつたが、其勢猖獗で高麗朝の患をなすこと甚しく、將李成桂(後の朝鮮太祖)を遣はして之を討伐し、大に東北經略に努

李成桂の江北經略

めた。後更らに李必等を遣して綏芬河、實憐河、海蘭河（東寧縣、寧安縣地方）地方を招撫し、其威遠く間島以外に及んだ。高麗朝に於ては李成桂の威名日に高く、上下の重望厚きを見て、王自ら安んずる能はず、遂に位を李成桂に譲つた。李朝に入りても、女眞は屢々圖們江沿岸を侵したので、太宗の十年慶源にあつた慕陵を咸興に移し、民戸を鏡城に併せて其地方を空虚にした。瑣春幹朶里の酋長猛哥帖木兒（愛親覺羅）は、其の虛に乗じて江を渡り、會寧に居を構ふるに至つた。明の朝廷では永樂十年建州左衛を會寧に置き、猛哥帖木兒を其都督となした。此の間、間島地方は兀良哈族の割據する所となり、會寧の幹朶里族との間に争を生じ、猛哥帖木兒は兀良哈の楊木答兀に襲殺され、弟凡察及薰山等は殘黨四十餘戸を率ゐて東良に逃れ、後敦化地方に移つた。朝鮮王世宗は此の機會を利用して沿岸地方に六鎮を置き、間島の兀良哈女眞と和し、邊境漸く事無きを得て六鎮の威全盛を極めた。以來兀良哈を藩胡と稱して朝鮮の藩屏となつた。其後百餘年を過ぎて朝鮮王宣祖の二十六年（文祿元年）我が驍將加藤清正が懸軍萬里、會寧に入り、順和、臨海の二王子を捕へ、江を渡つて間島即ち兀良哈に入り、土城、峙漢城、峴

清正の間島入り

朝鮮の六鎮

猛哥帖木兒

等の諸城を陥れ、杉松背嶺を越へ、平崗の平野に進み、兀良哈の根據を覆へして踵を廻らし、門岩を過ぎて鍾城に去つた。

滿洲の興起

是より先き敦化地方に遁れた幹朶里族は、後年大に勃興し、酋長奴兒哈赤（清太祖）は英雄の資質を備へ、東伐西征大に經略に努め、長白山の鴨綠江路を略し、瓦爾哈部の安格拉庫路即ち西間島地方を征し、進んで娘々庫方面から烏鳩江に出て、茂山の溪谷を下り、會寧の藩胡を襲ふた。李朝では甫乙下僉使具浣等をして之を救はしめ、鰲地岩に於て僅かに之を驅逐することが出来た。然るに奴兒哈赤は其弟舒爾哈齊と共に再舉し來り、西間島から窩集嶺を越へ、海蘭河畔に出で、頭道溝平野の諸城を落し、更に布爾哈通河流域から局子街方面に進み、河東から穩城、瑣春、慶源等を攻略し、路を轉じて鍾城に向ひ、高麗鎮を経て西間島に去つた。以來屢々東西間島地方を征伏して男女幼少を俘虜とし、其壯丁を以て八旗を編成した。八旗の下に其の服役を嫌忌する者は逃れて朝鮮に入つた。斯くして胡族に大變動を與へたので、國境一帶は自然に無人の空曠地となり、後天聰二年清の太宗と李朝仁祖との間に疆域を嚴守し私越を禁斷するの約を爲し、茲に

間曠地帯の設立

間島地方は兩國の完全なる間曠地帯となつた。

斯くして奴兒哈赤は次第に四隣の諸部を合併し、蒙古を征服して勢ひ強大となり、國號を滿洲と稱し、後改めて大清と號して明の節度に服せざるに至つた。之れ即ち清の太祖である。是に於て明は二十萬の大兵を發して滿洲を討伐することとなり、朝鮮も亦宗主國の命により姜弘立を將とし、五千の兵を以て明の討伐軍に参加した。滿洲軍は克く僅少の兵を以て明の大軍を撃破し、姜弘立は使を滿洲軍に送り、朝鮮の出兵は其の本意に非ざるも、倭人來攻の際明は我を援けて倭兵を退けたるにより、其德に報ゆる爲め明を援助したのである。今若し我を許さば我軍中にある明將と其兵を献上せんと申込み、遂に滿洲軍に降伏した。滿洲は斯くして乾坤一擲の大決戦を以て明軍を破り、威益々四隣に振ひ、既に四百餘州を呑むの概があつた。朝鮮は北境に斯る強國の出現せしに脅威を感じ頻りに救を明に求め、明將毛文龍は平安道假島に據つて屢々滿洲を脅かした。清は太宗立つに及んで益々四隣を經略し、中原に志を伸べんとした。それには朝鮮に一大打撃を與へ、後顧の患を絶つての必要があつた。依つて降將姜弘

丁卯の變

立を先導とし、天聰二年十二月鴨綠江を渡り、義州を攻め、鐵山、郭山、宣川を抜き、安州、平壤を陥れ、長驅平山に迫り、將に京城を衝かんとした。李朝仁祖大に驚き、江華島に逃れ、後次の條件を以て和議が成立した(丁卯の變)。

- 一、滿洲軍は平山より一步も進まず、盟畢るの翌日より撤兵すること。
- 二、滿洲及朝鮮は兄弟の國と稱すること。
- 三、撤兵後、滿洲軍は再び鴨綠江を越えざることを。
- 四、滿洲と和するも明には背かざることを。
- 五、朝鮮より犒軍の資を贈ること。
- 六、朝鮮王族を以て滿洲に質すること。

朝鮮は一旦滿洲と和したるも、元來滿洲の前身たる女真族は高麗時代より藩胡と稱し、朝鮮に内附せしこともありて輕視して居た。今俄に兄弟の國と稱し、剩へ歲幣を貢し、宗室を質するに至り、甚しく屈辱を感じ、國論噴々たるものがあつた。之れに反し、滿洲王は朝鮮の興し易きを知り、更らに兄弟の國を改めて君臣の約を結び、歲幣の増賞と討明の精兵を要求した。李朝之を容れず、太宗再

丙子の變

二二
び朝鮮の征討を決意し、大軍を擧げて侵入した。朝鮮では朝野の論調に似ず、一將一城の克く支ふるものなく、王は南漢山に籠城したが、幾何の戦ひもなく、遂に城下の盟ひをなして、永く清に臣事することゝなつた(丙子の變)。こゝに於て滿洲は全く國境の患なきに至り、四百餘州を併呑し、大清帝國の基礎を築いた。

第二章 間島の境界問題

第一節 定界碑の建設

清朝發祥に關する秘話

清朝は斯くして古への女真から起つたが、愈々中原に出で四百餘州に君臨するに至つて、其の出處を神秘的ならしめる必要があつた。清朝の歴史には長白山(百頭山)の天女の出としてある。即ち長白山の東、布庫里山下の池に三人の天女が水浴してゐた。時に一羽の鶴が赤い果實を銜み來つて、季女の羽衣に置いた。季女は之を口中に銜んで、孕み一男兒を生んだ。兒生れながらにして能く語り、容貌も魁偉であつた。長するに及び、天女は姓を愛親覺羅と授け、朱果を含んで孕んだことを物語り、小舟を與へ、天が汝を生みたるは國亂を鎮めしむる爲めである。此船に乗り往て國を治むべしと告げ、何れにか飛び去つた。彼は其言に従ひ、船に乗り、河を下り、長白山の東南、鄂謨輝の地に着いた。時に三姓の亂があつたが、衆推して、主と爲し、亂を鎮め、三姓の女を娶り、鄂多哩城に居り、國を滿洲と號したと云ふのである。鄂多哩城は幹多里、幹榮倫と書し、興京の東一千五

百里寧古塔の西南三百三十里にして、敦化の西三里の地點にある城址が、それである。と傳へられて居る。

清朝は斯く其の發祥を神秘的ならしむる爲、白頭山地方を明確にその版圖内に入れ、且つ朝鮮人との交渉關係を尠くする爲、此の地方の境界を明かにする必要を生じた。依つて康熙五十一年、烏喇總管穆克登を派遣し、朝鮮にも通知して此の地方を踏査せしめた。穆克登等は興京より行を起し、頭道溝(臨江縣)から鴨綠江に入り、遡江すること四日、惠山に到り山に入つて行くこと九十韓里、朝鮮の接伴使をして、茂山に待たしめ、朝鮮側からは下級官吏數人を帶同して白頭山に登り、所謂定界碑を建立した。

烏喇總管穆克登奉 旨查邊至此審視西爲鴨綠東爲土門故於分水嶺上勒石爲記
 大 康熙五十一年五月十五日

清	通 筆 朝 通	大	通 筆 朝 通
差 使 官	官 官 官	蘇 爾 昌	官 官 官
全 官	李 義 復 趙 二	爾 昌	官 官 官
應 濼 港	許 樸 趙 二	爾 昌	官 官 官
	金 朴 趙 二	爾 昌	官 官 官
	慶 道 合	爾 昌	官 官 官
	門 常 相 哥	爾 昌	官 官 官

定界碑附近の地勢

此定界碑は後に至り間島問題論争の焦點となつた。碑は白頭山頂上湖水の所在地から東南麓約一里、鴨綠江土門江の江源に挟まれ、東南に面し、稍平坦な鞍部に在つて、西方鴨綠江源の斷岸に至る約三丁、東方土門江の沿邊を距る五六丁であるが、土門江の上流約一里半の間は水流がなく、地罅をなし、次第に兩岸相迫つて其形門の如き狀を呈して居る。土門江の名は之より出たと謂はれる。土門江は發源の箇所から東東北の方向に流れ、紆紆曲折して遂に松花江となり、黒龍江に入つて居る。圖們江の源流は最も定界碑に近き紅土水ですら、尙一丘陵を隔て、七十韓里の地から發源して居る。後年間島問題の起つた時、清國は定界碑に記載してある東爲土門の土門は發音相同じき圖們江の謂で、圖們江以北は即ち清國の領土であると主張し、韓國は土門江と圖們江は全然別流で、即ち土門江以南は韓國の領土であると主張して、二十餘年間に亘る兩國間の争議となつたのである。

第二節 兩國の國境實地調査

白頭山定界碑建立後百餘年間、清韓兩國共に開墾地帯を尊重して人民の中立地帯に入るを禁じてゐた。時に或は兩國の人民其禁を犯して國際問題を惹起したこともないではなかつたが、毎に平和の裏に解決して近年に至つた。

國境封禁制の弛緩と撤廢

然るに時勢の變轉は何時しか取締も緩み、北韓の窮民は秘かに江を渡つて開島に入り、春期潜かに播種し、秋期秘かに之を收穫するに至つた。偶々北韓に大凶作があつた。貧民は禁を冒して開島に移住耕作し、遂に咸鏡北道觀察使も事情を諒とし、公然地券を發給して開墾を許可するやうになつた(明治初年頃)。又清國に於ても光緒の初年頃から東邊開墾地(西開島)の開墾を許可する方針を探り、圖們江以北の荒地も其例に倣つて開墾を許可することとし(光緒七年)、官吏を派してこの地方を調査せしめた。然るに嘎呀河の附近には既に咸鏡道觀察使から地券の交付を受けて土地を開墾するもの多數なるを發見し、之を上司に報告して處分を請ふた。吉林將軍銘安は、越江韓民の處分に就いて更に政府の指揮を仰いだ。清朝は韓人の江を越へて中國の地に墾種する者は既に中國の民である。宜しく租税を徴して我版圖に隸屬せしめ、我政教に遵ひ、年限を定め

吉林將軍の請訓

朝鮮と清國の交渉

て冠服に易へしむべきであるが當分の開雲貴苗人の例に照し、便に従はしむべきである」と指令し、更に朝鮮王に咨照して、越境の墾民は元來懲辦すべき者なれど、開墾既に年次を経、且つ人數衆多なるを以て、既往を咎めず寛大に取扱ひ、租を納めしめ、戸籍を查明し、珥春及敦化の管轄に歸せしめ、業に安じ、一視同仁の聖意に副はしむることとする。然し今後は嚴重に禁令を守り、若し再び越境する者あらば例に照して懲辦すべき旨を告知した(光緒八年、明治十五年)。當時朝鮮の朝廷では北邊の事情に暗く、一旦領承の旨を覆咨し、更に總ての流民を刷還すべきを請ふた。其要旨は、退隊の愚民が冒禁踰犯私かに墾種したるに天朝懲責を加へずして内附を令した。敵邦群情以て愧ぢとする。然し該流民は習俗風土を異にし、且つ本國に成長せる者である。佔種の一事を以つて貴國の版圖に隸屬せしめ、でも萬一政教に遵はず、兩邊に事を滋くすることあらんを慮れる。故に吉林將軍をして珥春敦化地方に在る流民を刷還して本國の地方官に交付し、籍に歸せしめられ度い」と云ふのであつた。依つて吉林將軍は戸口を查明し、朝鮮地方官に知照して陸續收回せしめんとしたが、流民の多數は歸還を肯んせず、止むなく

一箇年の期限を與へて刷還する旨を告示した。然るに口碑によれば白頭山に定界碑があつて、土門江以南は朝鮮の土地であると傳へられて居る。輒ち越境韓民等は人を派して調査せしめたるに、果して口碑の如くであつた。依つて實狀を具し鍾城府使に訴へ出た。西北經略使魚允中はこれを開き、金馮軾を白頭山に遣し其の實否を確めたる上、鍾城府使をして敦化縣に對し、土門と圖們とは全然別流で、定界碑の東爲土門の文字は明かに土門江が兩國の境界たるを示すもので、土門以南に在る民は刷還の要なき旨を以て抗議せしめた。此に初めて兩國の見解に甚だしき相異なること明白となり、所謂間島問題として爭議を生ずるに至つた。

所謂間島問題の發生

乙酉勘界

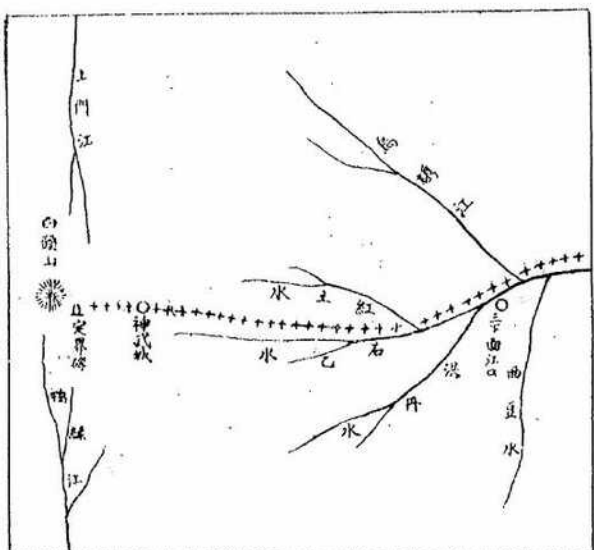
こゝに於て兩國は勘界使を派遣することとなり、光緒十一年(明治一八年)乙酉の歲九月、朝鮮では安邊府使李重夏を勘界使に任じた。一行は清國派員と會寧に會し、談判を開始した。清國委員は圖們江が國境たることを前提として、清國の古文書及總理衙門の奏議を以て動かす可からざる確證であるとなし、且つ自分の任務は圖們江の舊境を勘査するに在るので、定界碑の如きは果して江源に

在れば證とすべきも、若し江源に在らずとせば韓人の僞作したものが若くは移設して碑文を利用し、領土を擴めんとするものであると主張し、定界碑を排斥せんとした。朝鮮委員は定界碑を基礎とし、碑面の文字及之に照應せる山水の形勢を説き、土門と圖們を混同せるを指摘し、先づ定界碑の所在地を究め、夫れより土門江を勘査せんと主張し、最初より意見一致しなかつたが、結局水源地方を一應踏査することとなり、十月三日會寧を出發した。清國委員は行く行く圖們江に沿ふて詳細に寫圖し、頗る日子を費した。然るに時候漸く寒く、山中雪に遭はゞ目的の遂行困難なるを慮り、朝鮮側では先づ速に定界碑を見分したる後詳細各派の源流を視察せんと主張し、水源地方に急行することとなり、十月十一日三下江口に到着した。此處に於て清國委員は西豆水を遡行せんとした。西豆水は朝鮮内地に發源せるもので、若し之を以つて圖們の本流となし、境界を確立することとなれば、朝鮮の領土は大に縮少されるので、百方抗爭したる結果、三路に分れて進むことに決し、十五日朝鮮側從事官趙昌植、彈春派遣員德玉等は洪丹水方面に、隨員吳元貞、清國地圖官廉榮等は西豆水方面に、勘界使李重夏、接撫中軍崔

斗衡等は紅土水に沿って白頭山に向ふことゝなつた。而して李重夏の一行は積雪を踏破し、清國委員の脅迫を受けつゝ、漸く定界碑に達し、碑文を謄寫して茂山に歸還した。こゝに於て從來圖們江を以つて兩國の國境なりと獨斷し、定界碑の土門は國音相同じき圖們江なりと妄斷してゐた清國委員も、實地に山水の形狀、定界碑所在の地勢を見るに及び疑惑を起し、今回は唯邊境を勘界する爲めで確定する爲めではないと稱し、實況を政府に報告することにして歸途に就いた。

光緒十二年(明治一九年)二月、清國公使袁世凱は韓國交渉通商事務督辦に宛て、朝鮮は土門圖們が同一物に非ずとの名を藉つて、其領土を擴張せんとするものであることを指摘し、再度勘界すべきことを照會して來た。之れに對して明年三月前勘界使李重夏を派遣すること、竝に韓國は依然碑堆を捨つる能はざることを照覆した。光緒十三年(明治二〇年)丁亥歲春、朝鮮勘界使李重夏は清國委員と再び會寧に會し、共に圖們江を溯り、先づ西豆水を視察し、次で洪丹水を視察した。清國委員は此線に境界を定めんとし、護衛兵をして脅迫せしめたが、李重夏

丁亥勘界



は我頭斷すべし、國境縮む可からずと稱して、極力之に抗争した。清國委員は此の行に當り、豫め十五個の碑石を携へ、自國の主張に依り境界線を決定し、之を建設せんとして居た。洪丹水に次で石乙水、紅土水及定界碑附近を視察する爲め白頭山の東麓、神武城附近に幕營を構へた。然るに滯在中朝鮮の一委員は清使徳玉が阿片を喫し手に一書類を持せるを見て、竊かに披見し、李鴻章の訓令なるを知り、自己の幕營に待歸り、諸員手分けして謄寫した。朝鮮側委員は之に依り、清國側が韓國の主張する土門江と清國の主張する西豆水との中間に境界

線を決定せんとする折衷案を有することを知つたと同時に、清國軍機大臣の意見が既に此の通りであれば、韓國の主張は到底容れられざるのみでなく、猥りに頑強なる主張をなすは却つて不利であるとなし、前説を翻して紅土水案を示したところ、清國側は始めて西豆水を捨て、洪丹水説を主張するに至つた。勘界使は岡們江の諸源流中、最北の紅土水を主張し、昔時定界碑より土堆石堆が木柵によつて連ねられ、紅土水源地に連接してあつたと云ふ理由を附した。蓋し李重夏は勢止むを得ざる爲め、土門江を捨て、岡們江に譲り、其上流に於ては寸尺たりとも母國の領土を縮少せざらんことに力めた。清國委員は洪丹水に次で石乙水に譲つたけれども、李重夏は依然として紅土水を主張し、遂に勘界は不調に終つた。

第三節 清韓の交渉

李重夏の建言

清國は光緒十三年の勘界以來速に境界を確立せんと欲し、光緒十四年(明治二一年)更らに覆勘を通告して來た。韓國も之に應じ前勘界使李重夏を三たび勘界使に任命した。李重夏は前回に懲り再び清國の脅迫により讓歩の止むを得ざる窮地に陥ることあるべきを察し、先づ兩國政府間に於て豫備交渉の必要がある。即ち紅土水は豆滿江の第一源流で、石乙水は第二源流であるから、朝鮮は他くまで紅土水を主張せなければならぬ。又前勘界の際には兩國委員や隨行兵員の給與は茂山會寧鍾城穩城四邑民の負擔となつた。それが爲め勘界民安の事業が却つて民人を窮乏に陥らしめた。今回は此等の件に就ても廟議を凝らして置く必要がある。と建言した。朝廷に於ても大に悟るところあつて、清國の督促に對しては言を左右にし、崔苒曠日の計を立て、一面依然紅土水を主張し、清帝の公允を得ることに付き轉奏あり度き旨を照會した。爾後勘界問題は暫く中絶の姿となつた。しかし其の間清國は局子街に招墾局を建て、極力開墾を計り、易服薙髮を強制し、背せざるものは耕田を沒收し、移住清國人は充分之を保護して未墾地を興へ、韓人を使役して開拓せしめた。

招墾局設置

然るに朝鮮は日清戦役に依り清國の羈伴を脱し、完全に獨立國となり、こゝに再び境界問題解決の必要が生じた。光緒二十三年(明治三〇年)には成鏡道觀察使趙存禹、其翌年には鍾城民、吳三甲等各々本問題に付て意見を上申するところがあつた。同二十五年(明治三二年)内部大臣李乾夏は成鏡道觀察使李鍾觀に訓令を發し、慶源府使朴逸憲を査界委員とし、主事金應龍と偕に實査せしめた。此等の踏査は皆土門江と岡們江との關係を明かにし、問題再起の材料を得んが爲めであつたが、内部大臣は未だ公然該問題を提起するに至らなかつた。然るに北清事變(光緒三六年、明治三三年)が起るに及んで露國は間島に出兵し、遂に之を占領するに至つた。間島の韓民は此機に乗じて露國官吏に頼り、清國官吏の誅求を免れんとする者あるに至つた。韓國政府は從來屢々間島の韓民から保護の要求を受けて居たが、光武六年(明治三五年)李範允を視察員として間島に派遣した。其任務は土門岡們兩江間に移住せる鮮民を綏撫し、戸口を調べ、高齡者を録し、恩賜に浴せしめ、撫民の意を示すにあつた。李範允は六月間島に入り、韓民慰撫の告示を發して普く境内を巡察したが、到る處清人の暴虐に苦しめる状を見、保護兵の

露國の間島出兵

光緒三六年
明治三三年

李範允の間島派遣

帶同を必要とし、之を當路に請ふたが遂に允されなかつた。議政府參政金奎弘

樂島管理使任命

は北樂島(間島)に於ける韓清交界地帯は荒蕪數百年に及び前きに北道の邊民が此地に移住した。然るに今や其の數數萬に達し、而も清人に迫害されること甚しい。惟ふに分水嶺定界碑以下土門江以南の區域は、明かに我が領地内である。宜しく丈量の制に依つて税率を定めなければならぬ。然し未だ十分の準備が出来て居ないから差當り保護官を特設せなければならぬ。云々と建言した。依つて韓廷は李範允を北邊樂島管理使に任じ、外部大臣は之を清國公使に通告した(明治三六年、光武七年)。李範允は壯丁を召集して私砲隊を編成し、或は韓民より租税を徵し、清國に納税の義務なきを聲言する等、漸次其活動を進めたので、清兵との間に屢々衝突を起した。依つて清國公使は李の撤退を要求した。

明治三十七年(光武八年)日露の開戦となり、李範允は露國に加擔し、益々其勢力を擴張した。清國は兩國邊界に於て事端を繁からしめんことを虞れ、李範允は間島に官を設け、其の意侵視を圖るに在りとして、其撤退及處罰を求め、勘界及陸路章程は時局安定を俟て商辨することとし、日露開戦中兩國邊境に於て事端を

清露の交渉

釀生せざらんことを勸告すると同時に、邊境の官吏に派兵越境せざることを嚴達し、隣好を全うせられたいと抗議して來た。清國公使は更に照會して曰く「李範允は茂山間島會寧間島鍾城間島穩城間島涼水泉子和龍峪六道溝附近に於て或は官を設け、或は兵を練り、殊に帽兒山馬鞍山及頭道溝に兵營を修築し、京城より連發銃を取寄せ、戸口を調査し、財を收め、清國の租税を拒む等、僭界の舉動がある。清國が屢々撤禁を要求する所以は往年の交誼により時局に於て相互無事なることが兩國の幸福であると信するに依る。こゝに吉林省にて獲たる李範允の冊録を抄送する。貴政府が之を査閱せば李範允が如何に公法に違ひ、我國を藐視し、墾民を虐待するか、明かになり、本政府が偏聽苛求するものでないことが明白とならう。清韓兩國が圖們鴨綠兩江天然の限界に接壤すること由來久しきに係らず、光緒十三年の會勘案は未だ決定して居ない。故に即日員を派し、前案を査照して境界を重勘速定し、然る後再び陸章を議し、永久に遵守を期し度い。しかし未だ勘界を経ざる間は官卡兵捕を嚴飭して界を越へ、事を滋くすること勿らしめ、睦誼を傷ひ、大局に障礙あることを免れ度い」と云ふのであつた。

清國公使は更らに再び李範允撤退の要求及勘界に付韓國外部に照會した。それは李範允が茂山の對岸に於て活動したことを誇大に吹聴し、越江の軍隊を豆滿江の右岸に撤退して命を待たしめ、員を派して境界を會勘せんことを要求したものであつた。以上の如く李範允の撤退に關し再三清國政府の要求があつたので、韓國政府も遂に之を應諾し、兩國の交界官に於て善後章程を議し、其第一條に兩國の界址は白頭山碑記の證すべきものありと雖も、尙派員勘界を待つことにする。それ迄は舊に依り圖們江を間隔とし、潛越滋畔することを得ないことと規定した。

かくて清國公使は韓國外部大臣に照會して李範允を調回し、軍隊を撤去せしや否やの回答を求めた。然るに在北京帝國公使は、日露開戦未だ其の局を告げざるに、清韓兩國政府が境界問題に付き紛争を爲すは其時機でないことを勸告した。兩國これを容れ、勘界問題は一時中止することゝなつた。其後韓國は吉林の邊吏が穀類の輸出を防禁するの故を以て輸出開放を清國に照會したが、清國は未だ米糧の輸出を禁じたことではない。貴國が若し民を以て念とするなら

は先づ李範允を撤退し、彼れの暴行に付き損害を賠償し、逃走せる犯人を引き渡
し、兵員巡捕を嚴戒して越境事を生ずることなからしめ、東方の大局定まるを俟
て境界を確定し、章程を協定して互に永久遵守することにし度い。と回答した。
李範允は其部下私砲隊を率ひて常に露國の爲めに盡力して居たが、平和克復の
後身を置くに處なく、従來の緣故によつて遂に露領に逃竄した。間島問題は斯
く係争のまゝ中止となつたが、明治三十九年に至り露兵も全部同地を撤退し、同
四十年に統監府派出所を此處に設置した。こゝに於て間島問題は再び日支間
の交渉問題となつた。

之より先き清國政府は光緒六年(明治一三年)局子街に招墾局を設けたが、同二
十九年(明治三六年)に至り撫民兼理事府(通稱延吉廳)を置き、此の地方一帯を管轄
し、地方を各社に分ち、社に郷約を置き、韓人で郷約に任せらるゝものは齋髮清裝
せしめた。交通勸業衛生宗教教育等に關する行政上の施設は別に見るべきも
のなかつた。唯局子街に官立中學校があつたけれども、生徒僅かに十數人を有
するに過ぎなかつた。軍備及警察は吉強軍並に警務局があつて、

清國の施設

稽查處	八〇	三	屯	一五	瓦	忍	一五
東盛湧街	二五	局子街	二五〇	頭道溝	二〇〇		
光霧峪	一一〇	朝陽川	一五	銅佛寺	一〇〇		

の兵警を配置して居た。吉強軍は元と馬賊から歸順したものであり、巡警も概
ね無賴の徒で、紀律も節制もなく、移住鮮人は却つて其壓迫凌虐を蒙るのみであ
つた。收稅事務は籌餉總局山海稅局民稅分局等を置き、地稅穀類の搬出稅及鮮
人の貨物に對する入境稅等を徵收して居た。

第四節 日支關係

第一 統監府派出所の設置

間島一帯の地方が清韓何れに屬するや未解決であつたに係らず、清國は圖們
江以北を以つて自國領土なりと獨斷し、軍隊を駐屯せしめ、地方官を置いて諸般
の施設を増進し、在住鮮人に對しては難髮易服を強制し、従はざるものは所有地
を沒收して圖們江以南に放逐し、或は租稅の誅求をなし、動もすれば暴行凌虐を

加へた。間島在住の鮮人は自國政府に對し屢々保護を請ふて止まなかつた。依つて韓國も亦圖們江沿岸に邊界警務署を置き、或は間島管理使を派遣して一時其保護に着手したこともあつたが、國勢微弱到底清國の勢力に對抗して其保護を完うすることは出来なかつた。日露戰役の結果韓國は帝國の保護國となり、帝國政府は韓國の外交を司るやうになつた。議政府參政大臣朴齊純は明治三十九年(光武十年)伊藤統監に照會して間島在住韓民の保護を請ふた。依つて伊藤統監は帝國政府と協議の上、間島の所屬問題は別として、在留韓人保護の爲帝國官憲を間島に駐派し、之に韓國官吏を附隨せしめて韓人保護の實を擧ぐるに決し、統監府間島派出所を設け、左の範圍に於て保護權を行使することとなつた。

韓國政府の依頼

保護の範圍

- 一 清韓國境問題確定迄は領事と同一權能を以て韓國臣民を保護すること。
- 二 急激に清國政府現在の施設に抗爭することなく、機に臨み漸を追ふて地歩を進むること。
- 三 緊急の場合は最近の守備隊に出兵を請求すること。

四 統監府派出所の位置は馬鞍山の南方、海蘭河の左岸で、東盛湧街より西方約二里の地點と定むるも、時宜により他の適當と思料する地點に変更すること。

五 統監府派出所設置が公然となつた時期に官制を發布し、公の機關たらしむること。

六 間島開發の爲めに左の事項を實施すること。

- (イ) 統監府派出所と會寧との間に電線を架設すること。
- (ロ) 前記第四項の地點に市街建設の準備をなすこと。
- (ハ) 日本人の移住を奨励し、農工商業の進歩發達を計ること。

斯て京城出發に際し派出所の護衛及警察の爲め憲兵將校以下五十四名を派遣し、韓民の意志疎通を計る爲めに韓國政府より韓人官吏を派遣した。憲兵の指揮は派出所長に屬し、韓國官吏も同じく派出所長の指揮監督に服することとなつた。かくて派出所長には陸軍大佐齋藤季治郎總務課長として篠田治策、調査課長小川琢治、憲兵隊長兼警務課長境野竹之進、監察課長崔基南以下が任命

派出所員の間島入り

され、明治四十年八月二十日を以て目的地に到着し、韓人の稱呼により此の地を龍井村と名づけた。開所當日所長の訓示に曰く、

間島が韓清何れの領土に屬するや懸案たること既に久し。然るに韓國の行政指導及外交權を有する我帝國は今や初めて本問題の解決に着手し、韓國臣民保護の目的を以て在韓國統監は本職を首班とし、諸子を帶同せしめてこの地に派駐せしめらる。

派出所長の訓示

抑も該地方は清國政府の既に經營に着手せる處にして、官衙を置き、軍隊を配置し、學校を設け、其施設略ぼ完全せり。只白頭山上の定界碑並に之に連接して現存せる石堆土堆の一線は、該地方を以て韓國の領土となすべきものを表示せり。當派出所員未だ其實跡を踏査するに遑あらずと雖も、韓國政府屢次の調査並に諸般の材料に依て考稽する處殆ど疑なきに似たり。普通の順序を以てせば帝國政府は先づ清國政府に交渉して境界線を決定するを可とす。而かも清國の現狀は此の如き手段を以て本問題を解決し能はざるや明かなり。是を以て我政府は先づ該地方居住の韓國臣民保護に着手し、境界談判は之を後日に譲らんとす。故に現下の狀勢に於て該地方は全然韓國の領土として措置し能はざると同時に、亦清國の領土とし

て認定すべからざるや論を持たず。否な寧ろ將來に於ては韓國の領土たらしめ、以て帝國並に韓國臣民の福利を増進せしむることは、實に我派出所並に予の指揮に屬せられたる憲兵隊員の責務なりとす。

斯の如き責務を有する諸子は、須らく邊陲悲境の民仁を撫育し、任侠之を助け、以て我陛下の聖徳に浴せしめ、帝國保護の下に安泰を得しむるを先とし、法令簡易、其歸向に便ならしむるを要す。彼の猥りに法章條規に拘泥し、統禦の大本を失するが如きは最も避けざる可からず。又清國地方官吏兵員に對しては正道に依り、一視同仁、皇化に浴せしむるの覺悟あるを要す。而して之が實行は文武兩道の結合力に依り、始めて其の目的を達し得べし。人心の收攬は大成の基なりと雖も、利源の開發之に伴はざれば經世の實を擧げ、國利民福の發達を期すること能はず。之れ亦周密なる注意を以て宏遠なる計畫を立て、順を遂ふて之が施設を全うすること肝要なり。

老爺嶺の諸溪白頭山の下、人跡未だ周ねからず、未開の地荆棘錯生して、馬賊猛獸の出没絶へず。加ふるに冬期寒威凜烈、起居生活殆ど戰時狀態に近し。而も平和の裏に其任務を遂行せざる可からず。諸子の任務亦實に易しと謂ふ可からず。之を全うする途は熱誠以て國家の爲めに奮闘し、細心以て誤を避け、和衷協同、一意其目的に

向て前往するに在り。故に職の文たると武たるを間は、感情に惑ひ、犂牛角上の争を爲すが如きあらば、之れ予の最も取らざるところなる而已ならず、國家の爲めにも大なる不利たるべし。諸子夫れ努めよや。

又派出所は一般に其の開設の目的を知らしむる爲、次の告示を發表した。

派出所長の告示

大日本統監府派出所長齋藤季治郎茲に告示す。茲に在間島韓國人民の生命財産保護の爲大韓國政府より管理を派遣しありしは、夙に爾等有衆の熟知する所なり。偶々大日本帝國俄國と和を失し、陣雲滿洲の野を掩ひ、人心爲に騒然、間島亦交戦の地となり、兵馬騒場に怛慄たること二閱年、加ふるに匪徒募民機に乗じて騷擾し、動もすれば爾等韓國臣民の生命財産を危害せんとす。大韓國皇帝陛下深く之を軫念し、特に員を派して慰撫せんとせしも、戦時の故を以て却て或は事端を滋くせんことを慮り、遂に和局の至るを待てり。今や和局既に成り、兵馬悉く撤退し、寰宇昇平を慶ぶ。是に於て大韓國皇帝陛下宿意實行の件を伊藤統監閣下に諮らる。統監閣下之を諾し、即時本職を派して戦後の情形を視察し、民人の疾苦を慰めしむ。乃ち知るべし、本職の此地に來る、大韓國皇帝陛下の聖意を奉體し、統監閣下の命に依りて専ら爾等韓國人民の生命財産を保護し、其福利を増進せしめんとするにあるを。夫れ宜しく本

職に信頼歸服して可なり。本職も亦具さに勸導事に當り、官民をして其堵に安んぜしめ、以て聖旨に副はんことを期すべし。只恐る民間未だ道般の消息に通ぜず、妄りに謠言を捏造して騷擾を醸起せんことを。此が爲め茲に出示曉諭して普く知悉せしむ。爾等民人宜しく齟齬して違ふこと勿れ。切々特示す。

民心の歸向

之れより先き一行の入境に當りて支那官憲の武力的阻止を憂へられて居たが、別段の事もなく目的地に達せられた。爾後屢々派出所撤退の要求があつたけれども、頑として應じなかつたので遂に沙汰止みとなり、所員は只管其任務に従事するを得るに至つた。是に於て多年清國官民から暴壓凌虐を蒙つて奴隸の如き境遇に沈淪して居た韓民も、急に勢を得て多年の鬱憤を霽すは此の時なりとて、歡喜すること限りなかつた。之れに反し支那人側に於ては、或は護郷團を編成して韓人の暴擧に備へ、或は日清間に戦争の開始を豫想し、清國は到底日本の敵にあらざるを以て、間島は終に韓國の領土たるべしとて家財を賣却し、退去せんとするものがある等、人心の動搖を來したが、派出所は勉めて韓人の暴擧を制し、人心の鎮靜を圖つたので、清韓人共に派出所の眞意を解し、生業に安ずる

やうになつた。かくて翌明治四十一年四月十日統監府臨時間島出張所官制が發布せられ、間島に於ける帝國官衙として公然其存在を見るに至つた。

第二 在住民の保護施設

出張所の任務は勿論在留鮮人の保護にあつた。然し我が領土でなく占領地でもなく、又全然他國の領土でもなく、單に保護と謂ふも實際上の取扱に當つては頗る困難であつたが、先づ最初の方針として、

保護の方針

- 一、間島の所屬は未定なるも將來韓國の領土たらしめ、帝國並に韓國々民の福利を増進すること。
- 二、邊陲悲境の民を撫育し至聖の恩澤に浴せしめ、帝國の保護下に安泰を得しむること。
- 三、法令等は成るべく簡易にして其の歸向に便ならしめること。
- 四、清國の官吏兵員に對しては好んで事端を生ずることなく、勉めて懷柔の策を講じ、其臣民に對しては一視同仁の皇紀に浴せしむるを旨とすること。

五、利源を開發し、國利民福の發達を期する爲め、周密なる注意を以て宏遠なる計畫を立て、順を逐ふて施設を全うすること。

かくして機に臨み變に應じて、我地步を進むるにあつた。然るに清國は吉林邊務督辦を任命し、大兵を率ひて間島に派遣せしむると云ふ情報を得たので、假令彼等が如何なる橫暴威喝を働くとも、努めて隱忍衝突を避け、銃器の使用を絶對禁止し、専ら平和的態度を持し、韓民の納税は彼等の自覺に俟つこととして居た。然し大兵派遣の件は帝國政府の警告に依り中止となつた。依つて派出所は益々韓民懷柔策を講じ、一年後に於て更らに次の方針を立てた。

- 一、間島は韓國の領土たること。
- 二、韓人は清國の裁判に服すべきものにあらざること。
- 三、一切の租税は之を認めず、只清國官憲の強壓により止むなく出金するものなること。
- 四、清國官憲の法令は一切之を認めざること。
- 五、都郷約郷約等の職にある者に對しては、一般韓人と同一に取扱ふこと。

六都社社長郡長村長の報酬は、將來成る可く官費支辨とすべきも、性質上常
 務管内人民より徴し得らるゝやう意を用ふる事。

七、清國側の任命する韓人郷約村長の報酬は、地方の状況により支出せしめざ
 る様注意すること。

八、防害を排除し、熱心と勇氣を以て我保護監督の下に市場を設け、學校を興し、
 渡船を開設する等、我保護を確實ならしむる事業を興し、清人の把持し來り
 しものを漸次我に歸せしむること。

九、辮髮清裝するものは韓人として認めざること。

十、兵器の使用は萬止むを得ざる正當防衛の場合に限るも、善後處置に注意し、
 證據の蒐集に努め、何人が見ても至當なりとする場合に限ること。

かくして韓民の信頼は漸次厚きを加へたが、清兵の暴行官吏の誅求に對して
 は、少數の所員及憲兵の手を以ては徹底を期し難く、四十一年九月次の間島韓民
 心得を發布した。

韓民心得の發布

第一條 間島に在住する韓國臣民は、統監府臨時間島派出所の保護を享く。

第二條 在韓國臣民は平素自己の職業を勵み、一家の平和を保ち、衛生に注意
 し、公益を重じ、自他の安寧幸福の増進を期すべし。

第三條 人畜の流行病發生したる時は、速に最寄憲兵分遣所に届出べし。

第四條 在住韓國臣民は、匪徒浮浪人若くは舉動怪むべきもの徘徊するを認
 むるときは、直に最寄憲兵分遣所若くは村長に申告すべし。

第五條 納税は一時舊慣を改めずと雖も、不當の徴收を爲さんとするものあ
 るときは、直ちに統監府臨時間島派出所若くは最寄憲兵分遣所に報告し、其
 の指揮を待つべし。

他人より暴行脅迫を受け、其他權利を侵害せられたるときは、速に本人若く
 は其近隣の者より統監府臨時間島派出所若くは最寄憲兵分遣所に申告し、
 其保護を請ふべし。報告及申告は事實の精確を要し、必ず虚構誇張のこと
 あるべからず。

第六條 在住韓國臣民は統監府臨時間島派出所長の許可なくして、多人數の
 集會を催ふし、結社を爲すべからず。

第七條 何等の名義を以てするに拘らず、統監府臨時間島派出所長の認可を受け、其認可證を携ふるものにあらざれば、金品の募集をなすを得ず。

第八條 在住韓國臣民は、如何なる場合に在ても國籍を喪失せざるものとす。愈々出張所を開設して見ると、間島の區域を決定する必要が生じた。即ち國境が更らに一步延びた形である。從來唱へられたところは、諸説區々で、少しも明瞭でなかつた。嘗て勘界の際、韓國が主張した土門江を以てすれば、同江の下流は松花江になるから、松花江、黑龍江を以て界とすることに。然し沿海州は既に清國が露國に割讓した地であり、吉林、寧古塔、琿春は共にその前年我國が開放せしめた所である。故に出張所に於ては、地形の狀勢と鮮人分布の狀況を參酌して、次の區域を假りに、間島と劃定した。

一、布爾巴通河と海蘭河の流域を區劃する分水嶺老爺嶺山脈、嘎呀河と琿春河の分水嶺を形成する山脈、及穩城から上流の豆滿江を周邊とする區域（東間島、後東間島、東部と呼ぶ）。

二、土門江と松花江の合流點と哈爾巴嶺を連結する線、及土門江を以て限界と

境界線の假定

する區域（西間島、後東間島、西部と呼ぶ）。

保護の目的を達するには、上意傳達と民意上達の機關が必要である。派出所は地方公吏として、村長、社長、都社長を置くこととし、村長は各郡民より推舉せしめ、都社長四、社長四一、村長三九〇を任命した。憲兵警察は最初新興坪、扇子街頭、道溝、湖川、浦禹跡、洞朝陽、川伏沙坪に分遣所を置いたが、漸次八道溝、傑滿洞、東京臺、龍岩坪、鶴城、龍潭、七道溝等に増置した。

官公吏の配置

民心の指導

間島在住の韓民等は、派出所の設置を見て大に歡喜し、派出所の力に依つて間島は直ちに韓國領土になるものと輕信したが、派出所の態度沈着なるを見て、嘗て李範允が何等爲すことなくして去つたと同一轍に出づるものにあらざるを懸念するものがあつた。依つて韓國皇帝の即位慶典日に當り、附近の村長、名望家を招集して訓示するところあつた。尙此地方の一進會員等は、韓國が多年解決し得なかつた間島問題も、派出所設置によつて直に解決するものと信じ、清國官衙に納税の義務なきを主張し、土地所有權は韓人に歸するものと信じて、小作料納付の義務なきを主張し、未墾地には木標を建て、之を占有せんとする等、過

激の行動を爲すやうになつた。彼等の此の行動は却て事端を滋くする處があつたので、漸進的態度に出づるやう説得に努めた。

不逞者取締

間島は清韓兩國の係争地で、韓國は進んで行政の手を延ばす力なく、清國の行政も亦頗る不行届で、不逞輩の潜伏には恰好の地であつた。海牙の平和會議に對する密使事件で有名な李相高は、龍井村に私塾を開き徒黨を集め子弟の教育に従事して居たが、派出所の開設を見て解散するに至つた。其他保守的思想を有し一進會員の行動に懼らざる徒輩は、演義隊を組織して派出所の施設に反對し、間島は清國の領土にして在任鮮人は從來永く清國の恩恵に浴し居るものなれば、清國の保護を享くべきを當然とし、總代を吉林に派遣してその保護を請願し、露領に逃れた李範允と通じてその侵入に呼應せんとする等の風聞があつた。清國官憲も亦陰に之等の團體を使喚して我施設に反對せんとする形跡があつたが、我が高壓的態度により遂に解散するに至つた。又儒生等一派は孔子廟及學校設立の許可請願を名として、吉林及奉天官憲に對し、統監府政治の非を訴へ、三千里の韓土盡く日本人に蹂躪せられた。間島問題の如きも日本は韓國の爲

四三

め計るにあらずして、東三省を窺ふものであるとの意見を陳述した。斯の如きは派出所の政策を妨害するのみでなく、韓國の現状を變更せんとするものである。依つて逮捕の上威與地方裁判所に送致した。清國側にて任命した郷約等は、清國官憲の權勢下にその手足となつて同胞を凌虐して居た。中にも玄徳勝なる者最も勢を振ひ、鮮人を脅喝し、流言を放ち、我に好意を表する鮮人を清兵に内報する等、不敵の行動があつた。故に之を引致せんとしたるに、派辦所長守備隊長等は清兵數十を引率して妨害を加へた。依つて吉林邊務公署に交渉して玄の免職を約したが、清國側は却つて五品官に昇叙した。そこで我憲兵は鍾城に於て彼を逮捕し、懲役に處した。李範允は沿海州にあつて、屢々間島に出動の報が傳つたので、密偵を放ちその動靜を探らしめ、警戒を嚴にした。露領暴徒の一部は圖們江を渡つて北韓に侵入し、更らに間島を襲はんとしたので、清國官憲に警告を與へ、一面自衛策を講じて村民に警戒組合を設け、夜警を行はしむる等の方法を執つた。暴徒の一部は鍾城間島に侵入したが、我が警戒の嚴重なるを見て解散した。

四三

支那官憲の暴虐
排除

間島在住の鮮人は從來清國官民より暴行凌虐を受くること甚しかつた。兵士は馬賊の襲來を防ぎ、人民を警護するもので、人民は之れを養ふ義務ありとなし、無償にて人民から糧秣燃料を徵發し、勞役に服せしめ、暴虐の限りを盡して居た。官吏は又種々の名目に依り附加税を科し、任意に税額を増減し、二重の取立をなし、郷約は清國官吏への贈賄費を各戸に割當つる等、誅求至らざるなかつた。派出所は、之等の不法行爲は細大漏らさず清國官憲に通報し、嚴重抗議して排除に努めたので、在住鮮人は派出所の保護に信賴し、漸次自己の權利を自覺し、清國官公吏兵員の暴戾に屈從しないやうになつた。

戸籍調査 凡て施政の基礎は正確なる戸口の調査に依つて計劃される。韓民の保護施設に就いても亦之が必要を感じ、憲兵及警察官をして先づ戸口調査を爲さしめ、珲春方面及東間島西部を除く外概略の調査を終へた。珲春は明治三十八年の日清協約により開放地となり、間島問題から除外されて居た。尙在住鮮人の國籍を明かにする必要を生じ、戸口の再調査を爲し、清兵妨害の中に萬難を排して漸く完成した。

教育及衛生 間島には密使事件に知られた李相嵩等の瑞甸義塾があつたが

教育施設

相嵩が平和會議出發後其の殘黨は塾を閉鎖して退去した。その跡を利用して内鮮人教師を置き、派出所事務官を名譽校長として間島普通學校を設立した。

又私立學校規則を定めてその設立を促したるに、教育熱勃興して私學五十餘校を數ふるに至つた。依つて教科書を贈與し、又屢々開校式等に臨み、民心の指導に努めた。又一般に生活程度が低く、衛生思想に乏しい爲之れが涵養を圖り、民心懐柔の一策として間島慈惠病院を設け、傳染病の發生には醫師を派遣し、種痘の勵行普及を計つた。

衛生施設

通信交通 當初郵便電信の受發は會寧郵便局で取扱ひ、交通憲兵をして携行せしめて居たが、一般公衆の不便が甚しいので龍井村に郵便局を置き、會寧龍井村間に電線を架設し、里程表を建設し、道路橋梁を修築し、圖們江の渡船場を開設する等、通信交通機關の整頓を計つた。之れに對し清國官憲は事毎に反抗的態度に出で、凡ゆる妨害を試みたけれども、克く之れを排して施設大に努むるところがあつた。

通信交通機關の
整頓

産業の基本調査

産業 數回に亘り農業の調査を行ひ、開島一般の土質、現耕地、可耕地の面積、主要農作物、坪刈成績、物産價格等を調査し、又農業の改良を圖るべく農事試験場を設けた。地質調査と共に鑛産物の調査を爲したるに、之れ又金、鑛銀、鑛鐵、鑛石、炭等頗る有望なるものあるべきを發見した。其の他清韓人の商業狀況を調査し、金融經濟の發達を期し、市場を開設する等、施設大に勵むるごころがあつた。

第三 支那側の對抗的施設

統監府派出所を開設するや、清國官憲は屢々撤退を要求したが、頑として之に應じなかつた。依つて清國政府は遂に大官及多數の兵員を派遣し、局子街に吉林邊務公署を設け、副都統(陸軍中將相黨)陳昭常を邊務督辦に任じ、協都統(陸軍少將相黨)吳綠貞を邊務幫辦とし、以て派出所を威服せんとする情勢が見えた。帝國政府は兵力増派に付き、清國政府に警告を與へた結果、清國政府も態度を改め、少數の護衛兵を率ひて陳奥を赴任せしめた。然し其の後軍需品の護送、兵員の交替等を名として漸次増員し、兵警合して四千餘名を駐屯せしむるに至つた。

吉林邊務公署の設置

陳督辦は着任に際し告示して曰く。

督辦の告示

一、兩辦督辦幫辦の延吉廳に駐在し、吉林邊務として當地一帶の保護に任ずるは、既に告示する所により百姓皆了知するところなり。當地方は面積廣く事務多きに過ぎ、恐らくは籌畫も不完全なるべきを以て、樞要の地に派辦處を設置し、特に適材を選び永住せしめ、地方官を補助せしむ。衆庶以て業に安すべし。
二、派辦處事務所の經費は庶民に分賦することなく、總て官給とす。清韓人民は克く知悉して猜疑することなく、地方の利害弊病に就ては本派辦處に告訴し、心ず私に處分して過を醸すこと勿れ。素りに謠言を作し、遠反者を出すは國家の亂民にして、地方の恒産を害するものなり。斯くの如きは清韓人を論ぜず逮捕して派辦處又は地方官に交付し、嚴重處分、國權を伸張して地方の害惡を除くべし。

右告示を更らに敷衍して曰く。

圖們江以北一帶の地方は我國根本の重要地にして、邊境の要衝たり。加之越嶺の韓民雜居して官衙を設け、兵員を駐屯し、煩累を及すこと尠からず。茲に改めて東三省に新政を布くに當り、我總督及巡撫は邊陲を觀念し、上奏して本官を派し、吉林邊務を辨理せしめらる。本官等境に入り、地方の情形を體察し、法を講じて人民を保護し、

上一視同仁の心を宣し、下生民安土の意を體す。然るに無頼の遊民謠言を流布し、事端を生じ、治安を害すること甚しきを聞く。今發令の初めに當り、告示して清韓人一般に告ぐ。爾等久しく國家の重恩に浴し、此地に耕し、此地に衣服す。輕々に人言を信じ、心を外に向け、無知妄動して法紀に觸るゝことあるべからず。地方の利害民生の疾苦を我門に訴へなば必ず公平に辨理すべし。告示後本分に安せず事端を滋くする者あらば、清韓人を問はず法に照して嚴重懲辦す。本官言出づれば必ず之に従ふ。預め言はざるを謂ふ勿れ。切々特に示す。

右告示に依るに豆滿江以北は國家根本の重要地として自國領土なるを主張獨斷し、韓民の保護を切實ならしめ、派辦處の經費を官給として人民に賦課せざる等、民心懐柔の方針を採つたものと思はれる。派出所は之に對し勘界問題は目下兩國政府に於て協商中なるに拘らず、自國領土なりと專斷して公示するは境界問題を益々紛雜ならしめる結果を來すべきを以て、至急取消すべきを要求した。然るに支那側は中央政府の意志なることを述べ、假令出先官憲に於て紛擾の種となるも、政府の意思に基く告示は取消し難いと辨明して我が要求に應

支那官憲の態度

じなかつた。斯くて樞要なる地方十四個所に派辦處を設け、局子街に兵營を増築し、圖們江の渡船場に歩哨を配置し、會寧より間島に通ずる通路に稽查所を置き、通行人を檢問せしむるに至つた。我政府は努めて清國官憲との衝突を避け、鮮人保護の現状を維持し、外交談判の解決を俟つと云ふ方針であつたから、清國官憲は益々横暴を極め、次の方針を探るやうになつた。

支那側の方針

- 一、間島境界談判は之を度外に置き、圖們江以北を全然清國の領土として施設經營すること。
- 二、派出所の施設、行動を妨害し、我をして何事をも爲さしめざることを。
- 三、間島に發展しつゝ、ある日韓人の商業を極力妨害すること。
- 四、鑛山伐木農業に關する利權は日韓人に獲得せしめざることを。
- 五、韓人の裁判管轄も清國の權利なりとする。

此の方針は嚴重なる抗議により完全には實行し得なかつたが、日清人の共同事業たる天寶山銀鑛を兵力を以て封禁し、又韓人が従來自由に伐採して居た慣習を無視して杉松背一帶の山林入會を禁じ、或は派出所配屬の韓國巡查を捕縛

支那官憲の横暴

し憲兵の行動を阻害し、また或は郵便遞送人を捕へて行囊の開披を迫る等其の暴狀枚擧に迫なき程であつた。

五〇

第四 滿洲に於ける諸懸案と問島問題

問島に於ける日支關係は斯くして漸次危機を孕むに至つた。然るに日支間には尙ほ此の外に喫緊なる交渉懸案が山積してゐた。即ち撫順及煙臺炭坑問題、營口線鐵道問題、法庫門鐵道問題、安奉線鐵道問題等はその主なるものであつた。

撫順及煙臺炭坑問題

撫順及煙臺炭坑 撫順及煙臺炭坑は日露講和條約に依り、我が國が露西亞から讓受けたもので、本炭坑は實に滿鐵の生命であつたが、支那は清國人個人の權利であることを主張してその還付を迫つて居た。

營口線鐵道問題

營口線鐵道 營口線鐵道は露西亞が東支鐵道南滿洲支線建設及經營に關する契約第三條に依り、材料運搬の爲め八箇年を期限として敷設した鐵道である。日本は日露講和條約第六條に依り、長春、旅順口間の鐵道及其の一切の支線並に

之れに附屬する權利特權財產其の他利益の爲に經營する一切の炭坑と共に露西亞より讓渡を受けたのである。然るに支那は此の線は露清鐵道條約に規定なき線で、露國が勝手に敷設したものであると云ふ理由に依つて之れが撤去を要求して止まなかつた。

法庫門鐵道問題

法庫門鐵道 明治三十八年十二月滿洲に關する條約附屬秘密議定第三條によれば、清國政府は南滿洲鐵道の利益を保護する目的を以て、該鐵道回收以前に右鐵道の近く若くは之と併行して鐵道を敷設せざることに協定が出来て居る。然るに清國は京奉線新民屯から南滿鐵道に並行して法庫門に至る約五十里の鐵道を敷設せんとして居た。本鐵道は僅々五十里に過ぎざる鐵路であるが、將來北方齊々哈爾に達し、南は京奉線に依り營口及秦皇島に出でんとするもので、本鐵道の完成は實に我が滿鐵線の死活に關する重大問題であつたが、清國は既に英國ボーリング商會と工事請負契約を了してゐた。

安奉線鐵道問題

安奉線鐵道 安奉線鐵道は日露戰役中、軍需品輸送の爲敷設した軍用輕便鐵道であつたが、明治三十八年十二月滿洲善後條約の附屬條約第六條により、一般

の貨物運搬用に改め、改良工事を施し、四十一年十二月までに竣工する筈であつた。然るに線路確定其の他につき交渉泥滞して居たので、日本は更に交渉を進め、委員を任じて線路の踏査を要求した。清國は郵遞部より吏員を派し、日本の鐵道委員と共に線路踏査に従事せしめ、陳相屯より奉天に至る二十哩を除く全線の踏査を終つた。依つて日本では更らに線路敷地の買収を督促した。清國外交部は東三省總督錫良をして日本領事と交渉せしむるに至つた。然るに錫良は北京政府の内意を體し、極力政策に反對し、且つ該鐵道の守備兵を撤退せんことを要求した。日本は斯る交渉に耳を藉さず、錫良の提議を以つて條約を無視するものなりとなし、再三再四交渉するところあつたが、錫良は前言を繰り返すのみで、遂には碌々回答さへなさざるに至つた。こゝに於て止むを得ず、北京政府を待たず條約上の權利に基き、自由行動を探るべき旨を通じ、同時に南滿鐵道會社に命じて起工せしめ、斷然たる態度に出づべき狀勢を示した。

清國は我が最後の通牒に接し、日本政府の堅き決心を知り、急に態度を改め、若し日本が間島問題に就き相當讓歩するならば他の諸懸案は日本の主張に應せ

んと提議した。蓋し清國では、間島は清朝發祥の靈地で之を他國に讓るに於ては清朝の威信全く地に委し、統治上非常な困難を來す惧れがあつた。又清國の邊境にはその外にも所屬曖昧な土地が多かつた。若し清國が間島に於て讓歩すれば惡例を後日に貽し、他國からも續々境界問題を提起せられることを恐れ居た。日本は當時戰勝の餘榮を擔ちて滿蒙は勿論西比利亞までもと密かに期待して居た時である。猶額大の間島問題の爲め更らに安奉線其の他の懸案を遅延せしむることは、我が滿蒙大計畫上の不得策とせなければならなかつた。そこで清國の提議を容れ、明治四十二年九月間島に關する協約を以て數十年來の國境問題を解決し、豆滿江を以て清韓兩國の國境とし、間島は永久に清國領土たることを認むるに至つた。

間島に關する協約

大日本國政府及大清國政府は、普隣の好誼に鑑み、圖們江が清韓兩國の國境たることを互に確認し、並に妥協の精神を以て一切の辦法を商定し、以て清韓兩國の邊民をして永遠に治安の慶福を享受せしめんと欲し、茲に左の條款を訂立せり。

第一條 日清兩國政府は圖們江を清韓兩國の國境とし、江源地方に於ては定界碑を起

點とし、石乙水を以て兩國の境界となすことを聲明す。

第二條 清國政府は本協約調印後成る可く速に左記の各地を外國人の居住及貿易のために開放すべく、日本政府は之等の地に領事館若しくは領事分館を開設すべし。開放の時期は別に之を定む。

龍井村 周子街 頭道溝 百草溝

第三條 清國政府は從來の通り圖們江以北の墾地に於て韓民の居住を承準す。其地域の境界は別圖を以て之を示す。

第四條 圖們江以北地方の雜居區域内墾地居住の韓民は清國の法權に服従し、清國地方官の管轄裁判に歸す。清國官憲は右韓民を清國民と同様に待遇すべく、納税其他一切行政上の處分も、清國民と同様たるべし。

右韓民に關する民事刑事一切の訴訟事件は清國官憲に於て清國の法律を按照し公平に裁判すべく、日本領事館又は其委任を受けたる官吏は自由に法廷に立會ふことを得。但し人命に關する重案に就ては、須らく先づ日本領事に知照すべきものとす。日本領事館に於て若し法律を按照せずして判斷せる廉あることを認めたる時は、公正の裁判を期せんがため別に官吏を派して審視すべき事を清國に請求することを得。

第五條 圖們江以北雜居區域内に於ける韓民所有の土地家屋は、清國人民の財産同様、に安全に保護すべし。又該江沿岸には場所を選び渡船を設け、雙方人民の往來は自

由たるべし。但し兵器を携帯するものは、公文又は護照なくして境を越ゆるを得ず。雜居區内産出の米穀は韓民の搬出を許す。尤も凶年に際しては尙禁止するを得べく、柴草は舊に依り照辦すべし。

第六條 清國政府は將來吉長鐵道を延吉南境に延長し、韓國會學に於て韓國鐵道と聯絡すべく、其一切の辦法は吉長鐵道と一律たるべし。開辦の時期は清國政府に於て情形を酌量し、日本政府と商議の上之を定む。

第七條 本條約は調印後直ちに効力を生ずべく、統監府派出所並に文武の人員は成るべく速に撤退を開始し、二箇月を以て完了すべし。日本國政府は二箇月以内に第二條所定の通商地に領事館を開設すべし。

右證據として下名は各其本國政府より相當の委任を受け、日本文及漢文を以て作成せる各二通の本協約に記名調印するものなり。

明治四十二年九月四日宣統元年七月二十日

大日本國特命全權公使

伊 集 院 彦 吉

大清國欽命外務部尙書會辦大臣

梁 敦 彥

間島問題に關する諸論評

……間島を抛棄して交換的に解決したる懸案は、第一安奉線改築問題であつた。安奉鐵道は日露戰役中軍用鐵道として敷設した輕便線である。戰後日清條約により日本政府は清國政府の援助を得て商工業用の爲に本鐵道を改築することになつて居た。日本政府は其の改築工事に着手すべく清國の援助を求めたるに言を左右に托して之れに同意しなかつた。既に協約の明文あるに係らず、清國の此の態度は不信の甚しきものであつた。我政府が自由行動を執り、工事に着手すべく、最後通牒を發したのは當然である。第二に清國政府は滿鐵の併行線を敷設せざる旨協定せるに拘らず、新民屯、法庫門間の鐵道を敷設したので、我政府は之れに抗議した。

第三に大石橋營口間の支線は、露國が任意に敷設したものであるとの理由を以て之れが撤廢を迫つた。第四に撫順及煙臺の炭礦は清國人の權利に屬するものとして之れが返還を要求した。第五に安奉南滿沿線の鑛山は撫順煙臺炭礦を除き、日清兩國人の合辦とすべく、東三省當局と我領事と議定したのであるが、清國政府は之れに異議を唱へた。第六に京奉鐵道を奉天城根に延長することに關し、滿鐵と交叉する件に關し協議中であつた。

以上の諸懸案を見るに多くは事理明白にして、問題とすべき價値なきものである。然るに之を以て日清間の外交問題として行き請りに至らしめたのは、其の理由を知るに苦しむところである。第一、第二の問題は既に協定済みであり、第三の問題はポーツマス條約に依り露國政府より讓渡を受けた鐵道である。若し東清鐵道條約以外の線ならば、須らく露國に損害の賠償を要求すべきで、清國の主張は一顧の價値なきものである。第四の撫順煙臺炭礦は滿鐵の生命で、其の收益の約八割はこの炭礦より生ずると謂はれて居る。此の問題は戰役直後一度起つたことがある。其の際政府は外國人私有財産整理委員會を設け、慎重調査の結果ポーツマス條約の條項に該當し、東清鐵道と共に露國政府より讓渡を受けたものであることが明白となり、そ

の請求を却下したのである。第五は東三省當局と我領事との間に協定済みであり、第六も地方的に解決すべき小問題であつた。觀じれば之等の諸懸案に對する清國の主張は總て非理である。然るに之を以て間島の領土權と交換したるは如何にも殘念であつた。

………殆んど問題とすべからざる滿洲諸懸案を問題とされて策の出づる處を知らず遂に間島の領土權を讓步したことは確かに我外交の失敗である。之を政治的に論ずれば間曠地帯の沿革に鑑み、鴨綠江對岸一帯及琿春方面を清國領土としたる代はりに間島一帯を朝鮮の領土とするが最も妥當公平である。定界碑を是認し、琿春に嘗つて清國が駐防協領を置いたのに、朝鮮にて争はなかつた事實あるを以て、今更ら此の議論は成立せずとするならば係争地となつた間島一帯は之を折半して解決すべきであつた。

x
x
x
x
x
x
x

第一朝鮮で豆滿江と稱し支那で圖們江と呼ぶのは、三史語解によると元來女眞語の萬夫長の意なる豆漫より出た蒙水合流の大江の義に解すべきものであり、統門江、圖們江などの同音異字を用ふる場合もあるから、土門江と轉訛せぬ限りもない。随つて支那で豆滿江即ち土門江と主張すればとて、穴勝誤認とばかりも言へない。

第二豆滿江の源流のうち定界碑に最も近き紅土水ですら東へ八里許りも距つて居るから碑文に東爲土門とある土門江には當らない。碑の直東に發源する分水嶺土門江が本物の土門江である。それ故支那の主張は明かに誤認であると朝鮮では抗議してをるが假りにその説に従つて豆滿江と土門江が別物であるにしても、定界碑に向つて東流するものは豆滿江を除いて外にない筈である。分水嶺土門江は二道松花江或は單に二道江となり、その末は松花江に入るのであつて見れば、それは北流であつて決して東流とは言へない。若し分水嶺の土門江を以て碑文の東爲土門

に當るものとすれば、北間島は悉く北滿の東南部一帯の地域を朝鮮の領土としてその所屬權を争はねばならぬこととなるが、それは無理な相談といふよりも、寧ろ滑稽千萬で到底正氣の沙汰とは思はれない。

第三、元來朝鮮は豆滿江以外にその領土を所有して居つたと云ふ事を聞かない。それ故碑文に東爲土門とあるは、唯一東流の大江たる豆滿江であらねばならぬ。高麗の睿宗の代に尹璠が豆滿江を渡つて今日の北間島の地域までも征服したと云ふやうに朝鮮の史家が説いて居るが、尹璠はその實摩天嶺の險關を扼して力戦し、纒かに女眞の南下を禦いだ程度に過ぎない。又李朝の太祖成桂が西紀千三百八十二年に李豆蘭を遣して女眞の各部を征服し、後年即ち即位の前年に李必を派し、榜文を齎して綏芬河、毛隣河、海蘭河地方の野人部落を招撫せしめたのは事實であるが、それを言掛りにして彼是言ふ分には、支那から逆振を喰つて却つて半島全土の領有を主張せられても詮方ない譯で際限ない話である。否李朝の初期は國家勃興の時代であるが、その時代に於てすら豆滿江外に領土を擴張する意氣と實力なく、越邊の野を口して徒に野人面となし、虜窟となし、豆滿江は永久的分界であると斷定して居つたことは世宗の上諭に、況豆滿江抱我境天作之險非古人所謂大江作池者乎といひ、金宗瑞

の疏文に、以豆滿江爲限者有一大義、二大利、據長江之險、一大利也といひ、その外左の題詠によつても亦明かである（題詠省略）

第四、間島には多數の國人が清人に先ちて移住して居るから朝鮮の領土に相違ないと説く者もあるが、それは國家の版圖と住民の國籍が何等關係のないことを解せない無知の結果であつて、國際法の所謂屬人主義は遺憾ながら現代に通用せぬから詮方ない。否間島問題が起つてこのかた清國は間島を以て自國の領土と認定し、民政に軍事に着々施設怠りなく、以て今日に至つたのであつて見れば、縱しや間島がむかし朝鮮の領土であつたにしても、支那は既得の權利即ち時効による版圖の獲得として一向に頓着せなければそれまでの話である。

雜とこんな具合に清韓國境の争議は所詮朝鮮の主張が薄弱であつた。當時偶々東京に亡命中の支那革命黨の袖領宋教仁が上野の圖書館などに通ひ詰めて、有力な材料を蒐集し、北京政府に進言した間島事情は考證該博、論旨精到、朝鮮の主張を完膚なく反駁し盡して餘蘊なきものであつて、これを覆すに足る確乎たる論據の持合は日鮮人士の間にも鳥渡見當るまいと思はれた。………

第三章 間島移住民

第一節 移住状況

圖們江對岸の間曠地帯が、何時とはなく支那人朝鮮人の移住するところとなり、清國政府も大勢の趨くところに従ひ遂に之れを公認するに至つたことは前記の通りであるが、鮮支人の間島居住状況は次に掲ぐる間島琿春地方在住戸口累年別表に示す如く、明治四十年にありては朝鮮人の人口僅かに七萬三千に過ぎなかつたが、昭和五年末には三十八萬八千三百六十六人に達し、二十三年間に約五倍となり、毎年平均一萬三千七百一十一人餘の増加を示して居る。之れ出生に依る自然増加の外に、鮮内よりの移住による増加を含むものである。此の増加を年次に依つて見るに、大正元年には一時に約三萬五千人の増加を見、大正六七の二年間には五萬人、大正八年は二萬五千人、次は明治四十一年、四十四年の一萬八千人等が多數を占めて居る。之れを支那人と比較して見るに、支那人は明治四十年に二萬三千五百人であつたが、昭和五年には十一萬七千四百二人とな

り、同じく二十三年間に九萬三千九百二人の増加で、毎年平均四千八十二人の増加となり、朝鮮人の平均一萬三千七百十一人の増加に比し、非常な差である。

今又移住朝鮮人の在住地方とその本籍別に就いて調ふるに、次表現住朝鮮人在住地方並に本籍別表の通りである。

今又移住朝鮮人の在住地方とその本籍別に就いて調ふるに、次表現住朝鮮人在住地方並に本籍別表の通りである。

間島嶺春地方在住戸口累年調査表 (八印日減) (昭和五年末現在)

明 治 四 四 四 四 四 〇	大 正 四 四 三 二 元	昭 和 一 一 一 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 二	朝鮮人		支那		内地		外国		計	
			戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
〇	一	一	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000
一	二	二	2,000	20,000	2,000	20,000	2,000	20,000	2,000	20,000	2,000	20,000
二	三	三	3,000	30,000	3,000	30,000	3,000	30,000	3,000	30,000	3,000	30,000
三	四	四	4,000	40,000	4,000	40,000	4,000	40,000	4,000	40,000	4,000	40,000
四	五	五	5,000	50,000	5,000	50,000	5,000	50,000	5,000	50,000	5,000	50,000
四	六	六	6,000	60,000	6,000	60,000	6,000	60,000	6,000	60,000	6,000	60,000
四	七	七	7,000	70,000	7,000	70,000	7,000	70,000	7,000	70,000	7,000	70,000
四	八	八	8,000	80,000	8,000	80,000	8,000	80,000	8,000	80,000	8,000	80,000
四	九	九	9,000	90,000	9,000	90,000	9,000	90,000	9,000	90,000	9,000	90,000
四	〇	〇	10,000	100,000	10,000	100,000	10,000	100,000	10,000	100,000	10,000	100,000
元	一	一	11,000	110,000	11,000	110,000	11,000	110,000	11,000	110,000	11,000	110,000
元	二	二	12,000	120,000	12,000	120,000	12,000	120,000	12,000	120,000	12,000	120,000
元	三	三	13,000	130,000	13,000	130,000	13,000	130,000	13,000	130,000	13,000	130,000
元	四	四	14,000	140,000	14,000	140,000	14,000	140,000	14,000	140,000	14,000	140,000
元	五	五	15,000	150,000	15,000	150,000	15,000	150,000	15,000	150,000	15,000	150,000

現住朝鮮人在住地方並に本籍別表 (昭和五年末現在)

延 吉 縣	和 龍 縣	汪 清 縣	琿 春 縣	計	戸数		人口		前年と比
					男	女	男	女	
1,000	1,000	1,000	1,000	4,000	2,000	2,000	20,000	20,000	+
2,000	2,000	2,000	2,000	8,000	4,000	4,000	40,000	40,000	+
3,000	3,000	3,000	3,000	12,000	6,000	6,000	60,000	60,000	+
4,000	4,000	4,000	4,000	16,000	8,000	8,000	80,000	80,000	+
5,000	5,000	5,000	5,000	20,000	10,000	10,000	100,000	100,000	+
6,000	6,000	6,000	6,000	24,000	12,000	12,000	120,000	120,000	+
7,000	7,000	7,000	7,000	28,000	14,000	14,000	140,000	140,000	+
8,000	8,000	8,000	8,000	32,000	16,000	16,000	160,000	160,000	+
9,000	9,000	9,000	9,000	36,000	18,000	18,000	180,000	180,000	+
10,000	10,000	10,000	10,000	40,000	20,000	20,000	200,000	200,000	+

即ち威鏡北道の二十七萬七千八十二人を最高とし、威鏡南道の三萬三千六百一人を次とし、江原道平安南道黃海道慶尙北道平安北道慶尙南道忠清北道全羅南道忠清南道の順で、全羅北道の二千三十五人が末位となつて居る。又之れを在住地方別に見ると、延吉縣の十九萬五千二百四十二人が最高で、和龍縣の十萬二千六百七十四人が之れに次ぎ、琿春縣の五萬三百四十九人、汪清縣の四萬百一人の順になつて居る。職業別に就いて見るに、總人口三十八萬八千三百六十六人の内、戸數に於て五萬八千七百九十五人、人口に於て三十四萬二千百七十七人が農業で、其の他は六百八十四人の官公吏と、三百三人の銀行會社員で、四萬七千二百七十二人は定職の不明瞭なものである。

現住朝鮮人職業別表

(昭和五年末現在)

六六

官 公 社 員 吏	銀行・會 社 員	農 業	商 業	工 業	其 他	計 の	延吉縣			和龍縣			汪清縣			摘 要
							戸 數	男	女	戸 數	男	女	戸 數	男	女	
							計	計	計	計	計	計	計	計		
三三	三三	七四六	一、三三八	八、六〇〇	八、六〇〇	三、三〇〇	一、六五〇	一、六五〇	三、三〇〇	一、六五〇	一、六五〇	三、三〇〇	一、六五〇	一、六五〇	三、三〇〇	
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	

右の表に見る如く、間島三縣及琿春に於ける移住鮮人は、其の大多數が農業者であるが、之れを昭和五年の調査により地主自作小作に分別し、支那人と比較して見ると、即ち昭和四年に於ては鮮人地主四千七百七十六戸、支那人地主四千四百七十四戸、自作鮮人二萬四千三百三十八戸、自作支那人三千五百八十八戸、自作小作併行する者鮮人一萬四千六百三十八戸、支那人九百一十戸、全く小作のみに依り生活する者鮮人一萬九千九百九十七戸、支那人一千四百五十五戸になつて居る。更に各種別に就き次表に依り年次別に比較して見ると、鮮人地主にありては大正十四年に三千九百九十戸であつたが、昭和四年に於ては四千七百七十六戸、即ち八百八十六戸の増加となり、支那人にありては三千八百五十六戸から四千四百七十四戸、即ち六百十八戸の増加となり、鮮人に比し非常な差を示して居る。又自作農に在りては鮮人は大正十四年より昭和四年までの間に、一千九百九十戸の増加となり、支那人にありては四百五十五戸の増加を示し、鮮人が優勢を示して居る。自作小作にありては朝鮮人二千九百二十三戸に比し、支那人の三百四十戸、小作にありては鮮人二千三百八十四戸、支那人三百六十七戸の増加を示して居る。

間島琿春農民種別表

(昭和四年末現在)

種別	年次	地				自				小				作			
		延吉	和龍	汪清	琿春	延吉	和龍	汪清	琿春	延吉	和龍	汪清	琿春	延吉	和龍	汪清	琿春
種別	大正一四	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
	支	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
種別	昭和元	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
	支	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
種別	昭和二	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
	支	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
種別	昭和三	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
	支	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
種別	昭和四	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
	支	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946

種別	年次	地				自				小				作			
		延吉	和龍	汪清	琿春	延吉	和龍	汪清	琿春	延吉	和龍	汪清	琿春	延吉	和龍	汪清	琿春
種別	大正一三	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
	支	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
種別	大正一四	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
	支	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
種別	昭和元	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
	支	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
種別	昭和二	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
	支	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
種別	昭和三	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
	支	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
種別	昭和四	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
	支	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946

今間島地方在住鮮人所有土地反別を、支那人のそれと比較して見ると左表の通りで、昭和元年まで支那人の方が高率であつたが、昭和二年以來鮮人が支那人を凌駕するに至つて居る。

間島琿春鮮支土地所有反別表

(昭和四年末現在)

種別	年次	地				自				小				作			
		延吉	和龍	汪清	琿春	延吉	和龍	汪清	琿春	延吉	和龍	汪清	琿春	延吉	和龍	汪清	琿春
種別	大正一三	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
	支	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
種別	大正一四	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
	支	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
種別	昭和元	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
	支	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
種別	昭和二	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
	支	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
種別	昭和三	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
	支	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
種別	昭和四	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946
	支	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946	1,691	1,703	3,552	6,946

和龍	汪清	琿春	計	耕作面積		一戸當平均	
				面積	比	面積	比
三〇、五三二	七〇、六五五	七〇、六五五	一、七〇七	48%	三、七九六	55%	
三〇、五三二	七〇、六五五	七〇、六五五	一、七〇七	52%	三、七九六	45%	
二、四八三	六、三三二	八、二四三	二、四八三	47%	九、九六九	40%	
二、四八三	六、三三二	八、二四三	二、四八三	53%	九、九六九	60%	
三、七九六	二、四八三	一、七〇七	三、七九六	51%	三、七九六	55%	
三、七九六	二、四八三	一、七〇七	三、七九六	49%	三、七九六	45%	
三、七九六	二、四八三	一、七〇七	三、七九六	54%	三、七九六	58%	
三、七九六	二、四八三	一、七〇七	三、七九六	56%	三、七九六	62%	

又間島地方の耕作面積一戸當りを吉林奉天及朝鮮日本内地と比較して見るに左表の通りで、農業の頗る有望なる事が覗はれる。

間島及滿鮮並に日本内地農戶耕地、一戸當耕地面積比較表

地方別	農戶の數		耕地面積		摘 要
	自 作	小 作	耕地面積	一戸當平均	
間島琿春	一、三、〇六八	三、一、五六一	一〇一、三三〇	三、〇六八	昭和二年領事館調査農戶は支那政府發刊第八次農務統計
吉林省	一、〇、八七〇	一、〇、八七〇	三、四〇五、〇〇〇	三、〇六八	昭和三年朝鮮總督府農業統計表
奉天省	一、〇、八七〇	一、〇、八七〇	四、五七五、〇〇〇	三、〇六八	昭和三年朝鮮總督府農業統計表
朝鮮	一、〇、八七〇	一、〇、八七〇	四、五七五、〇〇〇	三、〇六八	大正十四年農林省調査
日本内地	一、〇、八七〇	一、〇、八七〇	一、〇、八七〇	一、〇六八	

移住鮮人の中には支那官憲の強要に依り、又は自發的に支那に歸化し、所謂三重國籍を有するものがある。昭和二年の調査に依れば延吉縣に於て一千七百五戸、九千七百四十一人、和龍縣に於て五千二百六十一戸、三萬六千五百五十三人、汪清縣八百八十二戸、七千五百四十五人、琿春縣一千二百六十三戸、七千七百四十五人、合計九千百一十一戸、五萬五千六百八十四人になつて居る。

所謂歸化朝鮮人表

昭和二年	延吉縣		和龍縣		汪清縣		琿春縣		計		摘 要
	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口	
一、〇、八七〇	九、七〇〇	一、〇、八七〇	九、七〇〇	一、〇、八七〇	九、七〇〇	一、〇、八七〇	九、七〇〇	九、七〇〇	一、〇、八七〇	九、七〇〇	昭和二年以外の年次は全然不明

以上は間島に於ける移住鮮人の概況を示したものであるが、尙間島以外に於ける移住鮮人を調査するに滿洲全體(間島を除く)に二十萬七千七百七十四人、樺東露領に十四萬五千六百七十八人、支那本部に二千二百十三人、關東州に一千五百二十七人、香港十四人、其の他諸外國に於て七千六百九十一人、計三十六萬四千二

百九十七人、それに間島の三十八萬八千三百六十六人を合して七十五萬二千六百六十三人の在外鮮人を有つて居ることになつて居る。官廳の調査は以上の通りであるが、尙調査洩れ等を見越し、一口に在滿鮮人八十萬、在外鮮人百萬と稱せられて居る。

在外鮮人一覽表

	男	女	計
關東州	七〇一	八二六	一、五二五
滿洲	一一四、七四七	九二、四二七	二〇七、一七四
支那本部	一、二八四	九二九	二、二一三
香港	九	五	一四
極東露領			一四五、六七八
其他諸外國			七、六九一
計	一二六、七九一	九四、一八七	三六四、二九七
間島	三〇五、二六五	一八三、一〇一	三八八、三六六
合計	三三二、〇〇六	二七七、二八八	七五三、六六三

第二節 移住の原因

間島地方並に南滿地方に斯く年々移住鮮人の増加しつゝある理由は、第一に國を接する地理的關係を挙げねばならない。次に間島が天恵的に地味良好で農作に適し、地價も比較的低廉であり、而も同地方は間島協約に依り居住の自由が得られ、土地所有の權利が認められるやうになつたこともその理由たることを失はない。又複雑煩瑣な生活に耐へざるものが、一度國境を越ゆれば比較的安易な生活が送られることも、見逃すことの出来ない理由である。説を爲す者曰く、「元來朝鮮人は祖先の地を離れることを嫌ふ風がある。それに拘らず故郷を捨て、遠く異境に漂ふのは、何か重大な事情がなければならぬ」と、之れに對し主義者等は日本帝國主義の壓迫に依るものとして居る。然し彼等には祖先の地に眷戀たる氣風があると同時に、又一部には放浪性も多分に有して居る。此の放浪性は舊時政弊の賜で、恒産なき貧民を多分に有した餘弊が、高麗朝末期から著しく率を高めて來た人口増加の現象と相俟つて、之れを深酷ならしめた

郷土心

放浪性

ものと見ることも出来る。移住者の中には日本内地への出稼もあるが、その大部分は間島を始め滿蒙西伯利の奥地を好んで移住して行く。彼等には環境に適應し、善處して行く氣概と能力に乏しく、動もすれば漂浪の旅に放浪の生活を撰び、自然の支配環境の流れに卑屈にも忍従する傾向のものがある。之等の點が彼等の移住をして北へくと向はしむる所以ではあるまいか。勿論生活の安易と人口の稀薄は、民族の移動を誘發する重大なる原因ではあるが、彼等の環境を激變せしめ移住を促がした事項、即ち移住の原因となつた重なる事項を舉ぐれば次の如きものがある。

移住原因

- 一、森林多く藥草簇生する爲狩獵採藥の爲め渡江するに至りたること。
- 一、人口稀薄にして土地低廉、生活安易なること。
- 一、凶作に遭遇したる貧困者が、未墾地を目指して渡江したること。
- 一、醇朴粗野にして原始的な生活に憧憬する者が、複雑煩多なる生活を逃れてこゝに至りたること。
- 一、日韓併合以來帝國臣民として官憲の保護を受くるに至り、從來支那人より

受けたる蔑視より免るゝに至つたこと。

- 一、東拓の土地買収により多額の金員を入手した者が、地價低廉なるこの地に移住を志したること。

- 一、米價漸騰し、この地方の水田耕作頗る有利となり、こゝに着目するに至りたること。

- 一、土地を賣放ち、その資金を以て比較的低廉な土地を買入れ、農業を營まんとする者が増加したること。

- 一、鮮人は支那人間の賣買よりも二倍三倍の値を以て土地を購入する爲め、支那人は鮮人を歓迎せること。

- 一、支那人地主が比較的純朴な小作鮮人を歓迎したること。

- 一、親戚故舊の勧誘に動されたこと。

- 一、移住仲介を爲すもの、誇張的宣傳に誘惑せられたこと。

- 一、官憲の干渉を嫌忌して國外に逃れたこと。

- 一、火田の禁止に依り所謂火田民が移住したること。

- 一、物價の騰貴は農民に多大の打撃を與へ、生活困難を來したること。
- 一、鮮内に於て東拓其他内地人の土地買収に依り地價の騰貴を來し、従前の如き收益なきに至りたること。
- 一、日韓合邦前後に於ける所謂義兵の殘黨及合邦に快からざる者が渡江したること。
- 一、排日思想を持つ宗教家が信徒に對し種々の手段を弄して招致に努めたこと。
- 一、不正官吏にして併合後綱紀肅正に堪へず、安全なる避難地をこゝに求めたこと。
- 一、不倫悖徳の行爲に依り郷黨に容れられざるものが移住したること。
- 一、犯罪人が罪跡を蔽ふ爲め逃走し、又は無賴の徒が半賊半農の目的で渡江したること。
- 一、阿片吸飲者や博徒が取締緩なるこの地方に樂天地を求めたこと。

第三節 移住民に對する保護施設の現況

保護機關の配置

移住民に對する保護事業は統監府派出所撤退後數年間は疎まれ勝ちであつた。尤も大正元年朝鮮總督府事務官の特別任用令が發布せられ、間島及安東駐在領事に本府事務官を兼任せしめ、移住鮮人に關する事務を兼任せしめてはあつたが、積極的活動の時期ではなかつた。然るに世界大戰の勃發により財界頓に好轉し、大正四五年頃から再び間島開發を旨指す者著しく増加し、當初總督府に於ては鮮人の移住を成る可く抑制せんとする方針に出でたこともあつた。然しそれは何の効果もなく年々増加の一方を辿り、益々間島開發熱が高まるのみであつた。依つて外務省に於ては朝鮮警察官を領事館警察に出向せしめ、人員の充實を劃る等、漸やく積極的の保護が計畫せらるゝに至つた。斯くて大正八年の朝鮮獨立騷擾事件が間島に波及し、治安頗る紊れ、遂に翌九年の環春事件勃發、同十一年の頭道溝事件發生となり、茲に愈々積極的保護施設の必要に迫られ、外務省に於ては間島環春地方十七箇所に警察署及警察分署を設置し、奉天安

東領事館には朝鮮人副領事を配置するに至つた。總督府側に於ては大正十年以來在外移住鮮人に關する事務を處理する爲め、專任事務官一人、屬九人の定員を置き、安東奉天吉林哈爾濱間島浦潮（大正十二年廢止）等の各地に派遣員を置くことゝなつた。斯くて外務省との間に事務の分擔を協定し、外務省側に於ては警察取締及調査就籍に關する事項を分擔することゝなり、總督府側に於ては衛生防疫金融産業教育救済に關する施設を分擔處理することゝなつた。

保護の實施狀況

衛生

衛生 統監府派出所開設當時民心懐柔の一策として間島慈惠病院を設け、憲兵隊附軍醫をして診療に當らしめてあつたが、派出所撤退後は間島總領事館囑託醫をして之れに従事せしめてあつた。大正五年に會寧慈惠醫院出張所を龍井村に置き、次で大正十四年各道慈惠醫院が道に移管せらるゝに及んで、道立會寧醫院間島出張員診療所と改稱され、現在醫官三名、醫員二名を配置してある。醫療機關の配置は鮮支人共に歓迎し、内外人の撫育には最も適切なる施設で、其の成績見るべきものあるに鑑み、優秀なる鮮人醫師を選抜して囑託醫とし、間島軍春地方十七箇所、間島以外の滿洲各地二十箇所に之れを配置して時々巡回診療

を行はしめてある。又交通不便なる奥地に對し、賣藥を配付して醫療の普及を計つて居るが、何れも良好なる成績を收めて居る。

移住鮮人は主として農業を營み、畜牛は彼等唯一の資財であるが、間島地方は獸疫殊に牛疫の常在地と目せられ、屢々農家に不慮の災厄を與へるので、龍井局子街軍春の各民會に囑託獸醫を、其の他十八民會に獸醫假免許員四十名を配置し、牛疫の早期發見及應急措置等の事務に當らしめてある。又獸疫豫防に關する講習會を開き、豫防注射を行ふ等相當成績の見るべきものがある。

金融

金融 明治四十四年龍井村大火の際、罹災者救助の爲總督府より下附した金貳萬五千圓を資金として間島救済會が成立し、小農に對し低利資金の融通を爲すことゝなつた。其の後同地方の發展に伴ひ、右救済會の資金に不足を告げ、且つ業務地域擴張の必要に迫られたので、東拓會社と協議の上同社の資金を融通し、間島一圓に投資することゝなつた。其の後大正九年陸軍省より下賜された救恤金拾萬圓を以て龍井村局子街頭道溝及軍春の各朝鮮人民會内に金融部を設け、小農に對する貸出を開始したが、一般より多大の感謝を以て迎へられた。斯

くて大正十三年には間島救済會より資金の融通を受け、益々業務の擴張を計り、首草溝と嘎呀河に局子街金融部の出張所を、天寶山に龍井村金融部の出張所を設けた。總督府に於ては之等各民會金融部開設の都度、夫々相當額の補助を與へてゐる。又間島以外の南滿各地鮮人金融機關に對しては、東亞勸業株式會社をして資金の融通を爲さしめ、又役員の給與等に對し總督府の補助を與へる等業務の振興と在外鮮人の發展に資して居る。

産業

東亞勸業株式會社に對し年々補助金を下附して在滿鮮人の農業資金貸出、金融機關に對する資金の融通、小作鮮農の收容、農事の改良等に當らしめてゐる。會社は約十二萬町歩の土地を所有し、鮮人小作農を收容して生活の安定を圖り、叭織、養豚、草栽培等の副業を奨励し、奉天に大規模の精米所を設け、鮮人労働者を收容し、又醫院、學校、書堂等を設けて教育及衛生方面にも力を注いで居る。

鐵道

天圖鐵道 本鐵道は日支合辦に依り大正十二年成北上三奉對岸より龍井村を經て局子街及老頭溝を連結する鐵路で、間島の開發、在住鮮人の福利増進上、極め

て重要な使命を持つ線路であるが、現在に於ては營業振はず、建設費借款の利拂にすら窮し居る状態で、總督府に於ては大正十三年以降、年々相當額の補助金を支出して居る。

教育

教育 教育に關する施設は曩に統監府派出所監督の下に間島普通學校を開設したが、其の後局子街、首草溝、頭道溝等領事館所在地に普通學校を設け、現在に於ては龍井村中央學校外五校三十書堂に對し、咸鏡北道を通じ、年々補助金を與へてゐる。西間島、鳴綠江對岸地方及南滿各地に於ては、三十一の學校及書堂に補助を與へ、朝鮮總督府教育令に依り、異郷の同胞に新教育を施し、以て智識の向上に資せしめてゐる。

保護撫育事業

其の他保護撫育事業 滿洲西北利亞地方に於ける朝鮮人は、概ね荒み切つた生活を爲し、殊に移住後年次を經て朝鮮の現状を知らず、總督政治に對し誤解を抱けるものが尠くないので、鮮内視察團を組織して朝鮮開發の現状を實地に視察せしめ、又活動寫真等に依り巡回講話を行ひ、精神的慰安を與へ、新聞雜誌を無償配付して智識の啓發を促す等の方法を講じて居る。窮民救護事業として昭和

三年間軍地方の大洪水に際し救助金を支出し家屋の建築費、籽種子代、副業奨励費に充當せしめた。又同年鮮内の旱害に依り開島方面に移住の止むなきに至つた窮民に對しては、東亞勸業株式會社をして朝鮮人民會金融部に資金を融通せしめ、農業資金の貸出を爲さしめ、昭和四年滿洲各地の水害に際しては、罹災民二萬三千人に對して夫々救護の方法を講じた。

在滿鮮人に對する保護施設は概要右の通りであるが、領土を異にし且つ彼の廣漠たる地方に散在する鮮民に對する保護は頗る困難で、殊に多數鮮人中には總督政治に反感を有し、却つて離反せんとするものすらあり、且つ支那側に於ては移住鮮人を以て日本帝國主義侵略の先驅を爲すものなりとし、我が方の施設に妨害を加へ、鮮人の居住に壓迫を加へつゝある現況に照し、之れが施設は益々困難を來してゐる。

第四章 移住民に對する支那側の政策

支那側の移住民に對する政策は朝鮮人が國禁を犯して潜入して居た時代は別として、當初はその入國を默認し、中頃には地方開發の爲め寧ろこれを歡迎下し更らに入國者の激増を見るに及んでこれが取締を勵行し、進んで入國に嚴重なる制限を加へんとするに至つた。殊に孫文の唱道せる三民主義が一般に徹底するに及び、共產黨の反帝國主義運動と共に、鮮人の移住は日本帝國主義の先驅をなすものなりとの觀念を深くし、之が對策に一層の熱を帯ぶるに至つた。

天聰二年十二月(西曆一六二六年)清の太宗と朝鮮國王との間に和約を結んだ際、朝鮮國王の書中に「疆域を嚴守し私越を斷禁せん」の語に至りては來意極めて是なり。當さに充分申明すべしとあり。又佛人レージ(康熙四十八年清帝の命を奉じて清韓國境の實測に従事した人)の記録中にも、太宗が半島征服を企てた當時、朝鮮と和約して開曠地帯を協定した旨を明記してある。この清韓國境の中立地帯は兩國が鎖國主義を採つてゐた間、凡そ十九世紀の中頃まで續いた。こ

の間凡そ百二十年間を第一期とし鎖國時代とする。

黙認時代

次に私越潜入の黙認時代である。清韓兩國は互にその國境を閉鎖して中立地帯に於ける越江墾田を絶対に禁止せんとしたが、斯る鎖國政策が何時までも行はるべきでない。年久しきに涉り、法弛み、折角の法禁地帯は何時の間にか清韓流民の雜居區域と化して了つた。かくして私越潜入は公然の秘密、既定の事實となつた。それが李朝の憲宗十一年頃(西紀一八四五年)から德壽宮李太王乙酉二十二年(西紀一八八五年)まで、凡そ四十年間續いた。これを第二期とする。

招撫時代

然るにその年露韓の間に京城條約が成立し、慶典を互市場として通商を開いた。之れに對し支那は和龍峪、光霧峪、西步江の三個所を開放して商埠地とし、國境の封鎖を公然撤廢して兩國民の自由交通並に貿易を承認した。これ支那の對移民策上一大紀元を劃したものである。支那はこれより先き使臣を特派して通ねく邊境を査閲せしめ、韓國との間に通商章程を改訂し、同時に招墾局を設け、舊令を悉く撤廢して韓僑を招撫する方針を探り、日韓併合當時まで續いた。當時清朝は韓人の越境移墾はこれを禁斷することの到底不能無益なるを察し、

寧ろ彼等を利用して地方の開発に資することの遙に賢明なるを悟つた。奉天都督趙爾巽は朝鮮人の内地雜居問題を内閣會議に提出したるに、昔時高麗末年に流寓せる韓人は皆な我が國籍に屬す。今日の流民亦後日我が民にあらざるはなし。外人と同視すべからずとの決定を得て其の自由入國を公許することゝなつた。これと同時に清朝は所謂國內移民を獎勵して山東人の出稼を誘致し、遂に東省今日の盛況を現出するに至つた。鍾城郡鄉廳公文書や金鶴陰の北興要遷、丁若鏞の大韓疆域考、其の他前章に於て述べたる如く、支那の吏員が鮮人の江外居住を禁じ、土地を奪ひ、難髮易服を迫り、その風俗に習ふものを歸化人と看做す等の記事もないではない。然しそれは邊疆屬僚限りの措置で、中央政府の方針には變りなかつた。此の清朝の對移民策は明治四十二年間島協約の成立まで凡そ二十五年間續いた。之を移民招撫の時代第三期とする。

制限時代

次は移民制限時代で、明治四十二年以來今日に及んで居る。即ち明治四十二年九月間島に關する協約が北京に於て調印せられた結果、龍井村、局子、街頭道溝、百草溝の四個所を商埠地として開放し、尙岡門江外の北間島は協約による特別

區域として朝鮮人の居住を承認した。又南滿洲一帶に於ては大正四年五月南滿洲及東部內蒙古に關する條約に依り、日韓併合の結果新に帝國臣民となつた朝鮮人が自由に居住往來し、各種商工業上の建物を建設し、農業を經營する爲め必要な土地を商租する事を得るに至つた。然るに支那は施行細則の協定なきを奇貨とし、自國に都合好き内規を設け、又は地方官憲の手心に依り、折角の條約を骨抜き同様にして居る。此の方策は間島にも及ぼされ、從來認めて居た土地所有權を制限し、歸化を強要し、其の居住にすら壓迫を加へて居る。之を移住制限時代とする。今此の移住制限に就て其の實情を見ることにしよう。

八六

第一節 歸化問題

同化政策

移住民に對する支那側の政策は時代に依り變遷せること前述の通りで、既に移民招撫時代、中央政府は奉天都督に對し、昔時高麗末年に流寓せる韓民は皆な我が國籍に屬す。今日の流民亦後日我が民にあらざるはなし。外人と同視すべからず。と訓令したる點から見、支那側が同化政策を執つたことは明らかであ

孫文の觀たる日本の人口問題

る。元來支那就中漢民族は偉大なる同化抱容力を有する種族で、古來塞外より入りて國を立つるもの皆な却つて被征服者たる漢人に同化されて居る。金遼然り蒙古滿洲又然りである。越境韓人に對する之れまた同化策を以つてせる敢て異とするに足らない。然るに其の後朝鮮が日本に併合せられ、移住民は年々増加の一方なるのみならず、歐洲諸列強の侵略政策に痛く刺戟されたる折柄其の背後勢力の侮るべからざるものあるを覺知するに至つた。孫文は彼の三民主義に人口論を説き、日本の人口は現在六千萬であるが、最近の増加率を以てすれば百年後には二億四千萬に達する。故に海外に發展しなければならぬ。米國は既に門戸を鎖し、歐洲は異種族の侵入を許さない。日本人は到る處入國移住を拒絶されて居る。結局日本は朝鮮と滿洲を經營しなければならぬ。列國は日本の此の状態を知り、日本の滿洲政策に諒解を與へて居る。然るに中國では之れに何等の關心を置かず、唯袖手傍觀して居るのみである。と述べて日本滿蒙政策に注意を喚起し、更らに日本の武力に關し、日本の兵力は平時に於て一百萬、戰時に於て三百萬を有し、海軍力も非常に強く、殆んど英米に比肩し、華

八七

盛頓會議に於て、戰艦を三十萬噸に制限されたけれども、尙此の外に巡洋艦、潜水艇、驅逐艦の精銳數百隻を有して居る。然るに中國は之に匹敵すべき唯一隻の艦船も有して居ない。中國沿海の險要には一つの砲臺もない。日本の陸海軍は何時でも長驅して中國に侵入することが出来る。若し日本が中國と干戈を交ゆることならば、恐らく十日を出でずして中國を攻略するであらう。と説いて日本の武力に對する警戒を促し、其の他政治力經濟力の支那に及す禍害を力説して居る。之等思想の發動普及は邊境地方にも普ねく宣傳せられ、利權回收熱と共に移住朝鮮人に對する危懼となり、制限となり、壓迫となつて現はるゝに至つた。従つて歸化問題は最初勸誘に初まり、外國人の土地所有を嫌ふ點より歸化強要となり、易服を命じ、歸化を條件として土地所有權を與へんとするに至つた。即ち易服に關し大正十二年十一月琿春縣知事の發した命令に依れば「歸化朝鮮人は一面日本側の機關たる朝鮮人民會に入りて其の利用に甘んじ我が國情を内査し、勢力の伸張に助力して居る。斯くの如きは完全に我國に歸化したものではない。爾今歸化朝鮮人は一律に易服せしめ、法を按じて辨理すべき

歸化に關する支那側の訓令

である。と命じた。之に對し同管下南別里に於ては當分少年及青年に易服を勵行せしめ、漸次婦女子に及すべき方針を立てたと云ふ情報があつた。又大正十三年六月には、支那官憲は在住朝鮮人に對し歸化を強要し、非歸化者に對しては差別的待遇をして居る。それ故非歸化者中歸化者の名義を藉りて土地所有權を得る者がある。然し官憲は之等の土地管理權及地上權は將來之を認めざることにし、其の土地を沒收する旨を傳達した爲め、續々歸化の手續をして居る。……支那官憲の移住朝鮮人に對する歸化強要は、遂次積極化し、歸化入籍の届出及土地所有權認定の申請を爲さざる者は、外國人と看做し、所有土地の沒收退去命令等の處分を爲すため、止むなく手續をして居る。(大正十五年六月)と云ふ情報もあつた。又昭和三年六月吉林省長の訓令には、在滿鮮人の歸化を強要し、之に應ぜざる者は直に驅逐し、既に歸化せる鮮人は(一)居留民會及同類の各團體と速かに關係を斷絶し、(二)日本側經營の金融機關を利用せず、(三)子弟は中國設立の學校に入學せしめ、(四)中國の衣服を着用せしむべし。と命じて居る。又同年九月の省令に、

(二) 民國十七年七月一日より同年十二月末日迄を在住鮮人の歸化猶豫期間とし、韓僑代表(歸化勸誘員)に密令して右期間内に歸化手續を完了せしめ、支那服を着用せしむ。

(三) 歸化後の朝鮮人は地方團體の選舉及被選舉權を有し、支那人同様の待遇を受けしむ。

(三) 未歸化者は省内(雜居地を除く)に居住を許さず。

(四) 歸化猶豫期間内は入籍費を減額す。

等を命じて居る。敦化縣長は翌年八月に至り(一)民國十八年八月二十日より九月三十日迄に在敦韓民は中國に入籍手續を要す。萬一之に應せざる者は退去せしむ。(二)中國に入籍したる韓民は中國民と同様の權利を有し、中國民同様に待遇する。(三)中國に入籍したる韓民には中國の衣服を着用せしめる。(四)中國に入籍したる韓民は中國民と結婚するも差支へなし。言語は中國語を使用すること。(五)萬一之に應せざる者は速に退去の準備を爲し、各管轄官廳は之等徒輩を調査し速かに報告すべしと命じて居る。然し此の種の訓令は唯鮮人を

日本側の施設に服せしむるは面白くないから成るべく中國に歸化せしむる様努力を要すと云ふ程度のもので、強要とは云ひつゝも左まで力が入つたものではない。然るに次に掲ぐる訓令は、切實に土地所有權を制限せんが爲歸化を條件とし、典地租地等にも制限を加へ、以て外人たる鮮人の發展を阻害し、或は鮮人を以て日本帝國主義の先驅となし、且つは支那の内政即ち山東民移住等の爲鮮人の歸化を制限し、其の居住發展をも阻害せんとする趣旨が明瞭に現はれて居る。

歸化と土地に關する延吉道尹の訓令 大正一五、五

朝鮮内地にある鮮人は今や日本の經濟的壓迫と各種の苛政に耐へず日を逐ふて我領土に移住する者が増加しつつある。今に於て彼等の生活基礎たる土地の賣買典地、租地等に關する權利義務を明確にせざれば、自ら領土權の神聖を傷け、延いては歸化鮮人の不平を招來し、施政上の支障を來すこと尠くない。依つて地方官は次の各項を嚴重勵行し、憂患を一掃することに努められ度い。

一、非歸化鮮人にして歸化者の名義を藉り、土地を買入れたることを知りたる時は、直

に歸化の手續を爲さしめ、購入の土地は本人の所有に移し、若し歸化の手續を爲さざる時は該土地を官に沒收する。

二、本令發布の後土地賣買に關し、非歸化者に名義を貸與したる者ある時は、既定法規に照して處分する。

三、本令發布と同時に、從來の典地慣例を廢止する。

(典地慣例とは非歸化者が債權に依り土地を擔保として取得耕作又は所有すること)

四、今後歸化者にあらざれば、土地を擔保として取得するを得ず。

五、土地擔保手續は賣買の例に依る。

六、本令發布前に於て非歸化者の取得せる擔保土地に對し、地主に於て期限内に債務を辨償し能はざる時は、官に於て該土地を公賣處分に附し、債務を支拂ふ。

七、一年以上の租地は、歸化者にあらざれば許さない。

八、租地手續の場合には、必ず郷長の立會を要し、之れ無き租地に關しては財産上の訴訟を認めない。

(租地とは地主に租田金を前渡し一年限り耕作を爲すを云ふ)

鮮人の歸化制限に關する吉林省政府訓令 昭和四、三

省内在住鮮人の歸化願書取扱方に關しては、曩に令達の通りであるが、山東省河北省其の他より貧民の移住するもの依然多數なる爲め、本省の人口は逐年激増の趨勢を示して居る。故に朝鮮人の歸化を無制限に容認する時は、將來省民の生活に脅威を招來する虞れがある。地方官は深く此の點に意を留め、現在の歸化者及將來歸化せんとする者に對しては、爾今次の通り取扱はれ度い。

一、歸化を許容する者は引續き三年以上我中國領土内に居住する者なること。

二、前項に該當する者と雖も、現に朝鮮又は露國に籍を有する者は、歸化を許さない。

三、現に歸化證書を有する者で、朝鮮又は露國に移歸する者に對しては、歸化證書の返納を命じ、既に朝鮮又は露國に籍を有すること判明したるときは、歸化證書を回收する。

四、現在官公吏の職を奉ずる者で、前項に該當する者には、速に前國籍離脱の手續を爲さしめる。

五、前第三項に該當する者で、土地を所有する時は、時價に依り官に於て買收する。

六、從來縣長は歸化願書提出者に對して、各本人に憑據を交附して居たが、爾今之を廢

止する。

(從來歸化出願者に對し假證書を交附するを例とし、爲めに眞の證書受給前にも自由に出願を購入することが出来た)

日本の侵略防止と鮮人の歸化に關する吉林省政府訓令 昭和四、八

茲に延吉縣長の稟請に依れば、省内に在住する鮮人は既に五十餘萬の多數を示し、尙將來移住者の激増すべきは過去に照して明かである。此の際防止策を講じなければ、移住激増の趨勢は停止するところなく、省民經濟生活の發展に支障を來すこと甚大である。しかも其の背後者たる日本帝國主義は、之等移住鮮人を利用して深酷なる侵略を試み、凡ゆる奸策を弄して居る。現に延吉地方に於ける國土盜賣事件の如きも、其の一端を實證するもので、實に寒心に堪へない。今鮮人の移住を防止し、日本の侵略的魔手を防止するには、

(一) 鮮人の歸化を許容せないこと。

(二) 鮮人に土地所有權を附與せないこと。

等の手段を撰ぶの外途はあるまい。願はくば省内各縣政府に對して之が實施を斷

行せられんことを」と記してある。しかし日本は在住鮮農に對する我方の態度に付ては、常に重大視して居る。若し我方に於て急激に此の手段を執るならば、日本の反感を買ひ、目前に横はる中日條約改訂問題に影響を與へる處がある。そののみでなく鮮農の大動搖を來し、遂に日本及鮮農に對抗的策動の機會を與へることとなるであらう。依つて省内各縣長は、省政府から何分の指示ある迄は從來通り之を行ひ、日本の侵略行爲に對しては、既述の訓令に遵據して之が阻止に努め、決して専斷に出づる如きことがあつてはならない。

歸化の禁止及取消に關する閩理四縣行政監督の訓令 昭和五、五

在住鮮人中既に歸化した者又は歸化せんとする者に對する注意事項に就ては、屢々訓達したが、我が警察機關が彼等平素の態度及行動に對する查察力不徹底な爲め、歸化鮮人中には依然親日排支の分子があつて、日本の侵略政策に迎合し、我が對日政策に反對する者があることは甚だ遺憾である。我方に於て彼等鮮農の歸化を許す所以は、彼等をして我方に歸依せしむると同時に、日本の間接的侵略の魔手を阻止せむが爲めである。然るに日本官憲の操縦する親日分子に歸化を許し、又歸化者とし

て國民の待遇を與へることは、我が趣旨に反するのみでなく、自らを恥かしむるものである。依つて各縣長は所屬機關を督勵し、彼等の行動を査察し、次の各項に該當する者に對しては歸化を許さざるは勿論、既に歸化したる者でも其の取消手續を爲し、以て我政策遂行上遺憾なきやう努められ度い。

- 一、三民主義に反對する者。
- 二、親日行動を執る者。
- 三、共產思想を抱持する者。
- 四、日本の間諜たる者、及其の疑ある者。
- 五、直接間接日本の侵略政策に利便を與へる者。
- 六、國土を盜賣し又は盜賣せんとしたる者。

之に見る如く支那側の歸化問題に對する政策は、勸招より強要制限禁止と進み、其の理由とするところも、政治的經濟的となり眞劍味を帯びて居る。右は主として吉林省に於ける状況であるが、奉天省に於ては多少事態を異にして居る爲、歸化問題も勿論相當にあるが、更らに土地問題に就て猛烈に制限禁止を加へんとして居る。然し何れにしても朝鮮人の移住、延いては日本の勢力が延びる

韓僑同鄉會其の
他の策動

事を嫌忌してのことである。在滿鮮人中には勿論日本政府の保護下に發展を期して居る者も相當多數あるが、中には寧ろ日本の勢力圏内より脱せん事を欲する、所謂排日乃至不逞の徒も相當にある。之等の連中によりて組織されたる韓僑同鄉會は、國民政府に代表を派遣し、次の請願を爲した。

一、現行國籍法を改正し、入籍手數料を免除するやう東北各省政府に飭令し、入籍を自願せる朝鮮人には一律に許可し、中國々民として權利及義務を享有せしむること。

二、入籍せる鮮人にして中國語に精通せる者を選抜し、入籍鮮人部を設け、又中央及地方政府には之に對する専門委員を置き、同部の事務を指導し、黨化訓練を施し、朝鮮人の自治事務を處理せしむること。

三、奉天省當局では朝鮮人中歸化入籍を願ふ者は、日本政府の離籍證明書を添付さして居るが、之は中央政府に於て飭令すること。

四、民國三年十二月の國籍法第九條を改正し、入籍民の公權制限を撤廢し、平等の待遇を爲すこと。

- 五、間島協約、三矢協約を取消すこと。
- 六、入籍朝鮮人の教育に注意し、朝鮮文及漢文を教授し、國民教育を施し、朝鮮人兒童の學校を増設すること。
- 七、入籍鮮人の經營的施設に注意し、農民銀行を設立して、農業資本を融通し、農民の保護機關を設くること。
- 又、局子街に於ける歸化鮮人は完全なる公民權を得んが爲め、新華民會の組織を企圖し、次の各項を綱領とする會規を設けて居る。
- 一、國民政府の現行法令及び其の他各法章に照して、新華民を指導し、同等の公權を享有せしむ。

二、新華民を勸諭し、從來の習慣、風俗を改良せしむ。

三、一切の法律及規章に就ての常識を巡回講演し、民知を啓發する。

四、三民主義の講演を行ふ。

五、官民間の疎通と新舊華民の親睦を計る。

六、人民の隱微を報告し、官民の疎隔を無くする。

七、不良輩を排除し、延邊の主權を保護する。

八、會員は民會加入を排し、日本貨を貸借せない。

琿春縣下では朝鮮人辦事所を設けて居る。其の目的は朝鮮人の團體として鮮人民會あるも日本側に屬する團體なるが爲め、支那側とは何等利便の受給がない。従つて居住鮮人の對支關係が面白くない。依つて支那側の指揮監督下に墾民辦事所を設け、鮮農の保護利益を享受しやうと云ふのである。其の業務として次の數項を掲げて居る。

一、縣内居住鮮人の歸化を勸誘獎勵する。

二、子弟の支那學校入學を勸誘し、支那教育の普及を圖る。

三、支那教育を受けたる者の就職を世話する。

四、鮮農の土地賣買に關する事務を取扱ふ。

斯く在住鮮人中には支那に歸化する事を望み、支那側の保護を欲する者もある。

然し現在朝鮮には未だ國籍法が施行されて居ない。朝鮮では以前から國籍の喪失を認めて居なかつた。今日に於ても尙此の慣習を維持し、鮮人の外國に

歸化することを認めて居ない。然るに時代の推移と共に國外に移住して相當の年次を経既に移住國の風俗習慣に馴れ、在住國に歸化することに依つてその幸福が確保せられると云ふこともあり、旁々朝鮮に國籍法を施行して歸化を認むべきや否やに就き、色々論議されて居る。曩に滿洲、西伯利亞方面の各關係領事の會議を行つた際の意見は大體次の通りであつた。

積極説

積極説 此の説は歸化を認むることを可となす説で、其の理由とするところは

一、元來舊韓國時代に歸化を認めなかつたのは、當時諸外國は皆な韓國に對して治外法權を有して居た。故に國人の歸化に依る國籍喪失を認めることにならざり、一度外國に出て他國に歸化した者は、其の後朝鮮に歸來しても、最早彼等に朝鮮の法律を適用することが出來ない。それでは不都合である云ふので國籍喪失を認めなかつたのである。然るに日韓併合と共に外國人の治外法權は除かれたので、假令外國に歸化しても此の憂はなくなつた。依つて歸化を許しても差支へない。

二、移住鮮人殊に西伯利亞地方の鮮人中には、既に移住後年次を経て彼の地に生れ、彼の地に成長し、其の言語風俗習慣に馴れ、日本國民たる意識は勿論朝鮮人としての意識すら疑はれると云ふ如き者がある。斯くの如きを何時までも日本國民として遇し、歸化を認めざるは國際通義に反するものであり、又當方に於ても其の必要を認めない。加之相手國の如何に依つては、何かの底意あつて國籍を保留して居るにあらずやと云ふ疑惑を招く虞がある。殊に近來滿洲地方に於ける支那官憲の態度を見るに、朝鮮人の發展は日本侵略主義の先驅をなすものであると云ふ意味から、朝鮮人排斥の聲が擧つて居る。鮮人自身に於ても歸化を欲する者が多數あり、且つ彼等は日本人には歸化が許され朝鮮人には歸化が許されないのは、差別待遇であると思つて居る者もある。時代の思潮若くは帝國の國際的地位に鑑み、露西亞なり支那なりの國籍を欲する場合、之を與へる手段がないと云ふ事は甚だ不都合である。故に朝鮮人にして歸化を好む者には之を許すことにすれば、支那側に於ても之は支那人であり日本人ではないと云ふ感じを起し、其の保護取締に誠意を持つ様にな

り、鮮人自身にとつても利益である。

1011

三、眞實支那の事情に馴れ満洲に土着せんとする鮮人が、歸化が出来ない爲めに彼等生活安定の基礎たる土地權を得られざるは、却つて彼等の爲に不利である。朝鮮人發展の狀況に顧み各般の狀況から見、寧ろ歸化に依る國籍喪失を認めることを得策とする。取締上に於て困ると云ふ説もあるが、之は歸化を許しても許さなくても同じ結果になる。勿論歸化を許さなければ日本人として日本の法律に依り取締ると云ふ便宜はあるが、之とて支那の誠意に依るの外なく、附屬地開放地外に於ては全く日本の手は及ばないのである。

四、在滿鮮人の生活安定を圖るには、専ら歸化即ち國籍喪失の可否それに依つて決すると云ふも過言ではない。今日鮮人の生活狀況は歸化が認められざる爲、商租權、土地所有權が得られず、年々小作を爲し、彼方此方に移動し、種々な壓迫下に所謂水草を逐ふて移住して居る。此の狀態から免れる爲には、土地權を得ることであり、それが爲には歸化を必要とする。又鮮人をして滿洲の地に安定せしむることは、一面に於ては不良鮮人の數を少くする事になる。此

の點から見ても歸化を認めることが必要であり、滿洲の何れの地にも自由に居住營業し得しむることが好都合である。

消極説

此の説は國籍を離脱せしめ、歸化を許すことを不可とする説で、其の

理由とするところは

一、日韓併合の本義から考へて鮮人を文明國民並に引上げ、凡ゆる資格權能を與へることから云へば、勿論歸化を許さねばならない。然し滿洲に於ける朝鮮人の現狀も亦併合の本義から見、之を保護指導し、向上せしむる上に於て、今日歸化を許すべき時機に到達して居ない。大部分の鮮人は日本帝國と云ふ幻影を背景にして、滿洲に發展したい希望を有つて居る。日本政府に對して不滿を有するものは別として、一般鮮人が歸化を希望するは、土地の所有居住其の他の不便を免れんが爲めである。即ち自分の利益の爲めに歸化の必要を感ずるので、支那の法律制度を可なりとして之を欲するのではない。若し一度歸化した以上全く日本の保護を受けることは出来ないこと云ふことになれば、寧ろ歸化しない方がよいと云ふ考を有つ者が多數である。大體から云

へば朝鮮人は歸化が良いか否かに迷つて居る。日本側の保護も徹底的ではなく、又支那の國籍を得れば都合よく土地所有權が得られる場合もあるが、小作ですら思ふ様に出来ない場合もあり、官民の無法なる壓迫を思ふ時日本の十分なる保護を切に希望して居る。

二、歸化を認むれば鮮人の發展上好都合なりとして居るけれども、若し愈々之を認むることになれば資産の有無素行の如何を調査して、容易に歸化を許さないことにならう。何を苦んで自分の國に迷惑となるやうな浮浪の徒に歸化を許さう。又假令支那が歸化を許したにしても、本來の自國民に對してすら随分無法な誅求を敢てする支那官憲の保護は、到底望み得られないところである。此の事は今日歸化に就て不平を鳴らす鮮人にして、確信を以て其の境遇が今日より良くなると答へ得る者はあるまい。歸化の利益は唯土地所有と云ふことのみで歸する。然も若し愈々歸化したとなれば、そこに必ず差別的待遇が起つて来る。彼等は矢張歸化鮮人と云ふ域を脱しない。支那人と同等の地位待遇が與へられることは絶對にない。従つて彼等は歸

化の曉と雖も、土地所有に對しては少くとも或る程度の制限が置かれることは從來の實例が證明して居る。支那は完全な法治國ではない。地方官の意志に依つて如何様にも自由に取扱はれる。支那に歸化して鮮人の境遇がよくなること云ふことは、全く想像が出来ない。

三、生活安定の點から考へれば、無論土地に對する權利が根本で、それを得ると否とは非常な相違がある。商租權問題が都合よく解決しても、夏は唯高粱のみ繁茂し、冬は地下三尺も結氷する滿洲に於て、内地人が支那人に伍し農業に従事することは不可能である。附屬地に於てすら魚商、豆腐屋の如き皆な支那人の手に移り、松茸の走りまでもが支那人に奪はれて居ると云ふ状態では、到底困難な農業に従事することは出来ない。眞の農業者は朝鮮人でなければ向かない。日本で滿蒙に於ける利權を云爲しても、内地人は附屬地其の他鐵道沿線に於て僅かに商工業に従事して居るのみで、基礎の確い農業に従事して居る者は無い。偶々交通不便の地に遁入つて居る者はモルヒネ阿片の不正業者位で、農家は今後十年経つても見ることは出来まい。故に農業は朝鮮

人に經營せしめ、漸次發展せしむるを最も有効適切とする。然るに其の朝鮮人に歸化を許すことになれば、彼等は追々支那人になつて了ふ。其の後に於ては假令彼等が如何に苛酷な壓迫を受けても、最早日本の干渉すべき限りでない。所謂滿蒙の利權も人の居住が根帯である。今日滿洲に於ける朝鮮人の數は、八十萬とか百萬とか謂つて居る。之等鮮人から多數の歸化者を出すことになれば、日支條約の農業や商租權は空文になつて了ふ。唯法制上の矛盾を除く爲めに歸化の途を開くと云つても、それにどれだけの効果實益があらう。朝鮮人に就ては唯商租權の問題さへ解決すればよいのである。

四、歸化に關する法令を發布したら、露西亞は有効に之を利用し、國境の不逞鮮人は之を機會として露西亞側に立ち、色々畫策するであらう。夫れはサツエートの憲法を見れば判る。即ち憲法第三章第四條に、第三全露ソツエート會議は、最も犯罪的なる現時の戰爭に於て、地上に血河を流したる資本主義及帝國主義の爪牙より、人生を解放せむとする鞏固なる決心を表示し、秘密外交の廢止、交戰軍中の勞働者、兵士間の最も廣汎なる交驩の實行及自由なる民族の自決を基礎とし、革命手段に訴へ、無併合、無賠償の民主的平和を齎さむことを期するソツエート政府の政策に同意する。又其の第五條には、同一の目的を以て、第三サツエート會議は、亞細亞殖民地及一般小國の數億勞働者を奴隸化し、小數國中の使役者の幸福を齎すブルジョア文明の野蠻政策を、全滅せむことを主張す。とある。即ち彼等は不逞鮮人を手先に便つて、日本赤化の運動を爲すこと眼に見えて居る。斯かる關係からして、今此の法令を出すことは時機でない。

五、間島に於ける歸化鮮人は約二萬人ある(大正十年)。其の内七割は、歸化は欲するところにあらざるも、土地の所有權を得、生活の安定を求めんが爲に歸化し、一面日本との從來の關係も保持し度いと云ふ者で、後の三割は、全く日本の國籍は面白くない。之を離れて氣樂になり度いと思つて居る者である。元來支那の國籍法は本國國籍の離脱を條件として居る(舊法は本國を據る(離脱)を條件として居ない)朝鮮人は國籍の喪失を認められて居ないから、支那に歸化する事は出來ない筈である。然るに實際に於ては日本の國籍を離脱せるや否やに關係なく、自

由に國籍を與へ、支那人として色々な便宜も、土地の所有權も與へて居る。例へば十年前には全間島の二割の土地を有した朝鮮人が、今日では約六割を所有して居る。之れ全く支那が歸化に就て、法律の適用上便宜の解釋を取つて居るからである。前述七割の朝鮮人は日本の國籍を離れやうと云ふ考へはないのであるが、若し法律通りに明白に歸化關係を定めて二重國籍を無くすれば、三十萬間島在住朝鮮人の中樞たる二萬の鮮人は、不本意ながら支那に行つて終ふ。是は非常に惜しいものである。又残りの三割は全然日本から離れ度いと云ふ考で支那に行くので、此等に對しては取締が困難となる。彼等は排日行動を行ひ、朝鮮の獨立を唱へる。しかも日本からは手が出せず、何等干涉が出来ない。如何なる行動をされても、如何ともする事が出来ない。支那の取締は馬賊に對してすら手が出ない。獨立運動の如き取締を要求しても到底應じ切れない。若し日本の國籍があれば之を取締ることが出来る。之なきに於ては間島に於て治安を維持することは困難である。朝鮮人の一部は日本人で、他の一部は支那人と云ふことになれば、支那側に於ても取締上

困難を生ずる。さりとて朝鮮人に全然歸化を認めないと云ふのではない。今日の如く曖昧にして置いて、歸化を望む者には之を許し、土地の所有權を得しめ、當方で餘り頓着せず、放任して置く方が宜しい。之が朝鮮人の發展上、最も好都合である。

六、支那は空文を盛に發するけれども、實際に於ては何等それが行はれて居らぬ。對支問題の凡ては斯うするあゝすると云ふことを餘り明かにしないがよい。支那に於て仕事を爲し、支那の爲日本の爲圖らんとするには、支那の現狀に従つて之に順應し、徐々にやつて行く方が賢い方法である。斯うして置けば實際の狀況に照らし、變通自在の方法が行はれる。此の間に鮮人の實益を擱むことも出来る。不得要領の内に要領を得て行く、之が最良の策である。

最近巷間に於ては、在滿鮮人取締の上から歸化を否認せんとする説に對し、在滿鮮人の取締は支那に對する領事裁判權に依つて其の可能性がある。然し支那に對する領事裁判權は支那の漸次覺醒しつゝある狀勢及列國の支那に對する態度から見ても、早晚撤廢さるべきものである。何時までも固執すべきでない。

領事裁判權の撤廢は内地雜居の前提ともなり、新聞の報道には法權撤廢と交換的に商租問題の交渉に應ずる底意あるもの、如く傳へられたこともあつた。云ふのである。成る程法權問題の前途は正に其の通りであらうけれども、支那の現狀は全國的に無條件撤廢を承認すべき程度に進んで居ない事も事實で、英米佛共に或る制限條件を附して、折角交渉中である。内地雜居の承認、商租問題の解決は誠に結構で、之が實現すれば土地權を前提とする歸化問題は消滅するわけであるが、然し常に國際信義を無視して憚らざる支那が、果して満足なる土地權、商租權に應ずるか疑問なき能はない。しかも商租權の如きは條約の正文を無視し、支那側の一方的意志に依り、官廳の内訓に依つて之を全くの骨抜きにして、了つて居る實狀から推量しても、迂闊に信を置くべきでない。

第二節 土地問題

滿蒙條約

南滿洲及東部内蒙古に關する條約 大正四、五、三
 第一條 兩締約國は旅順大連の租借期限並南滿洲鐵道及安奉鐵道に關する期限を、何

れも九十九箇年に延長すべきことを約す。

第二條 日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲、又は農業を經營する爲、必要なる土地を商租することを得。

第三條 日本國臣民は南滿洲に於て自由に居住往來し、各種の商工業其の他の業務に従事することを得。

第四條 日本國臣民が東部内蒙古に於て、支那國國民と合辦に依り農業及附隨工業の經營を爲さむとするときは、支那國政府は之を承認すべし。

第五條 前三條の場合に於て、日本國臣民は例規に依り下附せられたる旅券を地方官に提出し、登録を受け、又支那國警察法令及課税に服すべし。

民刑訴訟は日本國臣民被告たる場合には日本國領事館に於て、又支那國々民被告たる場合には支那國官吏に於て之を審判し、互に員を派し、臨席傍聽せしむることを得、但し土地に關する日本國臣民及支那國々民間の民事訴訟は、支那國の法律及地方慣習に依り、兩國より員を派し共同審判すべし。

將來同地方の司法制度完全に改良せらるるときは、日本國臣民に關する一切の民刑訴訟は、完全に支那國法廷の審判に歸すべし。

第六條 支那國政府は成るべく速かに外國人の居住貿易の爲、自ら進みて東部内蒙古に於ける適當なる諸都市を開放すべきことを約す。

第七條 支那國政府は、從來支那國と各外國資本家との間に締結したる鐵道借款契約

規定事項を標準と爲し、速に吉長鐵道に關する諸協約並契約の根本的改訂を行ふべきことを約す。

將來支那國政府に於て鐵道借款事項に關し、外國資本家に對し、現在の各鐵道借款契約に比し有利なる條件を附與したるときは、日本國の希望により、更に前記吉長鐵道借款契約の改訂を行ふべし。

第八條 滿洲に關する日支現行各條約は、本條約に別に規定するものを除くの外、一切従前の通實行すべし。

第九條 本條約は調印の日より効力を生ず。

○土地商租の件

以書翰致啓上候陳者本日調印の南滿洲及東部內蒙古に關する條約第二條に記載せる商租の文字には、三十箇年迄の長き期限附にて且つ無條件にて更新し得べき租借を含むものと了解致候。

土地所有權

間島の所屬問題は日支交渉の結果明治四十二年間島に關する協約に依り漸く結着した。朝鮮人の間島居住權はその第三條に、土地所有權はその第五條に依つて完全に保護せらるゝこととなつた。更らに大正四年五月南滿洲及東部內蒙古に關する條約第二條に依つて商租權が與へられた。支那側に於ては、間

島は滿蒙條約施行地域外なりとか、同條約は施行細則の協定が出来て居ないとか、或は二十一箇條條約の廢棄により失効したものであるなど稱して、之れが適用を拒否して居る。然し滿蒙條約が施行されないにしても、鮮人が間島に於て土地を所有し得ることは明瞭で、如何に支那官憲と雖も之を表面上拒否することは出来ない。そこで間島協約にも滿蒙條約にも手續法が制定されて居ないのを奇貨とし、諸種の條件や手心を加へて制限の方策として居る。即ち(一)官廳の許可若しくは證明等の手續を爲さしめ、所有權の移轉に手心を加へ、(二)自國民に對し國土盜賣等の名を以て戒飭取締を行ひ、(三)條件殊に歸化を以てし、歸化鮮人の土地所有は認むるも非歸化者の所有權は認めずとなし、(四)購入土地は確實に自家耕作用なることを要し、將來外國人若しくは未入籍者に轉賣せざる旨の誓約等を爲さしめ、(五)賣買に對し鮮內居住者なりとか、他人に名義を藉するものなりとか、或は自ら耕作するものにあらずなど稱して、之を拒否せんとするが如きである。

土地問題は單に間島のみでなく、他の滿洲各地に於て所謂商租權として問題

商租の意義及由
來

二四

になつて居る。商租の商は商量の義で當事者が相談すること即ち自由契約で、租は不動産の租借權である。支那の慣習上永租(永小作權)が即ち之に相當する。條約文には日本臣民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲、又は農業を經營する爲、必要なる土地を商租することを得と規定してある。之即ち商租權の根據である。支那は元來極端な鎖國主義で、十六世紀以來西歐人が渡來して屢々通商貿易を求めたが、漸く廣東の一廓で支那特許商との間に交易を許容せられたるに過ぎなかつた。然るに一八四二年阿片戰爭の結果、英國との間に南京條約が締結せられ、茲に初めて外國人の居住、往來、通商の自由が認められた。次で廣東以下五港を開き、漸次他の諸國とも條約を結び、遂に楊子江沿岸其他奥地にも外國人に開放の土地を設定するに至つた。沿岸の開放地は普通開港場と稱し、奥地の開放地は開市場と呼ばれ、支那では之を商埠地と謂つて居る。又外國人の居留する點から居留地と云ふ稱呼もある。之等の開市場、商埠地、居留地に於ては外國人は土地を獲得する事も建物を建設する事も出来るのであるが、右以外の土地に於ては此等の權利がない。只護照を得て旅行する事

開埠地
開放地
居留地
商埠地

を許されて居るのみに過ぎない。斯くの如きをインランド(内地)と稱し、支那の殆んど大部分の土地が之に屬する。日本では民法第二條に依つて、外國人は法令又は條約に禁止ある場合を除く外、私權を享有することが出来、居住、往來また元より自由であるけれども、支那では斯る國內法の概括的規程がない。故に外國人は一々條約に依つて私權の享有を規定せなければならぬ。滿洲に於ける土地權も、此の條約に依つて規定したのである。然るに此の滿蒙條約は單に原則的事項のみを規定し、後日詳細なる協定を爲すべき諒解が、兩國政府間に成立して居たのであるが、支那政府は言を左右にして其の細目協定に應せず、今日に至つた。本條約には其の施行區域を南滿洲と限つてあるけれども、南滿洲なる地名は漠然たる稱呼で、法の施行區域を定むるには不適當である。滿洲を南北に分つ標準として、二緯度により、即ち黑龍江省の北端北緯五十三度五分と、奉天省の南端北緯三十九度との中央たる四十六度の線を以て南北滿洲を區劃せんとするもの。(二)南滿三港、即ち大連、安東、營口より輸出せらるる貨物の生産、消費區域を以て南滿洲とし、東支鐵道浦鹽港及黑龍江、松花江の水運による貿易

商租施行區域

系統に属する地域を北滿と爲すもの。(三)遼河の流域を南滿とし、松花江流域を北滿とするもの。(四)滿鐵及其の培養線の沿線を以て南滿とし、東支沿線を以て北滿とするもの。(五)奉天吉林兩省を以て南滿とし、黑龍江省を以て北滿となすか、又は奉天一省のみを南滿と爲すもの等がある。商租權の施行區域を定むるには、奉吉兩省を南滿とするが適當である。又支那政府が單獨に定めたる商租須知にも、此の見解を採つて居る。

商租權の内容

商租權に就ては前記滿蒙條約第二條規定の外に、附屬公文として、本日調印の南滿州及東部内蒙古に關する條約第二條に記載せる商租の文字には、三十箇年迄の長き期限附にて、且無條件にて更新し得べき租借を含むものと了知す。の一項目が附加してある。之に依つて見れば、商租權は

一、日本臣民(勿論朝鮮人を含む)は南滿洲に於て土地を商租することを得ること。

二、商租は各種商工業上の建物を建設する爲、又は農業を經營する爲なること。

三、期限は三十箇年を限度とするが、それ以内の短期商租は當事者の合意に依

り自由に更新し得ること。

四、商租には三十箇年の期限を附するも、無條件にて何回でも更新し得ること。

ろの商租(永代借地)も含まれて居ること。

(されば商租一度成立すれば、永久に使用収益が出來、土地を所有すること何等異なることなき結果となる。)

等が包含されて居るものと解される。然るに支那側に於ては右滿蒙條約成立後、間もなく日本政府に何等の協定もなく、秘密に商租須知と稱する内規を制定し、吉林奉天兩省に訓令して居る。その説明に依れば

一、商租とは平和に商量地主の同意を得る意味で、強迫に涉る如きは商租でない。又租地は典押賣買の意義を包含しない。只僅に収益使用の二權を有するのみで、其の土地所有の權利は仍ち地主に屬し、承租人は之を享有するを得ない。

二、商工業上の建物を建設する爲、又は農業を經營する爲、必要なる土地を商租することを得」と云ふことは、建物を建設する爲必要なる限度、例へば十坪要

る場合は十坪農業經營の場合にありても家族五人として一人の耕作し得る限度を假りに一段歩とすれば家族全部で五段歩までは商租することが出来ること云ふ意味であると云つて居る。しかし此の場合の必要な文字は建築をする爲に必要な土地農業を爲す爲に必要な土地即ち建築用地農業用地と云ふ意味に解するのが普通で當時の外交折衝者も此の意味に用ひたものと思はれるけれども支那は故らに解釋を異にして居る。

三、附屬公文に無條件とあるは支那國政府が無條件にて人民に續租を許可すると謂ふ意味で、人民間に於て無條件に更新する商租契約を結び得ると謂ふ意味ではない。凡て條約は國家の事を定めるもので、人民間の辨事手續を定めるものではない。故に契約満期となり地主が更新を希望しない場合は自由に停租すべきである。若し地主が更新を欲する場合に於ては最初契約を締結したと同様の手續に依り更らに契約を締結すべきであると説明して居る。條約が國家と國家の間を羈束することは勿論であるが、之を公布することに依つて國內法たる性質を有するに至ることも、亦今日各

商租禁止に關する法令訓令の種別分類

國の採用して居る原則である。無條件とは更新にかゝる語で、期限が到來すれば自然に更新され何等の手續も代償も要せず永久に存続すると云ふ意味で、讓渡入賃等固より自由である。此の事は他の居留地杭州蘇州等に於ける例に見ても斯く解するを至當とする。支那側は斯く牽強附會の解釋を下し、商租妨害の秘密法令訓令等を無數に頒發して自國民を威嚇、抑制し、以て契約の成立を阻止せんとして居る。之等法令訓令を分類すれば、次の如きものがある。



- イ、土地擔保の貸借禁止
- ロ、國有土地拂下禁止
- ハ、森林伐採・鑛山採掘の禁止、制限
- ニ、居住の制限、禁止
- ホ、營業の制限、禁止
- ヘ、家屋の賣買・貸借、禁止

二、間接に面租權に影響するもの

今之等の法令訓令中主なるものを擧ぐれば次の通りである。

商租に関する法令訓令

土地貸貸借に関する理春縣知事訓令 大正一四、二

- 一、土地の貸貸借は悉く官廳の證明を受くるを要す。
- 二、貸貸借證明は三通を作成し、一通は官廳に、二通は當事者双方之を保管す。證明紙は各面長に委託發賣し各面長は毎月末發賣の狀況を本縣署に報告して其の原簿を對照せしむ。
- 三、貸貸人、賃借人は面長より前記證明用紙を購入し、當事者雙方の立會人及び第四の保證人署名捺印し、印紙貼附の上、一通毎に面長の證明印を捺すべし。
- 四、地主が土地を貸貸する場合は、賃借人をして本縣に住所を有する保證人一人若くは二人を立てしめ、契約の内容を保證せしむ。

- 五、地主が土地を貸貸する時は、土地に對する公課は何方が負擔するやを明約し、租稅徵收に支障なからしむべし。
- 六、賃借人は賃借期限内と雖も、土地を他人に轉貸し、若くは其の青田を他人に抵當するを得ず。
- 七、賃借人は其の土地を債務の爲めに擔保に供するを得ず。又賃借人が貸貸人に對し債權を有する場合にも、同じく借り受けたる土地を擔保に供するを得ず。地主が第三者の債權の爲めに貸貸したる土地を他人に擔保に供し、又は賣渡す場合には、賃借人の期限内の利益を害するを得ず。
- 八、地主が土地を貸貸したるとき、其の土地内に在る家屋及び賃借人が借受けたる後建てたる家屋の居住收益に關しては、契約のとき其の權利關係を明定するを要す。
- 九、地主、賃借人が本規則に違反したるときは、違令罰第二條罰則令第三項の規定に依り、一箇月以下の拘留若くは拾錢以上六拾圓以下の料料に處す。

商租契約に關する奉天省訓令 大正一四、七

一、朝鮮人に土地の所有權を認めず。従つて向後は勿論、既往に於ける土地に對する

自由契約は之を無効とす。

二、朝鮮人に對し從來保證金を徴し、其の利金を引當に小作契約を爲す慣行あるも、爾今之を嚴禁す。

三、朝鮮人に對する土地耕作契約は、從來地主對小作人間の自由契約にて、年限其の他に何等の制限なかりしも、爾今次に依り契約すべし。

(1) 租地年限は一箇年を超過するを得ず。

(2) 租地契約は個人間の締結を無効とす。必ず所轄巡警局に届出、其契約に付認可を受くるを要す。

(3) 租地契約書は官廳所定の用紙を用ふるに非ざれば無効とす。

奉天省雇傭鮮人稻田墾種辦法 大正一四、八

一、水田業者水田を開墾耕作せんとするときは、僅かに鮮人の雇傭を許し、田地を租賃し若くは私に各種の契約を爲すを得ず。

二、鮮人を雇傭するは唯だ田地を耕作するに限り、耕作以外他業を營むを得ず。

三、水田業者水田を耕作する爲鮮人を必要とする時は、須らく善良者たるを確めたる

後雇傭すべし、若し非違者たりし時は雇主の責任とす。

四、鮮人を雇傭せんとするときは、賃銀及び雇傭期間を契約書に明記し雙方に於て保管し、以て信守に資すべし。

五、鮮人を雇傭したる時は、其の姓名、年齢並に耕作開始年月日、耕作水田の畝數、所在を區長に報告し、區長より縣公署と水利分局に報告すべし。

六、雇傭したる鮮人にして秩序を妨害し、或は騷擾等の事ありと認めたる時は、雇主若しくは區長に於て官署に報告し、隨時其の契約を廢止して出境せしむべし。若し雇主に於て庇護隠匿等の事實あるを發見したる時は、嚴重處罰す。

七、鮮人にして中國々籍に入りたる者甚だ多し。入籍鮮人にして僅かに兩籍に跨らざる時は、中國服裝を着用すべし。

奉天省新墾種辦法 昭和三、八

查するに我奉天省各縣民の多くは鮮人を利用して番を開墾し、利を計り居る爲、鮮人の我が地に來りて居住する者逐年増加し、已に十萬餘を逾へたり。若し我人民に於て小作人を撤廢するに非ざれば、必ず事件を惹起するを以て、茲に取締辦法四條を設

- 一、招佃契約は一箇年に限り耕種す。山地の地主は再び招來を許さず。
 - 二、小作鮮人十戸以上を有する者は、毎年三戸以上を撤去し、漸次制限すべく、違反する者は處罰す。
 - 三、日本人より鮮匪を宿泊、存留せしめたりと指稱せらるゝ者は、直ちに管外に追放すべし。
 - 四、凡そ不法行爲及び違法の事件ある者も亦管外に驅逐し、停留を許さず。
- 以上辦法は至極簡便なるも、而かも久しく之を行はば鮮人は次第に減少し、能く後患を防ぎ、人民を利し、交渉を減少すべし。

奉天省修正東邊各縣鮮人小作章程 昭和三、八

- 第一條 凡そ華民地主にして在留鮮人を招き、荒地を開墾し、熟地を小作せしめんとする者は、均しく本規則の規定を遵守すべし。
- 第二條 今後華人地主、鮮人を招き小作せしめんとするときは、自ら契約を立つるを得ず。毎年春耕開始前所轄警察に於て新式小作契約書に必要事項を記入すべし。

違ふ者は處罰す。

- 第三條 従前華民地主と訂立したる契約にして既に満期となり、繼續訂立せんとするもの亦自ら契約を訂立するを得ず。應に本規則施行後六月以内に所轄警察に報告し、新式小作契約書の記入を受くべし。違ふ者は處罰す。
- 第四條 従前華民地主にして鮮人と訂立したる契約にして、未だ期間満了せざるもの亦均しく本規則施行後六月以内に所轄警察に報告し、新式小作契約書に書替ふべし。
- 第五條 華民地主にして第三條の規定に違反したる者は、縣署に於て該契約を取消す外、地主を五十元以下の罰金に處す。
- 第六條 新式小作契約書は三聯式とす。警察に於ては地主の申告後三日以内に所定事項を記入し、署印押捺の上第一聯を小作人に、第二聯を地主に交附し、第三聯は警察に保存すべし。
- 第七條 本小作契約書一枚に付、小洋一角を納付せしめ、實費及事務費に充つ。
- 第八條 警察に於て新契約書の實費を收入したるときは、毎月末取纏め縣署に送付し、縣署に於て支配分發す。

第九條 本小作契約書の第一聯には小作人に於て印花税票八錢第二聯には地主に於て印花税票八錢を貼付すべし。

第十條 鮮人に依る荒蕪地の開墾年限は土地の習慣に照して決定す。但し五年を超越るを得ず。

第十一條 鮮人の開拓小作したる墾地は、契約年限満了後は地主に於て任意處置し、小作人に何等關係なし。

第十二條 小作人小作契約期限内に退耕せんとするときは、立替食糧を地主に返済すべし。荒地開墾小作契約は失効とす。

第十三條 荒地を開墾する小作人は、契約年限内に他の小作人を招きて引繼ぐことを得ず。若し事故ありて中止せざるべからざる場合は須らく地主と協議して前條所定の辦法に依り處理すべし。地主に於て開墾を續行せんとするときは、地主自ら他の小作人を招致し、新に小作契約を立つべし。

第十四條 華民地主の小作せしめんとする鮮人は、鴨綠江西岸に六箇月以上居住し、保證人ある者に限る。新入地の鮮人にして亡命、逃走者なる時は一律に小作せしむるを得ず。違ふ者は縣署に於て小作契約を解除せしめ、荒地なれば貸下を取消

し、熟田なるときは一百元以下の罰金に處し、保證人も亦相當處罰す。

第十五條 第五條、第十四條に依り收入したる罰金は悉く地方經費に充當し、地方雜收入に編入し、縣署に於て取纏め報告す。

第十六條 凡そ荒地開墾と熟田小作とを論ぜず、其の土地所有權は地主に屬し、公の賦課は地主に於て負擔すべし。

第十七條 本規則は公布の日より施行す。

土地典當禁止に關する遼寧省訓令 昭和五、三

各種の不動產權を擅に外國に抵當とし借款を爲す者に對しては賣國土犯を以て處斷し、決して寬恕せざる旨再三通令せる處なるが、近來南滿沿線附近の不良民は日鮮人の資産家團體と結托し、葉莫、甜菜栽培の名義を以て公然不動產を抵當として借款し、又は所有土地を密かに抵當として借款を爲し、領土主權を顧みざる者あり。日本人の南滿を侵略せんとするは既に一日の論に非ず。然るに何等乘ずべき機會なく、百方手段を講ずるも一として成功せず、焦慮の際狡猾なる我國奸民は、其の中間に在りて之と結托し、公然日本人に乗すべき機會を與ふる者あり。實に痛恨に堪えず。

故に各縣政府は不動産を自鮮人に提供し、密かに借款し、又は其の中間に在りて之が媒介を爲す奸民を嚴重取締り、若し其の事實ありたる時は速かに之を逮捕し、嚴罰に處し、外國人に抵當とせる不動産は期限を附して回收せしむるは勿論、各正犯は三等以上一等以下の有期徒刑に處し、以て國權を維持すべく、萬一情實に依り之を庇護せし者は正犯と同様處分し、決して寛恕すべからず。各該縣長は所屬を督勵して嚴重之を取締を爲すべく、茲に令す。

租借期限満了者取扱に關する訓令 昭和三、一〇

東三省の地域は幅員廣潤にして土地膏腴し、出產の豊富なる山來富源の地と稱せらる。自韓併合以來鮮人の我國に移住する者頗る多く、商に非れば即ち農、或は城鎮に僑居し、或は鄉村に棲み、今に至る十餘年を経たり。從來該僑民等は田地を耕し、期滿つれば延期を許さずして歸國せしめ、以て制限に符合せしむべき旨屢々通令したる處なるが、近來査するに各縣僑民の居住者依然舊の如く耕作を業とする者亦多く、其の土地租借満了したるものなりや否やに至りては毫も知るなし。本通令後凡そ鮮人の鄉村に於て土地を耕する者に對しては詳細調査し、若し土地租借期間満了した

者は歸國せしめ、再び延期するを得ず。以て國法を重じ糾葛を免るべし。

鮮人の居住制限に關する寬甸縣訓令 昭和五、二、二七

- 一、移住鮮人に對し居住及生活の自由を制限する爲め、從來より居住せしめたる區域外には絶対に居住を許可せざること。
 - 二、移住鮮人の出生、死亡、婚姻、移居の事故は速かに當該官廳に申告せしむること。
 - 三、移住鮮人にして鮮内人と連絡關係を有する者は其の理由の如何を問はず、境外に放逐すること。
 - 四、移住鮮人が其の小作地を地主に返還したる時は、之を更らに鮮人に貸與せず、必ず中國人に小作せしむること。
 - 五、小作人他所に轉居せる爲其の小作地を地主に返還せるときは、之れを鮮人に貸與せざること。
- 右違反者は嚴重處分すると同時に其の土地を官沒す。

家屋貸與に關する吉林省訓令 昭和四、七、一

延吉交渉署長の報告に依れば、延邊地方に於ける華人中各商埠地内に土地を所有する者にして、外國人殊に日本人移住者目を逐ふて多からむとする状あるを見て、目前の小利を貪らむが爲め、外國人に貸與する目的の下に家屋を新築し、又は之を増改築する者多しと。今や中國は國家統一の大事業完成し、舉國一致以て諸列強に對する利權回收に全力を傾注しつゝある今日、外人の國內移住に便利を與ふるが如きは、是恰かも夜門戸を開き野盜を誘致するに等しく、即ち自國の主權を蹂躪するものにして、之を放任するに於ては、外人の國內へ移住する者激増するに至るべく、從つて是等外人の優越なる各種企業施設に因り、我國民の經濟生活の發展を阻害すべきや論をたざるなり。就ては各縣殊に延輝和注の各縣長に於ては、爾今左記に依り華人の住宅貸與行爲に對する取締を嚴にし、以て外人の國內移住を防止すると共に、地方住民の經濟發展を擁護する様配慮せられむことを望む。

一、新に移住する外國人には商埠地内外を問はず、絕對に其の住宅を貸與せしめざること。

二、華人にして現に商埠地内又は商埠地外に居住する外國人に住宅を貸與しある者に對しては、其の貸與期限満了と共に其の住宅を撤回せしむること。

三、華人が外國人に貸與する目的を以て新築又は増改築したる家屋は、各其の縣商務會をして之を買收せしむること。

四、前項の場合家屋所有者が買收に應ぜざる時は、強制手段を以て之を買收すること。

五、各縣長は秘密の方法により、其の所屬警察機關、鄉長等を介して前第二、二項の趣旨を住民一般に徹底せしむること。

六、住民にして前第一、二項の趣旨に違反して外國人に住宅を貸與したる者あるときは、當該縣長は其の者に對し其の貸與したる家屋の時價の二倍以上に相當する額の罰金を科すること。

七、前項の場合徵收したる罰金は、縣長より之を省政府に送納すること。

東北政務委員會土地商租權回收辦法 昭和五、六、二〇

第一 各縣に於て鮮農に土地を商租せる者は、其の年限の滿期せると否とを問はず、一律に之を取戻し、各地主は永遠に其の所有田地を鮮農に貸與耕作せしむべからず。若し違反する時は賣國土犯を以て嚴重處斷す。

第二 鮮農に貸與せる土地にして若し鮮人より抵當金を提出せしめ居る場合は、地

主は一箇月以内に其の状況を各村長を経て縣農會に具報し、相當の款項を籌畫して鮮農に還付し、土地を引揚げ、農務會より更に我國民に轉租し、地主が農務會の立替金を返済したる後、該地を地主に返還し、以て手續を了し、業權を維持せしむ。

第三 上述第一項の土地を租借せる鮮農にして、若し此の規定に従はざる時は、地主或は農會は抵當金を還付して土地を取戻すことを得。若し期限未滿或は賠償の要求を口實とし、故意に之を拒む時は、従前鮮人より提出したる抵當金は銀行に保管し、此の旨鮮人に通知して、馴制的に土地を回收す。

第四 若し地主にして第三の規定に依り、本村長に報告を爲さざる時は、第一の規定に依り、當該土地は直接鮮人より農務會に引揚げ、他に耕作せしむるは勿論、永遠に地主の土地所有權は消滅す。故意に違背したる者は、三年以上七年以下の有期徒刑に處し、以て懲戒に資す。

第五 歸化入籍の證を有する鮮人は、土地租借の制限を受けず。但し歸化鮮人は、我國一切の法令を遵守し、納税の義務を負擔するは勿論、歸化鮮人の子女は一律に我國の教育を受け、且つ我國の衣服を着用すべし。然らざれば未歸化の鮮人と看做し、絶対に國土租借の利益を享受するを得ず。斯くして其の區別制限を明かにす。

第六 歸化入籍の證書を有する鮮人には、土地の租賃、典質及各種不動産の特權、並に選舉權を附與し、區長、村長及び各種官公委員會の委員に選舉せらるゝの資格を有せしむることとし、以て普通一律の待遇を示す。

第七 歸化入籍を爲したる鮮人は、本年八月一日迄に従前登記せし各縣政府に對し、志願誓書を提出し、一切の中國法令を遵守し、納税の義務を負擔し、並に不逞鮮人、赤化亂黨と氣脈を通することなき旨を聲明し、以て純朴誠實を示すべし。

第八 歸化鮮人にして、若し區長、村長副及び其の他の官公委員に選舉せられたる時は、阿片を吸飲せず、又は移種移運を爲さざる保證書を提出し、若し違反する時は、法律及び禁煙條例第十條、第十四條第一項に依り處分し、以て宣誓の規定に合致せしめ、且つ法令違反を防止す。

第九 鮮人を驅逐し不穩を防止する件に就ては、各縣各村長副は之を檢舉する責任を有し、檢舉後所轄公安警察分局分所に報告し、之を執行せしむ。

第十 當該公安分局所等は、完全に國籍を取得せる歸化鮮人に對しては責任を以て保護し、決して區別すべからず。若し善良なる歸化鮮人に對し、本村長副に於て私怨を以て誣告したる時は、歸化鮮人は指名告發することを得。一度查明したる時

は嚴重處分し、以て歸化人保護の眞意を示すべし。公安警察の歸化鮮人に對する保護に就き失當せし場合も亦同じ。之を以て官憲保護の誠意を證す。

第十一 若し歸化鮮人にして遊惰正業に努めず、擅に不良分子と結托し、或は赤化等の力を借りて願良歸化鮮人に妨害をなし、或は此の類の制限規定に違反したる時は、當該警察官は之を逮捕し、以て亂筋を防止す。

第十二 若し歸化鮮人にして日本官民に對し不法の舉動陰謀を爲す者ある時は、即時之を検舉し、未入籍鮮人の不穩行動あるを發見せし時は、即時管外に驅逐し、以て不幸外交問題の發生を防止す。

土地所有に關する法令訓令

土地家屋の所有及び鐵道森林鑛山等に對する教化縣の

制限規則取締 昭和四、一〇、五

第一條 本縣下に於ける日本人の居住は極力之を制限し、如何なる方法を以てするを問はず土地家屋を購入するを得ず。

第二條 本縣下に於ける日鮮人の各種營業狀況及び遊歴に藉口し、我經濟狀況視察に來縣する日本人資産家の行動は詳細調査し、其の都度報告すべし。

第三條 本縣に居住する鮮人にして我國籍を取得し居らざる者は、土地を購入することを得ざるを原則とす。

第四條 本縣下に居住する非歸化鮮人にして、土地を購入せむとする場合は、豫め縣政府の許可を受くるを要し、其の購入せむとする土地の面積は之を制限せらるることあるべし。

第五條 華人又は鮮人にして、日本人資産家より資金の貸出を受け、自己の名義を以て土地を購入し、又は自己所有の土地を日本人に賣渡し、若くは抵當したる者は百圓以上の罰金刑に處す。

第六條 華人にして鐵道森林鑛山等の事業を營むに當り、縣政府の許可なくして日本人より資金を借入れ、又は日本技術員を使用するを得ず。

第七條 日本人と合辨にて各種營業を爲さんとする場合、豫め縣政府の許可を受くるを要す。但し左記各項に該當する事業は之を共同經營するを得ず。

一、鑛山鐵道漁業。

二、土地家屋等の賣買を目的とする事業。

三、日本商品の販路を擴張せんとする事業。

四、法令に依り外人に許さざる事業。
五、我國産品使用獎勵に不利を招く事業。

第八條 本規則は十月一日より之を施行す。

土地家屋の賣買等に関する教化縣の取締規則 昭和四、六、五五
第一條 本規則は本縣内に居住し、又は旅行中の外國人に之を適用す。

第二條 本縣内に居住する中國人にして、外國人に土地を賣買したる者は、國土濫竊の罪に準じ之を罰す。

第三條 本縣内に居住する中國人にして、外國人に家屋の貸借を爲したる者は、六箇月以下の懲役に處す。

第四條 本縣内に居住する者は、内外人たるを問はず、外國人の來泊する者ある時は、村長を経て警察機關に之を届出づべし。若し其の義務を怠りたる時は、料料又は拘留に處す。

第五條 本規則發布前第三條の所爲ありたる者は、本規則實施の日より三箇月以内に解約すべし。

第六條 中國に歸化したる外國人は中國人と同一に看做す。
第七條 本規則は發布の日より効力を有す。

歸化鮮人の土地賣買に関する吉林省訓令 昭和四、一、一六

一、歸化鮮人が土地を購買せむとする時は、先づ管轄警團に右の旨報告すべし。管轄警團は警官を派し立會はしむると共に、購入土地は確實に自己耕作用とし、將來外人又は未入籍鮮人に轉賣せざる旨の誓約書を提出せしめたる上、保證人を立てしむ。

二、又歸化鮮人にして既に土地を所有せる者に對しては、各縣に於て之を査明し、隨時警團をして外人又は未入籍鮮人に轉賣し居らざるやを査察せしむ。

三、歸化鮮人に土地を典當し、又は賣渡さんとする時は、買主をして前記保證書を提出せしむると共に警團に報告すべし。之に違反する時は、代價の授受完了後と雖も之を無効とす。

四、歸化鮮人が巨額の日本金を以て土地を購入せむとする時は、警團は其の金錢の出所を訊問することを得。其の出所を詳細明示すること能はざる時は、上司に報告

處置を仰ぐべし。

五、當該地方官及び警團が本件を處理する場合は慎重事に當り、苟くも他方面の注意を惹起し、紛擾を生ぜしむることなきを要す。

國民政府の國土盜賣嚴禁訓令 昭和二、九、一

近來東省各地の利權は殆んど日本の爲に侵略さるゝに至り、滿鐵會社は常に鐵道用地の擴張或は工廠建築等の名義を以て我國の不法人民と暗通し、以て商民の土地を買収せむとす。之れ實に土地侵略の政策にして、本政府は日本側の此の陰謀を防止し、且つ日下滿鐵路權を回收せんとすの提議さへある次第なるを以て、此の際彼等の土地買収を嚴禁せざるに於ては、將來滿鐵路權の回收交渉に當り一大困難を生ずる虞あるに付、本政府は之れが對策として、左の通り國人の土地盜賣嚴禁條例を規定したるに付、貴政府は管下商民に對し、該條例を嚴密遵守せしむべし。

- 一、日本側の土地侵略は將來東省を併合せんとする陰謀野心あるものなり。管下各省民に對し嚴密告知すべし。
- 一、東省各地の商民は官憲の認可を受くるに非ざれば擅に土地を外人に賣却するを

得ず。

- 一、東省各地商民は認可を受けずして擅に外人と暗通し、土地賣買の運動を爲すべからず。

二、以上二項に違反したる者は死刑に處す。

- 一、各地方官憲は人民等の外人と暗通し、土地を盜賣せんとする行爲に對し監察嚴禁すべき責任を負ふ。

一、各省區常局は人民の土地盜賣監察の爲、特派監察員を設くべし。

- 一、各地商民にして若し土地盜賣の不法行爲を發見せば、該地方當局に對し嚴重處分方申告すべし。
- 一、各地官憲は以上數項に對し嚴密遵守して取締るべし。

遼寧省懲治盜賣國土暫行條例 昭和四、八、一四

第一條 凡そ他有私有公有官有の土地、家屋、森林、鑛山を外國人に賣却し、又は貸貸し、若くは抵當に入れたる者は、何れも國土盜賣を以て論じ、本條例に依り之れを懲治す。

第二條 何れの外國人たるを問はず、中國人より前條に列擧したる國土を接受したる者は、本政府に於て之れを無効と認む。

第三條 凡そ國土を盜賣したる者は、左記に依り之れを懲治す。

一、官有他有公有に屬するものは死刑、又は無期徒刑に處す。

二、前項の罪を犯したる者に對しては、刑に處するの外、其の所得の賣價並に所有財産の全部、若くは一部を沒收す。

第四條 外國人が出資し第一條に定めたる國土を買收するに際し、中國人にして其の名義を貸したる者は、國土盜賣を以て論じ、第三條第一項の規定に依り酌量處刑す。

第五條 國土盜賣の紹介又は連署したる者は、何れも共犯を以て論じ、正犯に照し一等又は二等を減刑す。

第六條 國土盜賣の立會、代書又は保證人となりたる者は、二等乃至四等の有期徒刑に處し、百圓以上千圓以下の罰金を併科す。但し前二條に列擧したる者にして、幫助又は共謀の行爲ありたる時は、第三條第二項の規定に依り酌量處刑す。

第七條 凡そ國土盜賣の地に於ける村長及び該國土隣接の土地所有者にして、情を

知り之を默認し、又は結托したる者は、何れも二等有期徒刑に處し、百圓以上千圓以下の罰金を併科す。

第八條 地方官吏にして國土盜賣に對し事前之を察知せず、又は之を禁止せざりし者は、省政府に於て其の状況を審査し、免職又は罰俸に處す。地方官吏とは市長、縣長及び公安局長、各分局の官吏、警士とす。

第九條 前條に列擧したる地方官吏にして盜賣の情を知りて之を默認し、又は盜賣者より收賄したる者は、何れも共犯を以て論ず。

第十條 地方官吏は國土盜賣事件發生の場合、直ちに關係犯人を逮捕拘禁し、第三條の規定に依り之を懲治すると同時に、該盜賣代金を返還し、契約の解除を命じ、又は其の家屋を處分して購回し、該契約を取消すべし。

第十一條 本條例施行後國土を盜賣したる者にして、官に自首し代金を備へて購回し、完全に契約を解除したる者は、其の情狀を酌量し、其の刑を免除又は減刑す。

第十二條 凡そ人民にして國土盜賣事件を發見し、官に申告したる者あるときは、地方官より五百圓以上千圓以下の賞金を給與す。但し誣告妄動者は法律に照し其の罪を論ず。

第十三條 地方官吏は國土盜賣事件に對し明確に調査し辨理宜しきを得たる者に對しては省政府より之を賞與す。

第十四條 本條例に不備の點ある時は省政府委員會より之が修正案を提出す。

第十五條 本條例は公布の日より之を實施す。

第三節 法權問題

法權問題は今日支那の對外重要懸案として官民擧つて之れが撤廢に全力を注ぎ、其の影響は列外なく間島にも波及して居る。此の問題は英米諸國にも勿論重大なる影響があるが、特に我が國に於ては在支邦人の數の上から見ても、滿蒙特殊關係の上から見ても、商租權問題と共に特に重大なる關係がある。

治外法權と領事裁判權の區別に就ては學說必ずしも一定して居ない。一般も治外法權即ち領事裁判權と解して居る向きが尠くない。泉哲博士の國際法概論には、法律習慣及び文化の相異に基き、一國の人民が他國に於て在留國の司法權以外に置かるゝ事がある。斯る場合には自國の法律の支配を受ける。其

治外法權と領事裁判權

の法律執行の任に當る者は多くは外交官及領事である。尤も治外法權の設定は條約に依つて定めらるゝものである。……外國人が在留國の法律より除外せらるゝ權を治外法權と稱するが、此の權は完全なものではない。外交官及び領事の司法權は、自國人民が被告たる場合に限り居ると説き、又立作太郎博士の平時國際公法には、東方諸國に於ける領事裁判制度は一國の領土内に於て、或る他の國が主權を行ひ、従つて其の國が法權を行ふの原則に對する例外的制度であつて、領土所屬國の法權が外國人に對して行はれないこととなるのである。領事裁判制度の利益を受くる外國人が、其の在留する國の法權の適用を免除せらるゝ點に於て、國家元首外交使節軍隊軍艦に付き認めらるゝ治外法權と相似たるを以て、此の制度を指稱するに治外法權の名稱を以てすることあるも、領事裁判制度は治外法權の制度と異なるものであると、中村進午博士も之れと同説である。此の説は君主大統領使節軍隊軍艦等が威嚴の保持及職務執行の保護上、外國の法權に服せざる事を治外法權と稱し、統治權の外にある法律上の權利と云ふ意であるが、領事裁判權は一國の人民が他國に在つて文明を異

上する爲め、又は法律制度の不完全なるが爲め、其の國の法律制度に國人の生命財産を委ぬるは危険なりとし、條約に依り初めて成立したる權利であつて、治外法權とは別個のものであると云ふのである。然し日支兩國の條約文中には領事裁判權乃至其の他或る程度の行政權等の意味に、治外法權なる文字を用ひたる場合があり、又支那の治外法權撤廢運動も、矢張此の意味に於て行はれて居る。單に領事裁判權と謂へば、民事刑事の裁判管轄が其の本國に屬することを意味するに過ぎないけれども、其の結果として在留地所屬國の法令の支配を受けざることも、なり、又慣例若は特別の協定に依り、立法及び警察に關しても或る範圍まで領事所屬國の權能が及ぼされて居る場合がある。故に所謂領事裁判制度に依る外國人の法律上の地位は、單に領事の裁判管轄を受くることを以て盡くるにわらずして、或程度まで所在國の法令に服することを免れ、積極的に本國の法權の下に立つこととなるのである。

租借地と滿鐵附屬地

支那に於て我が國の有する法權は、此の領事裁判權と關東州租借地及滿鐵附屬地並に開放地雜居地等其の種別に依つて、夫々特殊の行政權が行はれて居る。

租借地とは租借國が租賃國の承認を経て租借國の法權を專行する地區で、關東州は即ち之に屬するのである。關東州租借地は元來露支條約に依り支那が露西亞に與へて居た權利を、日露戰爭の結果南滿鐵道及其の附屬地と共に露西亞より讓受けたものである。

遼東半島租借に關する露支條約 明治二十八年

露支、日露、支那の條約 二

第一條 露西亞國海軍が北部支那の海岸に安全なる根據地を取得すべきを確保せんが爲、支那國皇帝陛下は露西亞國が旅順口及大連灣並右兩港接續の兩水面を租借して、自由に處分し得べきことに同意す。尤も右租借は前記兩域に對する支那國皇帝陛下の主權を何等侵害せざるものとす。

第二條 前記基本條件に依り租借せられたる地域の境界は、大連灣より北方に向ひ、陸上に於て右地域の充分なる防禦を確保するに必要な地點に互るものとす。正確なる境界確定線及其の他本條約の規定に關する詳細事項は、本條約副印後直に許閣下と聖彼得斯堡に於て締結せらるべき別箇の議定書に依り之を決定すべし。境界線確定の上露西亞政府は租借地域の全範圍及其の接續領水に對し、完全且つ排他的なる權利を享受すべし。

東支鐵道建設及經營に關する露支條約

明治一八九六年

一四六

第六條 鐵道の建設經營及保護の爲に必要な土地及土砂石塊石灰等を獲得する爲に必要な鐵道沿線の土地にして、官有地なる時は無償にて會社に引渡さるべく私有地なる時は時價に依り該土地所有者に對する一時拂若は年賦拂を以て會社に引渡さるべきものとす。會社所屬の土地は一切の不動産税を免除せらるゝものとす。會社は其の土地に關し、絕對的且つ排他的行政權を有すべし。會社は其の土地に於て一切の種類の建造物を建設し、鐵道に必要な電信を建設經營するの權利を有すべし。又會社の收入及料金に付ては一切の課金及税金を免除すべし。但し鐵道は之を例外とし、特別の協定に俟つべきものとす。

日露講和條約

明治一九〇五年

第五條 露西亞帝國政府は清國政府の承諾を以て旅順口大連並其の附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其の一部を組成する一切の權利特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す。露西亞帝國政府は又前記租借權が其の効力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及財産を日本帝國政府に移轉讓渡す。兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す。日本帝國政府に於て前記地域に於ける露西亞國臣民の財産權が安全に尊重せらるべきことを約す。

第六條 露西亞帝國政府は長春(寬城子)旅順口間の鐵道及其の一切の支線並同地方に

於て該鐵道に屬し、又は其の利益の爲に經營せらるゝ一切の炭坑を補償を受くることとなく且つ清國政府の承諾を以て、日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す。兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す。

滿洲に關する日支條約

明治一九〇五年

第一條 清國政府は露國が日露講和條約第五條及第六條に依り日本國に對して爲したる一切の讓渡を承諾す。

第二條 日本國政府は清露兩國間に締結せられたる租借地並鐵道敷設に關する原條約に照らし、努めて遵行すべきことを承諾す。將來何等か案件の生じたる場合には、隨時清國政府と協議の上之を定むべし。

同附屬協定

第六條 清國政府は安東縣奉天間に敷設せる軍用鐵道を日本國政府に於て各國商工業の貨物運搬用に改め、引續き經營することを承諾す。該鐵道は改良工業完成の日より起算し、但し軍隊送還の爲め遅延すべき期間十二箇月を除き、二箇年を以て改良工事完成の期限とす。十五箇年を以て期限と爲し、即ち光緒四十九年に至りて止む。右期限に至らば雙方に於て他國の評價人一名を選び、該鐵道の各物件を評價せしめて清國に賣渡すべし。其の賣渡前に在りて清國政府の軍隊並兵器糧食を輸送する場合には、東支鐵道條約に準據して取扱ふべく、又該鐵道改良の方法に至つては、日本

國の經營擔當者に於て、清國より特派する委員と切實に商議すべきものとす。該鐵道に關する事務は東清鐵道條約に準じ、清國政府より委員を派し、查察經理せしむべく、又該鐵道に由り清國公私貨物を運搬する運賃に關しては、別に詳細なる規定を設くべきものとす。

滿洲に關する條約附屬秘密議定

第三條 清國政府は南滿洲鐵道の利益を保護するの目的を以て、該鐵道回收以前に該鐵道に近く若は之と併行し、該鐵道の利益を害する虞ある他の鐵道の本線又は支線を敷設せざるべきことを約す。

南滿洲及東部内蒙古に關する日支條約 大正四年五月

第一條 兩締約國は旅順、大連の租借期限並南滿洲鐵道及安奉鐵道に關する期限を、何れも九十九箇年に延長すべきことを約す。

租借地、附屬地の行政權と司法權

右諸條約に依り關東州租借地に於ては完全且つ排他的なる權利を享有して居る爲め、日本の行政權司法權が完全に行はれて居る。滿鐵附屬地に於ては絕對的且つ排他的の行政權を保有して居る。従つて此の地域に於ける司法權は支那に對して領事裁判權を有する英米佛和等の各國が屬人的に其の本國法の下に立つ爲、日本人に對してのみ其の支配權を有し、領事裁判權を有せざる外國

人は支那人と共に支那の司法權に服するのである。日本が支那に對して有する領事裁判權は、次の條約に根據して居る。

日清通商航海條約 明治二九年

日清通商航海條約

第四條 日本國臣民は家族成員及僕婢と共に、現に外國人の居住の爲開き又は將來開くべき所の清國の諸港諸市に往來し、住居し、商工業製造業を營み、又は其の他一切の合法的職業に従事し、且つ其の商品及携帶品を搭載し、前記諸港の間を隨意に往來すべく、又其の地に於て外國人の使用及占有の爲め既に選定し、若は將來選定せらるべき地區内に於て家屋を賃借賣買し、地所を賃借し、寺院藥所病院を建設することを得。但し之等一切の事項に付最惠國の臣民或は人民に、現に附與し若は將來附與すべきものと同一の特權及免除を享有すべきものとす。

第二十條

清國に在る日本國臣民の身體財産に關する裁判管轄權は、當該日本國官吏に專屬す。日本國臣民或は一切の他國臣民又は人民より日本國臣民並に其の財産に係る訴訟は、總べて清國官吏の干渉を受くる事なく、右官吏に於て審理判決すべし。

第二十一條 清國官吏又は臣民が、清國に在る日本國臣民に對し、又は其の財産に關し民事訴訟を起すときは日本國官吏に於て之を審理すべし。

清國臣民に對し、又は其の財産に關し、清國に在る日本國官吏或は臣民より起す所の民事訴訟は、總て清國官吏に於て之を審理判決すべし。

第二十二條 清國に於て犯罪の被告となりたる日本國臣民は、日本國の法律に依り日本國官吏之を審理し、其の有罪と認めたる時は之を處罰すべし。

清國に在る日本國臣民に對し犯罪の被告となりたる清國臣民は、清國の法律に依り清國官吏之を審理し、其の有罪と認めたる時は之を處罰すべし。

第二十六條

締盟國の一方は本條約批准交換の日より十箇年の終に於て、税目及本條約の通商に關する條約の改正を要求することを得。然れども若し最初十箇年の終より起算し、六箇月以内に兩締盟國の何れよりも右要求を爲さず、改正を行はざるべきは本條約並に税目は前十箇年の終より起算し、更に十箇年間其の儘効力を有すべし。而して其の後各十箇年の終に於けるも亦同様たるべし。

附屬議定書

第一條 新開通商市港場に日本專有の居留地を置くことを委定し、道路管轄及地方警察の權は日本領事に專屬するものとす。

領事裁判權

右に依て見るに日本は開放地(商埠地)に於ては領事裁判權を有し、專管居留地に於ては道路管轄及警察權をまで保有して居る。通商條約に認められたる裁

商埠地に於ける警察權

判權は其の施行さるべき地區を明示してないので、一見支那全土に行はるゝが如き感なきにあらざれど、支那は元來鎖國主義の國であるから、此の裁判權も支那が外國人居住の爲めに開放したる土地、即ち商埠地、開市場等に限るものと解すべきで(通商條約第四條參照)、支那が未だ開放せざる土地、即ち内地(インランド)に於ける日本人に對しては、支那國政府に犯人の逮捕引渡を要求せなければならぬのである。斯く商埠地に於ては我が領事裁判權が行はれるのであるが、警察權乃至一般の行政權に關しては何等明示したる條約がない。然し通商條約第四條に、日本臣民は現に外國人の居住貿易の爲め開き、又は將來開くべき清國の諸港諸市に往來し、居住し、商工業製造業を營み、又は其の他一切合法の職業に従事することを得る旨の規定がある。此の規定は表面唯居住、往來及營業の自由を認めただけでなく、其の反面に於て、之等の行爲に就き、支那の法律に服するものではないと云ふ意味を含んで居るものと解せられて居る。此の故に支那の法權に服せざる日本人は當然屬人的に其の本國法に服することになるので、即ち商埠地に於ても警察權乃至一般の行政權が行はれるのである。

雜居地に於ける
領事裁判權の行
政權

此の外に雜居地がある。之は大正四年南滿洲及東部内蒙古に關する條約第三條に依り、居住往來の自由を認められた地域である。此の雜居地に於ても其の第五條に依り領事裁判權が行はれるが、警察及課税に就ては支那側の法令に服することになつて居る。其の他の行政に就ては矢張本國法に支配されるものと解すべきであらう。裁判權即ち司法權の完全なる執行は、司法警察機關の普及を必要とし、且つ課税及警察以外の行政事務に就ても諸機關の存在を必要とするので、我國では各地に之れを設置せんとして居るが、支那側では極力阻止妨害して居る。

間島の領事裁判
權と朝鮮人

間島は明治四十二年間島協約第三條に依り朝鮮人の爲に開放した土地で、朝鮮人は第四條の規定に依り支那の法權に服することになり、第一條の開放地(商埠地)に於ける日本人は、領事裁判に服するのである。然るに朝鮮人は明治四十二年日韓併合に依り日本人たるの資格を得たので、商埠地に於ては日本の領事裁判に服することを、支那側に於ても大體認むる様になつたが、商埠地外の雜居地に於ては、朝鮮人を日本人として其の領事裁判に服せしむることに就ては強

土地所有權と間
島協約及滿蒙條
約

硬に否認して居る。我が領事館では居住民保護の意味を以て、雜居地各處に警察機關を設置し、更らに滿蒙條約を以て法權の伸張を圖つて居るけれども、容易に承服せず、常に犯人爭奪其の他行政保護等の警察事故に依り、交渉問題を惹起して居る。尙もう一つ茲に於て問題となるのは土地問題である。即ち朝鮮人が日本人たる事の主張は、從來朝鮮人として認められて來た土地所有權を失はねばならぬことになる虞があり、滿蒙條約の適用を以てしても、所有權よりも遙かに力弱き商租權に依らねばならぬことになるのである。故に外務當局に於ては、司法權に就ては朝鮮人の日本人たる事なり、或は滿蒙條約なりを主張して之が伸張を圖り、土地所有權に就ては現狀を維持せんとして居るやうである。

領事裁判權撤廢
運動

支那に於ける領事裁判權の撤廢運動は、團匪事件の頃に初まり、當時結ばれた英支米支日支葡支瑞支等の通商條約には、何れも支那の法律制度一切が完善するを俟つて、治外法權の拋棄を承諾すべき旨規定して居る。然し之は一種の外交辭令に過ぎなかつた。正式の運動は、民國八年のパリ講話會議に之が建議案を提出したに始まる。右建議案には締約の沿革から説き起し、列國が其の廢

棄に同意した當時の状況を述べ支那司法の成績を列挙し撤廃すべき理由及び支那の希望及び其の條件等を述べたものであつたが本會議に於ては審議に附せられなかつた。翌民國十九年華府會議に於て支那代表は再び同案を提出した結果各國政府は委員會を組織し領事裁判權の現状支那の法律司法制度並に司法行政手續等を調査せしむることになつた。而して一方獨逸は同年獨支條約を締結し兩國人民の生命財産は均しく所在國の法律に服し所在地法廷の管轄に属すべき旨を規定し露西亞は民國十一年露支協定を結びソヴェート政府は治外法權及領事裁判權を取消することを允諾すと規定し共に之を拋棄するに至つた。獨逸と露西亞から治外法權の撤廢に成功した支那は愈々完全なる解放を求めんが爲め大正十五年法權會議を北京に召集し各國代表より成る調査委員會が組織され凡ゆる方面の調査を遂げたが支那の狀態は列國委員をして満足せしむるものでなく結局支那に次の勸告を與へることゝなつた。

一 裁判所は政府の行政其の他一切の文武官憲の不當なる干渉から有効に保障せらるゝこと。

二 政府は法規並に司法警察又は監獄の制度に關し必要なる改正及措置に付考慮すべきこと。

三 民法典、商法典、改正刑法典、銀行法、破産法、特許法、土地收容法、公證人法等の諸法規を完成實施すべきこと。

等を擧げた。此の勸告書は全く忠實に支那の實狀を調査し同情的態度を以て作成されたものであつた。委員會は尙此の勸告事項の全部が實行される以前に於ても其の主要なる事項が實行されれば支那の希望に依り漸進的に又過渡辦法にも應ずべき用意あることを附加した。然し此の報告は支那側を満足せしむるものではなかつたので已むなく更に列國との間に新なる外交々沙を開始すると共に勸告事項の實現に力を注ぎ法制の改訂監獄の改善に努め或る程度の進歩を見せたけれども彼の廣大なる四百餘洲全土に行き渡るの一朝一夕の事ではない。支那に領事裁判權を有する國は最初約二十箇國位も在つたが露獨に次いで伊太利を初め數箇國も主要國の撤廢を條件として漸次撤廢に同意し今日尙残つて居るのは日英米佛瑞諸和伯の八箇國である。中にも日英

米佛の四箇國が最も關係が深いので、絶えず交渉を續けて居るけれども容易に進展しない。支那は日本に對し通商條約の改定期限を以て條約の効力無効を聲明したり、又一方的撤廢を宣言したりしつゝも尙交渉を續けて居る。昨年二月國民政府外交總長から重光代理公使に手交した案は

一、日支兩締約國人民は、相手國の領土内に在つては各當該國の法律及裁判所の管轄を受ける。

二、兩締盟國人民は相手國領土内に在つて、居住、營業及土地權等に關し、悉く當該國の法律及び所定の適用を受ける。但し之等の事情に關し一方の締約國人民の受くる待遇は、第三國人民の受くる待遇よりも些かも相違あるを得ない。三、間島に在る朝鮮籍民は支那の法律に服し、支那の地方官廳の管轄に服する。と云ふのであつた。斯くの如き無條件即時撤廢は今日尙完全なる法治國と云ひ難き支那に於ては認め難きところである。英國に於ても先づ支那の司法制度が完成するまで、外國人關係の訴訟を受理する爲め支那の主要都市に特別法廷を設け、裁判の公平を期する爲め外國人裁判官を聘用することを主張して居

る。本年三月日本側の提案は

一、領事裁判權は大體上海漢口天津北平廣東の五大都市に支那の新式法院の成立を待ち、同地域に於て一切の民事及輕度の刑事裁判權を拋棄するの可能性があるが、重罪刑事裁判は司法領事の立會又は覆審權を保留す。

二、内地に於ける日本人の民事刑事の繁争は、前五箇所の新法院に於て裁判する。三、新式法院には外人専門の法官を置き、日本人法律家を採用し、日本人辯護士の辯護權を要求する。

四、前記地域内で土地賃借、工場設置等の場合の租稅徵收は、一切中國人と同一なるを要す。

五、特殊土地に於ける日本人の商租權を確認する。等を主として居る。之に對し支那側は他々迄斯くの如き條件附交渉には應じ難く、即時無條件撤廢を主張する態度に出て居る。

重光代理公使が上海から歸朝して外務省と打合せた方針の大綱は

一、日本政府は關係列國間の享有することあるべき待遇と同一利益に均霑すべ

きことを條件とし、主義上現下の情勢が支那の領事裁判權撤廢に關する正式交渉を開始して毫も差支へなき時代に立ち至つたことを認むる。

二、然し支那の希望する如き即時撤廢は、徒らに日支相互の特殊的緊密關係に急激な變化を來す虞があるから、先づ支那が近代法律觀念に基き、重要法令を公布實施し、其の實績に徴し、一定期間を経たる後、順位として民事裁判權を撤廢する。

三、右民事裁判權撤廢には租借地、租界、鐵道附屬地の如き特定地域の除外を要求する。

四、支那法院で一定期間外國人判事を採用すべき事を要求する。

五、民事に關する裁判權撤廢と同時に、支那が邦人の居住營業自由の爲其の全版圖を開放すること。

六、民事裁判權拋棄後其の實績の如何により、刑事に關する裁判權をも拋棄する用意を有す。

七、民事及刑事事件一切を含む法權を拋棄する時は、支那の司法制度が殆んど完

璧を期する時期が接近したることを示したる時なるを以て、帝國臣民は支那の全版圖に於て支那國民と共に不動産に關する權利を含む一切の私權を享有し得るものとす。

等であつた傳へられた。此の方針に基き交渉を進めんとしたが、支那側は更に耳を假すの色なく、時恰かも國民會議に際し、無條件即時撤廢を決議し、國民會議の名を以て之れを内外に聲明することとなり、十二名の起草委員を任命し、(一)國民が不平等條約束縛の下にある現状の説明、(二)國民黨總理孫文の遺囑、(三)支那を平等に待遇する國を友邦として待遇すること、(四)一切不平等條約の廢棄を骨子とする聲明書を起草したが、あまりに排外的文句を連ねてあつた爲、國際的親善關係を破壊する恐れあり、且つ實行不可能なる事項を國民に公約するは政府の責任に係はるとなし、根本的に修正して不平等條約が國際正義に反することを繰り返し、中國は其の不當なる束縛の下に隱忍する事八十餘年に及び、民族の生存發展は危殆に瀕し、最早之れ以上忍ぶ事は出來ない。現在の國際關係と民族の情勢に鑑み、不法なる原則を變更し、斷然不平等條約の廢棄を宣言し、外國

る大部分の訴訟事件は、尙此の舊式法院に依つて處理されてゐる。遼寧省に於ては新式法院及縣司法公署が比較的多数ある結果として、知事に於て司法事務を兼理するもの比較的少く、全省五十六縣中二十七縣を占むるに過ぎない。監獄制度に就ては新舊監獄を比較するに左表の通りである。

昭和四年調

遼寧	吉林	黑龍江	計	新式監獄	舊式監獄	計
一四	三	一	一八	四三	三三	五六
				三七	一一	三八
				一一	二二	三〇

新式監獄は全國を通じ七十四であるが、其の中十四迄は遼寧省に置かれてゐる。此の法院監獄二つの改善状態を以て見るも、如何に支那が法權撤廢に眞實であり、遼寧省に最も力を注いで居る點に於て、先づ日本の諒解を得ることに銳意努力しつゝあるかゞ察せられる。併し乍ら此の状態は在滿内鮮人百數十萬人を

司法權の運用

有する我國をして、直ちに法權即時撤廢の要求に應ずる程度には至つて居ない。新式法院は東三省を通じて僅に三十五箇所に過ぎずして、人口及面積に比し適當と認め難い。殊に縣司法公署及舊式法院たる知事の司法事務兼理は最も不合理なるを以て、新式法院の増設が必要である。且つ又裁判制度の完璧は法院の内容特に人的要素に基くものであるから此の點に就て一層の改善を施し、法官の定員資格待遇等に關する法令が嚴守されねばならない。監獄に就ても新式監獄の増設、舊式監獄の廢止、經費設備の充實を必要とする。此等制度上の改善と同時に尙之れよりも一層重大なるは司法權の運用である。今日支那に於て司法の正しき運用を阻害するものは軍憲の干渉である。殊に滿洲軍閥政權は悉に行政司法立法の分界を擾亂し、人民の生命財産自由に對し、殆んど無制限なる權限を行使して居る。其の結果司法權は獨立を失ひ、不當なる裁判の行はれることが尠くない。又軍憲は軍事裁判を擴張して普通裁判の管轄を侵し、知友或は利害關係によりて不法に之れを庇護し、又は司法上の原則を無視して不當に軍法を執行する等目に餘るもの決して尠くない。其の他の行政官に於て

も亦屢々司法に干渉して居る。司法官の腐敗墮落も屢々耳にするところである。今假りに滿洲に於ける日本の領事裁判權が撤廢されたとしたら、司法制度の不備に基く不當不法なる待遇を受くると同時に、領事裁判とは別箇のものであるが、其の結果として支那側の警察及課税に服せねばならないことになる(租借地附屬地を除く)。支那警察の不法と云ふより寧ろ濫暴とも云ふべきは今こゝに絮説するまでもない。

間島に於ける法權運動

間島に於ける法權運動は、主として領事館警察の撤退を目標として居る。蓋し間島に於ては間島が支那領たる事を認め、統監府派出所を撤退すると同時に龍井村局子街頭道溝百草溝に領事館を置き、在留民保護の爲め領事館警察を附置して居たが、大正九年の琿春事件及大正十一年の頭道溝事件により、更に警察機關を擴張し、現在に於ては前記四箇所に警察署を置き、南陽坪、大拉子、銅佛寺、二道溝、山場、釜洞、八道溝、樺滿洞、九龍坪、嘎呀河、凉水泉子等に警察分署を配置し、琿春縣に於ては警察署を琿春に、黑頂子、頭道溝に分署を置いてある。之れ等警察署警察分署の下には更に須要地に警察官駐在所を配置してあるので、比較的密に

領事館警察撤退運動

警察官が配置されてある。而も在住鮮人は間島協約に依り支那側の裁判に服する事になつて居るが、日本側は滿蒙條約を引用して其の治外法權を主張せんとして居るので、此の地方に於ては特に領事館警察の撤退を要求するのであらう。今本問題に關する情報の二三を擧ぐれば、

商埠地外日本警察機關を閉鎖せしむべし 昭和四、六、二

延吉市(局子街)公安局長は五月十九日吉林省公安管理處長から商埠地外に於ける日本警察機關の撤廢に關し次の密令を受けた。

延邊各地に於ける日本警察は自國民(鮮農)の保護に名を藉り、我が警察權の發動を阻害し、我が主權を侵害するもので、之を其の儘に放置するときは將來日本帝國主義の侵略は益々露骨となつて永久に禍根を貽すであらう。故に省政府は民政廳長の發議に依り、龍井、局子、街頭、道溝、百草溝、琿春等の商埠地を除き、開埠各地に散在する日本警察機關は之を閉鎖せしむることとし、近く支那側に於て正式に撤退を要求することにした。若し日本側に於て之を容れない場合は斷乎たる措置に出づる方針である。

鮮支人の小紛争より自主権の回收を叫ぶ 昭和四、六、二九

間島龍井村市場に於て鮮人女子金五福は、過つて支那人楊女子の足を踏み口論を初めた。鮮人李明洙は之を見て仲裁せんとしたが附近の支那人十數名は之を遮り、却つて李明洙に暴行を加へた。此の状況を目撃せる一鮮人は警察官派出所に急報した。日本警察官が現場に急行した時は既に附近の彌次團を合せ支那人三十餘名に達して居た。警察官の姿を見た群衆は棍棒、天秤棒等を携へ之れを包圍せんとしたので、止むなく拳銃を振り防衛して居る間に五名の武裝警官來援し、主謀者四名を引致商埠局に引渡した。此の事件は極めて簡單なるも支那側に於ては利権回收に熱中せる折柄とて、商埠分局長は所屬警務機關幹部を召集し、自主権回收の一部たる日本警察機關の撤廢を速かならしむる爲、爾今積極的に對抗し、自國警察機關の實力を周知せしむべしと訓示し、從來要所に配置せる巡警の單獨立哨を複哨に改め、他日の抗争に備へる等、對日反感は漸次露骨化するに至つた。局子街に本部を有する延邊農工商學聯合會に於ては龍井商務會に緊急代表會議を開き、和龍縣教育局長關俊彦外六名が列席し、協議の結果

一、本事件に關し日本側に嚴重抗議すること。

二、延邊に於ける日本帝國主義者が我が主權を侵害しつゝある事實を摘發し、全國民の奮起を促すこと。

三、親日派鮮人を驅逐すること。

四、協力一致當局の外交を援助すること。

五、民聲報をして反日記事を掲げ、民衆を發憤せしむること。

等を決議し、四名の代表者を撰び、龍井商埠分局長に對し決議の趣旨を傳へ、速かに措置せられたき旨を述べた。分局長は之に對し、今後他迄日本側に對抗し、強硬なる手段を採るべきことを言明した。

日本人警察官に對する暴行 昭和四、七、二

新任龍井商埠分局長湯永泉は着任以來露骨なる排日政策を採り、爲に同地支那人官憲は勿論、場末の一労働者に至るまで日本官憲に對する態度を一變し、故らに事端を構へんとする兆候が見へる。現に六月二十五日間島總領事館山本巡查は乘馬練習を兼ね市内巡察中、商埠地電話公前路上に於て平素面識ある一支那人と對話して居た。然るに附近に立哨中の支那巡警は長銃を以て馬腹を突き、下馬を強要したの

で言ふが儘に下馬して其の理由を訊したるに、何の答へも爲さず更に旅行券の提示を求めた。依つて同巡査は巡警の名刺を要求したが、之にも應じなかつた。山本巡査は無益の論争を避け、頭末を報告すべく歸署の途中、支那語に通じる同僚に出會し、相伴ふて先の現場に引返した。然るに突然一支那人野菜行商現はれ、汝は未だ馬に乗つて居るかど叫びながら突落さんとし、危く落馬せんとした。兩巡査はこの不適なる行爲に憤慨し、其の不都合を責むると共に、巡警に對し改めて先刻の不法を責めたるに、山本巡査は嘗つて乗馬にて他人に負傷せしめたることあるにより下馬を命じたりと無根の事實を述べて抗辯せるにより、兩人は更に商埠分局に向ひ、巡警及一支那人労働者の不都合を抗議した。馬巡官は之に對し、該巡警は最近頭道溝より轉動し來たれる者にて龍井の事情に暗く爲に斯る間違ひを生じたるものなるべく、當方にも調査の上事情判明次第何分の回答をなすべきにつき、分局長への會見は一應見合はされたい。労働者の行爲は無智の爲め前後の思慮もなく致したることに、決して當方に於て煽動したるものではないと陳辯した。

新分局長は着任以來日本警察官に對し積極的對抗を命じ、從來商埠地内の立哨警戒は單に帶剣のみに止めたるを、晝夜の別なく長銃に實包百發を携帯せしめ、日本警

察官と衝突の場合は先づ發砲して機先を制すべしと訓示したと云ふ聞込もあつた。それが爲か最近下級支那官憲が動もすれば日本警察官に對し不遜の態度に出づる場合が屢々ある。殊に支那人労働者が自畫而も制服警察官に對し故らに暴行を爲すが如きは從來曾て見なかつたところである。過般來分局長が下層民を煽動して日本官民に對し或種の暴行を加へ、兩國人の關係を危殆に陥らしめ、以て排日宣傳の口實にせんとして居るとの巷説と合致するものである。

内閣更迭を機とし警察權の回收を企圖す 昭和四、七、一五

民政黨内閣成立の報傳はるや前内閣の所謂滿蒙積極政策に多大の反感を有したる一般支那官民は表面現内閣の成立を歓迎し相當好感を有するが如きも、其の裏面に於ては自主權の回收は此の機にありとなし、延吉交涉署長は局子街龍井村頭道溝那春百草溝等の支那官憲に對し日本は内閣の更迭に依り從來の對滿積極策を拋棄するの止むなきに至つた。依つて此の際我が對自策に一歩を進めても日本は之に對し積極的態度に出づるが如きことあるまい。自主權回收は此の機を逸せず、他く迄強硬に對抗すべきであるとの秘訓を發した。龍井村商埠分局長は之に依り、公

安局長をして局員一同に右訓示を傳達せしめ、日本側に對し飽く迄對抗すべきを切旨した。和龍縣公安局長は茂山對岸吉地公安分局長に對し(一)事情止むを得ず日支官憲衝突の場合は不覺を取ることなきやう豫め計畫し置くこと。(二)南坪領事館派遣所並に朝鮮人民會の行動を徹底的に内査することの訓示を發した。吉林省政府に於ては一朝有事の際を顧慮し各縣公安局の兵器を調査し、不足又は交換を要するものに對しては既に配給を開始し、兵器彈藥を滿載せる支那軍用馬車二臺は、十名の支那兵護衛の下に敦化方面から局子街に到着した。天圖鐵道に依る輸送を避けたのは専ら秘密嚴守の趣旨に出でたものであらう。兵器中には輕機關銃もあつた。

日本官憲の行動を周密査察せよ 昭和五、二、一

吉林省政府は各縣公安局長に對し次の訓令を發した。
 日本政府に於ては延琿和汪四縣下に多數の警察官を派遣し、永久に駐屯せしめんとして居る。之れ中國の警察力幼稚な爲で、彼等は中國の施設に對し徒らに干渉し、商埠地外に於て擅に支鮮人を越權逮捕して居る。昨年十二月雍輝子事件の如きは實に我が國權を無視するものである。今や露支紛糾も一段落を告げ、國內漸次靜謐

に歸したるを以て將來之れに對し適當なる方法を講じ、根本的に取締を爲さねばならぬ。從來日本官憲の行動を見るに其の越權行爲は日に餘る程で、我が警察權威上遺憾に堪へない。勿論在留外人は條約に依り保護すべきであるが、日本人の無法な行動に對しては中國警察權執行上默視するに忍びない。延邊各地に於ける日本の領事警察權を撤廢せざれば一日として安穩なるを得ない。各官は此の旨を體し左記各項に就き周密なる査察を行ひ、機を逸せず報告し、將來日支交渉上の便に供せられ度い。

- 一、日本官憲の支鮮人逮捕經過狀態。
- 二、中國の行政司法權に對する侵奪行爲。
- 三、鮮人の中國歸化を脅迫する行爲。
- 四、經濟侵略の實跡。

法權運動に關する市政籌備處長の訓示 昭和五、二、二七

國民政府が南北統一以來利權回收に没頭せるは顯著なる事實であるが殊に領事裁判權の撤廢は多年の主張で、本年(昭和五年)一月一日より斷然之れを撤廢すべしと

宣傳し、咸北對岸地方の公私各機關に於ても訓令撤文等に依り、専ら其の氣勢を擧ぐること努めて居た。併し何等の反響をも見なかつたので、二月上旬延吉市政籌備處長は吉林省政府の訓令に基き、管下各縣に對し、中央政府は諸外國に對する領事裁判權を本年一月一日限り撤廢すべく關係諸國と數次の交渉を重ねた結果、何れも之れを承認するに至つた。然るに獨り日本のみは東三省に於ける利害關係が極めて深いので、未だ之れに應じない。若し此の儘に放任するときは其の實現は到底期し得られない。依つて此の際爲政者は勿論一般人民に於ても相携へて中央政府を援助し、所期の目的達成に邁進せなければならぬ」と訓示した。

國民政府外交部の密電 昭和五、三、二九

國民政府外交部は吉林省政府に對し、日本警察官撤退交渉に關する次の電報を寄せた。電文より察するに吉林省政府は國民政府に對し、日本警察撤退交渉を要求したものであらう。「貴省政府が日本警察撤退案の交渉を請求せる情形は、國民政府に於ても了承して居る。本件に關しては極力目的遂行に努め、種々折衝を重ねたが未だ解決に至らない。日本側に於ては韓匪潜伏乃至治安の紊亂を以て理由として

居る。査するに本件は領事裁判權と連帶關係を有し、目下の處圓滿なる解決は困難である。貴省政府が地方治安機關を戒飭して韓黨の防護及日商の保護を切實に辦理し、日本側に藉口の餘地なきに至らしめたる後交渉を開始するやうにせば、効果を収むることも易く、且つ諸種の對日交渉も好果を來すものと信ずる。依つて此の點に注意されたい。」

國民政府の此の訓電は誠に當を得たもので、間島の治安に何等の憂慮なく在留民の生命財産が安固に保護されるならば強いて我が警察力を擴張する必要もなく、又法權の交渉にも應じ得べき事勿論であるけれども、支那の地方官吏は中央政府の此の精神を諒解せず、唯盲目的國權回收熱に支配され、無理不法を行せんとするは頗る遺憾に堪へないところである。前掲諸事件に依り彼等の衝突は早晚免れざる状態に進み、屢々挑戰的態度に出づるに至つた。七月二十八日龍井市内に於て支那兵が拳銃を擬し一鮮人を脅迫して居た。之れを現認せる日本警察官は其の理由を質したるに、支那兵は右警察官に拳銃を差向けつ

、逃走せんとした。依つて之れを逮捕したるに龍井第一營附歩兵少尉張鳳仙なること判明し、商埠公安局を通じて同營隊に引渡した。以來支那軍警は之に含む所あり、彼我の對立は益々尖鋭化して居たが遂ひに時は來た。十月六日午後九時頃龍井市内廣安街に於て鮮支人間に口論を生じ、多數の支那人が一鮮人を拉去した旨の申告があつた。朝日街派出所巡查は直ちに現場に出張したるに、五六名の支那兵と十數名の支那人が右鮮人を亂打して居た。時會々仲秋節に該り人出多く喧騒を極め、辛うじて右鮮人を救ひ出し、之れを帶同して派出所に引揚げんとせしに、群衆は背後に追隨し絶えず暴行に出んとした。斯くて延平路に差掛るや街角に一發の銃聲が起つた。之れ立哨巡警の仕業と認め押問答中、折柄巡察の渡邊巡查外一名は銃聲を聞き其の場に駈け着け、右巡警に同行を求めたるに他の一名の巡警は遽かに商埠局方面に逃走した。派出所に於て同行巡警の銃器を検査したるに發砲の痕跡は無かりしも、追究の結果他の巡警若くは支那兵の發砲したるものならんと陳辨した。右に對し商埠局より呂通譯及巡警十餘名來到し、不穩の形勢が見えたので、松尾巡查部長は詳細に之が經緯を説明し、同行巡警を引渡し、事件は一應落着した。然るに九時四十分頃となり再び新安街延平路方面に於て支那兵及無賴漢が通行鮮人に暴行を加へ居る旨の申告に接し、先きに本署より來援の吉岡巡查以下十名は二隊に分れて現場に急行した。然るに支那兵三名は途中に一行を逆へ、銃を擬して前途を遮つた。支那語に堪能なる高橋巡查は穩和に前方の事件を質したるに、支那兵は却つて惡罵を浴せ、警笛を吹いて合圍をなすや、忽ち横合より五六名の支那兵が現れ、一齊に發砲した。先頭の高橋巡查は身に三彈を浴びて重傷を負ひ、吉岡藤田兩巡查は現場に即死するに至つた。急報に依り本署より二十名の警察官を出動せしめたるに、支那兵及巡警は全市の配置を撤して悉く引揚げて居た。探問するに湯商埠局長は最初暴行巡警を同行したるに憤慨し、公安局員全部を召集し、通行鮮人に暴行を加へ、若し日本警察官の出動あらば實力を以て公安局に同行すべしと命じ、一面軍隊側にも同様の要求を爲したる爲不慮の暴戻を受けたのであつた。事件後支那軍警は市内の立哨を撤し、治安著しく紊れ、殊に仲秋節、雙十節前後に於ける共產黨匪暴動の情報頻々として傳へられ、又馬賊襲來の虞れも

一七五

應援派遣

あり、旁々居留民保護上警察力不足の故を以て間島總領事より朝鮮總督に對し、應援警察官派遣の要求があつた。依つて總督府に於ては咸鏡北道より取り敢へず百名の應援警察官を派遣することとなり、翌十月七日早朝鍾城郡上三奉に一隊の集結を終つた。同隊は本府の電命を待ち午後三時出發、對岸開山屯より天圖鐵道に依り目的地に向はんとしたが、支那側には我が應援隊の出勤を察知し言を左右にして列車の運轉を中止し、容易に發車の模様なく、止むを得ず午後五時徒歩にて龍井に向ひ、同九時南陽坪に到着した。支那側は之に對し途中に於て我が行動を阻止すべく軍警を集中しつゝありとの情報を得、總領事より自畫入市あり度き旨の電報があつた。依つて我應援隊は同地に一泊、翌日午前十一時龍井村に到着、直ちに市内の警備に着いた。應援隊の入市に際し在留内鮮人は、非常な感激と歡呼を以て迎へ、人心頓に鎮靜に歸した。斯くて市内の秩序は完全に維持せられたが、尙地方に於ては所謂間島五卅事件以來の共匪横行し、支那軍警は共匪取締を名として不法行爲を敢行し、治安は頗る紊れて居た。總督府に於ては、間島の治安状態は直ちに鮮内の治安に影響する處甚大なるに

鑑み、此の機に於て間島の治安回復を畫すべく總領事館と共に謀るところあらんとしたが、對支外交の大局より見て永く應援隊を滞留せしむることは却つて益々支那側の疑惑を深からしむる所以たる事を察し、十一月五日一先づ之れを撤退して状態を靜觀することとなつた。

間島に於ける警察權問題は、近時支那各地に熾烈となつた利權回收熱に煽られた結果たることは勿論であるが、それと同時に日本の國力に極度の怖れを爲し、今にも日本が侵略の鋒を降さんとして居る如く思惟せる結果である。近來年々深刻化せんとする在滿鮮人の壓迫も、亦朝鮮人を以て日本帝國主義侵略政策の先驅をなすものなりとなす理由が多分に含まれて居る。支那の立場に於て、日本が從來亞細亞大陸に對して採つた政策は全く侵略政策と感じたであらう。然しそれは日本の立場に於て、其の自衛上又東洋平和の爲め歐米各國との均勢を保つ爲めに外ならなかつた止むを得ざる政策であつた。歐洲大戰を一機として歐米各國の所謂帝國主義が退嬰に趨きつゝある今日、日本のみ徒らに侵略を欲するものではない。

第四節 教育權問題

滿洲地方鮮人教育機關の系統

滿洲奥地の移住鮮人も近來勃興した教育熱に刺戟され、子弟の數二十名にも達すれば大抵教育機關を設けて教育を施して居る。之等教育機關は間島光明高等女學校及永新中學校を除く外殆んど全部初等程度で、而も學校としての體裁を備へたものは都市の普通學校のみで他の奥地に散在するものは何々學校と云ふ名稱を附しては居るが概ね設備不完全で書堂式のものに過ぎない。之等の學校に對する管理監督は甚だ複雑になつて居るが、大體次の六種に分けることが出来る。

- 一、朝鮮總督府關係 間島に於ける咸鏡北道管轄學校 補助學校
- 二、滿鐵關係 內鮮合同教育—小學校、中學校へ內鮮人を共學せしむ 普通學校—沿線の都市に設立す
- 三、中國側關係—朝鮮人教育の爲め中國側にて設立せる省立縣立公立諸學校

間島地方の教育機關

四、宗教關係 英米等耶蘇教系の學校
 朝鮮の天道教、天教等の關係せる學校
 五、排日團關係—正義府參議府新民府等の關係せる學校
 六、其他—以上に關係なく設立せる學校

間島に於ける鮮人教育は既に日韓併合前、即ち明治四十一年統監府臨時派出所監督の下に、韓國學務部が龍井村に間島普通學校を設立したに初まり、次で大正四年局子街に分校を置き、大正五年、六年、七年と順次に頭道溝、百草溝等領事分館所在地に、朝鮮總督府經營の學校が設立された。昭和三年乃至五年の報告に依つて調査すれば次の通りである。

間島琿春地方學校調査表

經營者別	學校數		生徒數				教師數					
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	支那人	外國人	計	内地人	朝鮮人	支那人	外國人	計
總督府	五	一	一、六六	一	一	一	一、六六	三	三	一	一	四
朝鮮總督府	三	三	三、六九	三	一	一	三、八二	九	三	三	一	一六
補助學校	三	三	三、六九	三	一	一	三、八二	九	三	三	一	一六
計	十一	五	五、三五	四	二	二	五、四五	十二	六	四	二	二十

計	其 他	排 日 關 係	係 關 朝 鮮 の 大 道 教 育 に 關 係 有 る 學 校	宗 教 英 米 等 耶 蘇 系 の 學 校	中 國 側 關 係	滿 鐵 沿 線		他 地 區	
						普 通 學 校	小 學 校	中 學 校	小 學 校
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三、三〇八	四、四〇〇	一	九〇	三、三三三	一〇、一九七	五、一八〇	一、五三六	一、三三三	一、〇〇一
四、四〇〇	一、四〇〇	一	一〇〇	一、三三三	一、五三六	一、三三三	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
三、三〇八	四、四〇〇	一	九〇	三、三三三	一〇、一九七	五、一八〇	一、五三六	一、三三三	一、〇〇一
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三、三〇八	四、四〇〇	一	九〇	三、三三三	一〇、一九七	五、一八〇	一、五三六	一、三三三	一、〇〇一

滿鐵沿線の教育

滿鐵沿線に於ける鮮人教育は、大正三年安東小學校の一室を借りて教育を開始したるを初めとし、大正六年鐵嶺に、大正九年奉天と哈爾濱に、十年撫順、十一年長春十三年開原と云ふ順序にその設立を見たが、滿鐵會社が之れに手を染めたのは大正八年來のことである。爾來前記諸學校に教員たる社員を配置し、補助金を與へ、朝鮮總督府も亦それ／＼補助を與へて居たが、昭和二年以來滿鐵會社との間に協定が成立し、滿鐵附屬地及其の接屬市街と哈爾濱に於ては、滿鐵會社

に於て經營し、其の以外の地域に於ては、朝鮮總督府に於て教育することになつた。また教育方針に就ても朝鮮總督府の教育方針に準據し、總督府編纂の教科書に依ることゝなつた。

間島琿春以外の滿洲各地に於ける學校調査表

經營者別	校數	生徒數				教員數			
		内地人	朝鮮人	支那人	外國人	計	内地人	朝鮮人	支那人
補助學校	一	一	一	一	一	一	一	一	一
滿鐵沿線	九	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一
滿鐵沿線 普通學校	三	一、七九八	一、七九八	一	一	一、七九八	一、七九八	一	一
滿鐵沿線 小學校	三	一、七九八	一、七九八	一	一	一、七九八	一、七九八	一	一
中國側關係	七	一、七九八	一、七九八	一	一	一、七九八	一、七九八	一	一
中國側關係 普通學校	七	一、七九八	一、七九八	一	一	一、七九八	一、七九八	一	一
中國側關係 小學校	七	一、七九八	一、七九八	一	一	一、七九八	一、七九八	一	一
宗教科系ノ關係	七	一、七九八	一、七九八	一	一	一、七九八	一、七九八	一	一
宗教科系ノ關係 普通學校	七	一、七九八	一、七九八	一	一	一、七九八	一、七九八	一	一
宗教科系ノ關係 小學校	七	一、七九八	一、七九八	一	一	一、七九八	一、七九八	一	一
排日關係	三	一、三三八	一、三三八	一	一	一、三三八	一、三三八	一	一
排日關係 普通學校	三	一、三三八	一、三三八	一	一	一、三三八	一、三三八	一	一
排日關係 小學校	三	一、三三八	一、三三八	一	一	一、三三八	一、三三八	一	一
其他	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一
其他 普通學校	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一
其他 小學校	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一
計	一五	六、六二二	六、六二二	一	一	六、六二二	六、六二二	一	一

教育權回收

斯く在滿鮮人の教育に關しては總督府なり滿鐵なりに於て力を盡して居る。然るに支那では此の狀況に對し教育權の侵害なりと稱し之れが回收を叫び支那の法令に依り支那人を教師とし支那語を教授せんとして居る。支那の反文化侵略運動、教育權回收運動は曩に國際共產黨と支那革命に於て略述したる通り奉天にその第一聲を擧げたのであつた。然しあの教育權回收は外國人が支那に於て支那人に對し教育を施すことは帝國主義の手先所謂洋奴を養成するもので、中國の教育權を侵害するものであると見たのであつたが在滿鮮人に對する教育權問題は多少趣を異にして居る。即ち朝鮮から滿洲に行つて居る朝鮮人兒童に對し、日本側乃至朝鮮人自身が教育を行ふことは、教育權の侵害なりとして居るのである。支那が日本の膨漲を怖れ、朝鮮人は日本侵略主義の先驅を爲すものであると見て居ることは屢々陳べた通りであるが支那側の地位に立つて見るとき、自國に居住する幾十萬の外國人が其の本國の教育方針に依つて教育されて居ること、而も其の本國が非常に大きな膨漲力を有して居る強國であるとするならば、そこに大きな脅威のあるべきは正に然るべきであらう。

間島地方の教育權回收

こゝを以て支那は自國領土内にある鮮人に對し、自國の教育方針に基き、自國に同化せしめるか、少くとも侵略の銳鋒を緩和せしむるには教育を自國の手で行はねばならぬとなすのであらう。これ教育權回收の叫びが起る所以である。

間島に於ては明治四十年七月我統監府派出所設置と同時に韓國學務部に於て普通學校を開設したのであつたが支那側に於ては我が教育施設に對抗し、鮮人を懐柔すべく墾民教育を施し、補助金大洋二萬圓を支出して居た。大正四年五月時の道尹陶彬は劃一墾民教育辦法を制定し、一部少數の日本側普通學校に屬するものを除き、他は殆んど民國學制の下に統一した。支那側に於ては更に民國八年及十年度に於て墾民教育補助費の増額を計つた。以來日支兩國官憲間に幾多の施設と波瀾ある變遷を経て今日の狀勢を見るに至つた。然し支那側は依然として間島の解決は一に鮮人の向背如何に係り、鮮人の懐柔は又一に教育政策に在りと信じて居る。嘗つて延吉道尹は管下勸學所長に對し、墾民に對する教育は丁寧懇切を旨とし、斷じて壓迫を加ふる如きことがあつてはならない。元來韓人には親日と親支の兩派がある。我が方の行政が嚴重に過ぐれ

ば日本側に随ひ、日本側の行政が嚴重であれば我が方に随ふやうになる。日本側では多大の金を投じて普通學校を設け、補助學校を立て、只管民心の收攬に腐心努力して居る。我教育當局者は之れ等の状態に鑑み、墾民教育に關しては一層の努力を拂ひ、慎重なる態度を以て之れに當り、我政府の方針に副ふべく奮勵せねばならない。と訓令を與へて居るに見ても、その趣旨を忖度することが出来る。されば大正十二年十二月環春在任鮮人有力者四十餘名が中等學校設立の期成會を開催せるを見て、斯くの如きは當然支那學制の下に置くべきであるとし、無許可集會に名を藉り、巡警十數名を派して集會を解散せしめたこともあつた。和龍縣崇化社には鮮人の設立した日新普通學校があつた。支那官憲は我領土内に鮮人學校を設立し、朝鮮語や日本語を教授し、支那語を等閑にして居るは不都合であるとして、部民や學校關係者を威壓して學校の引渡を要求し、遂ひに之れを手に收めた。また和龍縣釜洞駐在所巡長は日本側補助書堂に於て、(一)當地は支那領土であるから本校に於ても當然支那語を基礎とし、一切の學科は支那の學制に依らねばならない。(二)當地には將來支那學校を設け、鮮人青年を教

育する筈であるから日本式の學校は此の際一切廢校せねばならない。一體日本が他國の領土内に日本學校を設立するは甚だ不都合である。(三)日本の學校を廢止するばかりでなく、日本警察も早晩撤廢し、朝鮮人民會も廢止せしめることになつて居ると告げた(大正十五年五月)。吉林省教育會では近時鮮人の入國移住者多く、各地に鮮人學校を設立して居る。之れまさに民國の教育主權を侵害するものである。教育廳長及省長公署は鮮人をして一律民國の教育下に立たしめ、學校の設立を禁じ、鮮人の入籍證書を嚴重查明し、歸化證書を有せざる者は居住を許さないやうにせねばならないと上申した(昭和二年三月)。昭和四年二月吉林省政府は中央政府より、從來各省省長、道尹、縣知事等に於て公認した朝鮮人の自主的教育機關が多數に上つて居る。然しこれは自らその主權を拋棄するものである。我國は已に革命的統一完成し、全國民を擧げて諸外國に對する諸般の利權回收に献身的奮闘を繼續して居る。然るに當然我國法に歸服すべき在任鮮人に其の自主的教育を公認するが如きは革命の精神を没却するものである。各省政府は宜しく中央政府の意圖に隨ひ、朝鮮人の教育機關を一齊

に撤廢し、我教育制度に依らしむべきである。と云ふ訓令を受けた。遼寧省に於ける狀況も間島地方と略ぼ同様であるが、此の地方に於ては鮮人子弟に對する日本側の施設が遅れて居る爲め、支那側の對策も少し遅れて大正十一年頃から具體的事實となつて表面化した。即ち興京縣知事は鮮人學校長を縣立中學校に集め、(一)鮮人學校には一名以上の中國人教師を備入れ、中國の教授法に依つて教育すべきこと。(二)日本側より教科書及學校費の補助を受け、又は日本語の教授を爲さざることを等につき訓令を與へて居る。昭和四年八月國民政府から遼寧省に到達した訓令は次の通りである。

- 一、鮮人に對する教育は何れも漢文教科書を用ひ、鮮人文字を修學することを許さない。教員には歸化せざる鮮人及日本人を任用するを得ない。
- 二、國內各學校に入學せる鮮人に對しては當然中國人と同様に待遇する。他國が歸化鮮人多數の地に學校を設立する場合は徹底的に之れを制止する。
- 三、歸化鮮人青年にして大學に陸學する場合、入學試験に合格せる者に對しては食費、制服、書籍等を官給する。

四、歸化鮮人にして大學其他專門學校以上卒業者に對しては、教育部に於て適宜任用し、或は行政院をして各省區の官吏に任用せしめる。

五、在學中の各等學生は、鮮服を着用し、鮮人子弟集合の際鮮語を使用してはならない。

遼寧省政府は、朝鮮人の教育熱勃興と共に中國學校に入學志願者漸次増加の傾向にあるは我等の満足するところである。將來中國學校に入學する鮮人兒童に對しては、町寧親切を旨として之を待遇し、成るべく全滿洲朝鮮人兒童を三民主義教育下に聚合せしむるやう努力せられたい。尙就學兒童父兄の資産等を調査して學費の補助又は免除を爲す等適當の方法を講じ、鮮人自らの教育機關は短期間に廢止するやう努力されたい。と訓令して居る。また昭和四年五月の情報に依れば、遼寧省教育行政會議に於ては左記の教育權回收辦法具體案を樹て、教育廳内に教育權回收委員會を設け、その第一歩として外人經營學校の調査を行ひ、積極消極の兩手段に依つて先づ地方に散在する外人經營學校を回收し、次で都市に移り、最後に滿鐵沿線附屬地及關東州内迄も其の手を延ばさん

として居る。

一八八

教育權回收辦法

教育權回收原則

- 一、奉天省及租借地附屬地内に於ては、外人經營の學校は省政府内に移管するか、又は中國人民に於て組織したる團體に引繼がしむ。
- 二、中國人組織の團體が引繼を受くる時は、必ず引繼前許可申請を要す。
- 三、學校經營の外人にして教育に功績ありたる者は、引繼後記念物品を贈ると共に省政府より褒賞を與へる。
- 四、外人經營の學校を引繼たる後は、私立學校董事會辦法に依り董事會管理の學校を設立す。董事は中國人、中國行政機關及民衆團體とす。

教育權回收の辦法

一、積極辦法

外人及び外人團體經營の學校回收には左の二種の方法を用ふ。

(イ) 平和回收

省政府より外交手段に依り期限を定めて外人經營學校を省政府に移管せしむ。

(ロ) 強制回收

省政府の政令を直接行使し得る管内に於ては、之れと交渉して移管方を命じ、彼等が抗拒したる時は法に依り強制回收を行ふ。

二、消極辦法

(イ) 南滿沿線附近の各縣教育所、視學等は租借地附屬地中、小學校(專門以上の學校は暫時之を論ぜず)の中國教育職員と謀り、學生に利害得失を説き、其の入學を阻止す。

(ロ) 本國人は外人經營の學校教職員たることを禁止す。

(ハ) 附屬地及租界に隣接する本國學校は、教育廳より補助を與へ、設備を完全にし、良師を招聘し、日本の學校と競争せしむ。

(ニ) 日本租界及日本人學校より本國學校に轉校したる學生は、學費を免除し、卒業後は相當の職業を與へ、高級學校に進まんとする者は試験に對し特別の便宜を與へる。

(ホ) 附屬地及租界附近の本國中學校には日本語科を置き、一部生徒の希望を満足せしむ。

一八九

三、補助辦法

一九〇

以上の辦法に依り目的を達する能はざる時は左の補助辦法を用ふ。

(イ) 日本經營の學校は殆んど小學校にして、中學校は極めて少數なり。依つて附屬地の適當なる地點に大規模の小、中學校を設立し、之れに入學せしむ。

(ロ) 日本附屬地内に我中、小學校を設立するには左の方法を用ふ。

a、教育廳より附屬地内中國人又は中國團體に依頼し、之れ等個人又は中國團體より日本側と接渉し、中華現行教育制度に依り中、小學校を設立し、中國官憲の監督下に置く。

b、右の學校に對しては、教育廳は極力援助す。

四、實行辦法

(イ) 教育權回收委員會を設立す。

(ロ) 宣傳機關を設置し、内外に宣傳し、國民の覺醒を促す。

第五節 民會問題

朝鮮人民會は在住鮮人の共同利益を増進することを目的として明治四十四

朝鮮人民會

年龍井村に於て組織されたに初まり、大正四年には百草溝に、同六年には頭道溝と彈春に、七年には局子街に設置し、大正十年には間島那春地方十四箇所に之れが設置を見るに至つた。各民會の管轄區域は最初商埠地内に限られて居たが、大正九年間島出兵以來領事館警察の増設と共に各警察署及警察分署の管轄區域を以て民會の所管區とし、全間島に擴大した。之等の民會は相互連絡の爲民會長會議を開催して居たが昭和四年に至つて民會聯合會と改稱し、團結を鞏固にすることゝなつた。民會の組織は領事館令を以て規定し、會の役員及代議員はそれ／＼會員代議員の互撰になつて居る。また其の事業は

民會の事業

一、民籍に關する事項

二、諸種の調査、良俗美風の助長に關する事項

三、教育衛生殖産學藝宗教に關する事項

四、紛争の調停、通信連絡に關する事項

五、農村金融に關する事項

六、其他公益に關する事項

となつて居る。然しその主要事項たる教育衛生金融事業の殆んど大部分は朝鮮總督府の施設で、民會は教育に就いて僅かに補助書堂二十九校に對する補助金の一部を負担し、衛生及金融に就ては施療患者又は金融部貸借關係者の身分證明を爲すに過ぎない。

此の施設は在任鮮人保護に關する最も主要なる施設で、自治的訓練を積み、會の發展と在留民の幸福を増進せんとするものであるが、支那側に於てはこゝにも其の猜疑的眼を投じ、會の發達を妨害して居る。今之れに對する支那官憲の言動に就き、二三の事例を擧ぐれば

民會に對する態度

朝鮮人民會は解散せよ 大正一〇、六

江清縣知事は管内巡視の爲、鴨野河に於て朝鮮人民會長を招致し、支那領土に於て日本側の制度たる民會を組織するは不都合であるから解散せよ、と命じた。

民會は秘密結社である 大正一一、四

和龍縣知事は茂山對岸に於て社長及有力有を集めて曰く、日本官憲の認可に依つて

組織したる居留民會は、余の承認を受けたものでないから秘密結社と認める。居留民は秘密結社に會費を納付してはならない。若し犯す者があれば嚴重に處罰する。

民會の支配權を支那側に收めんとす 大正一一、五

吉林省長は延吉道尹に對し次の訓令を發した。

- 一、延吉道管内に於ける中國人及墾民の組織した各種の會にして、道の行政方針に反するものは之れを禁止し、新に組織せんとするものは許可せざること。
- 二、日本の援助下に組織した埠外朝鮮人民會は、管轄道尹或は縣知事の指揮命令を受け、其の名稱を墾民會と改稱すること。
- 三、埠外に居住する墾民が集會結社言論等を行ふ場合は一々支那官憲の許可を受けしめ、其の都度臨場監視すること。

民會に戸籍上の届出を爲すべからず 大正一一、七

黒頂子高等警察署員は百家長を集めて、民會に出生届死亡届並に手数料等の納付を嚴禁すべき旨命じた。

間島居住鮮人は日本官憲に服従の義務がない 大正一一、七

黒頂子高等警察署員は朝鮮人民會副會長に對し次の如く命じた。

一、同島居住鮮人は日本官憲に對し何等服従の義務がない。依つて其の命に服従してはならない。

二、朝鮮人民會の賦課金を徴出してはならない。

三、日本領事館に訴訟を提起してはならない。

四、我國に生活を營む者は速かに歸化の手續を爲すべきこと。

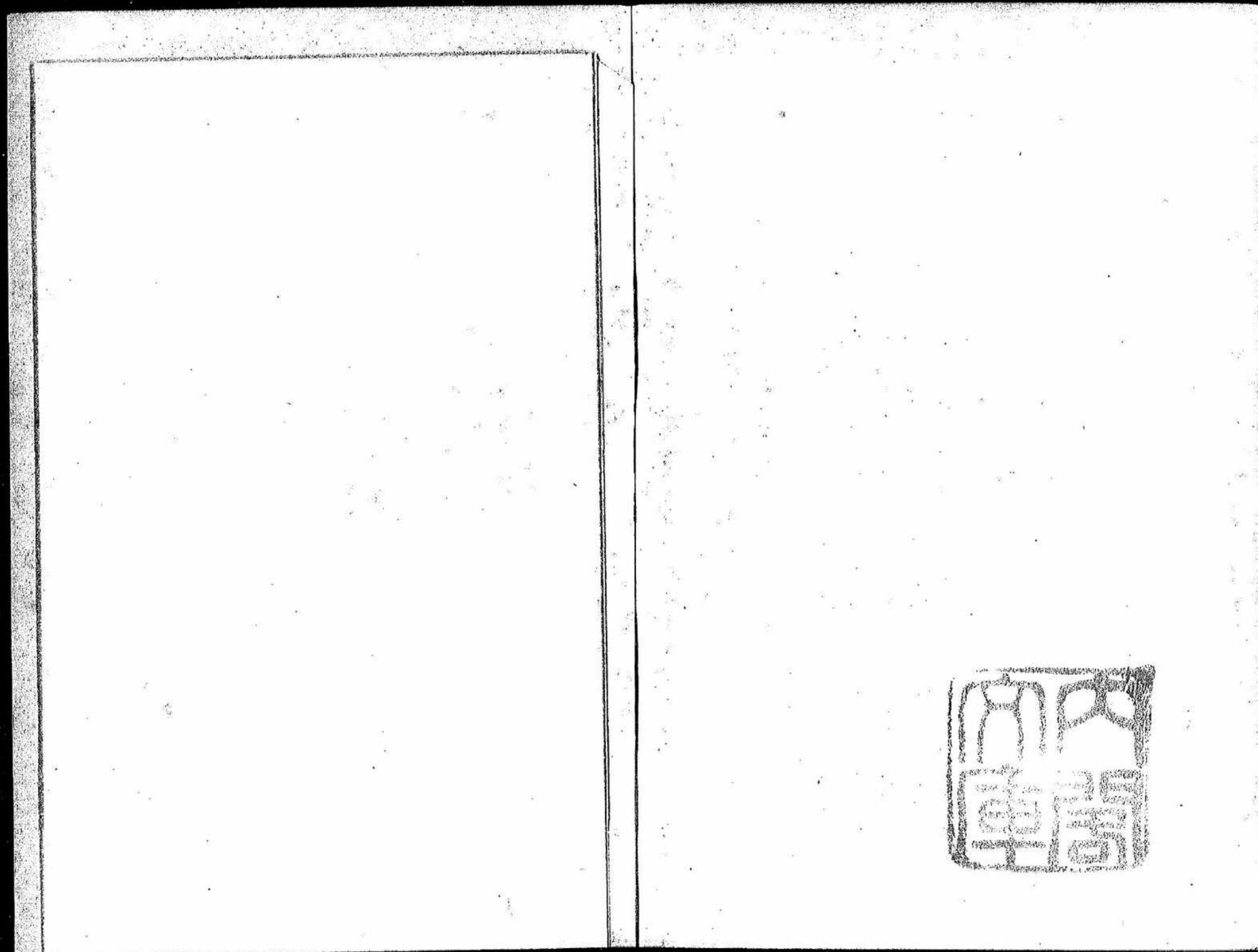
民會費の納入を禁止す 大正一一、三、三

那春在留鮮人民會では、民會費一圓八十錢を徴收して居たが、高小城高等警察署では興仁社長を召喚して、我領土内に居住する者は内鮮人を問はず我が官憲の命に従ふべきである。然るに那春民會及日本官憲の命に違つて會費を納付するは我が官憲を無視したるものであると稱して、罰金二十圓に處し、尙斯る場合支那官憲に申告せざるときは退去を命ずべし、と嚴命した。

民會狀況を調査す 昭和四、六

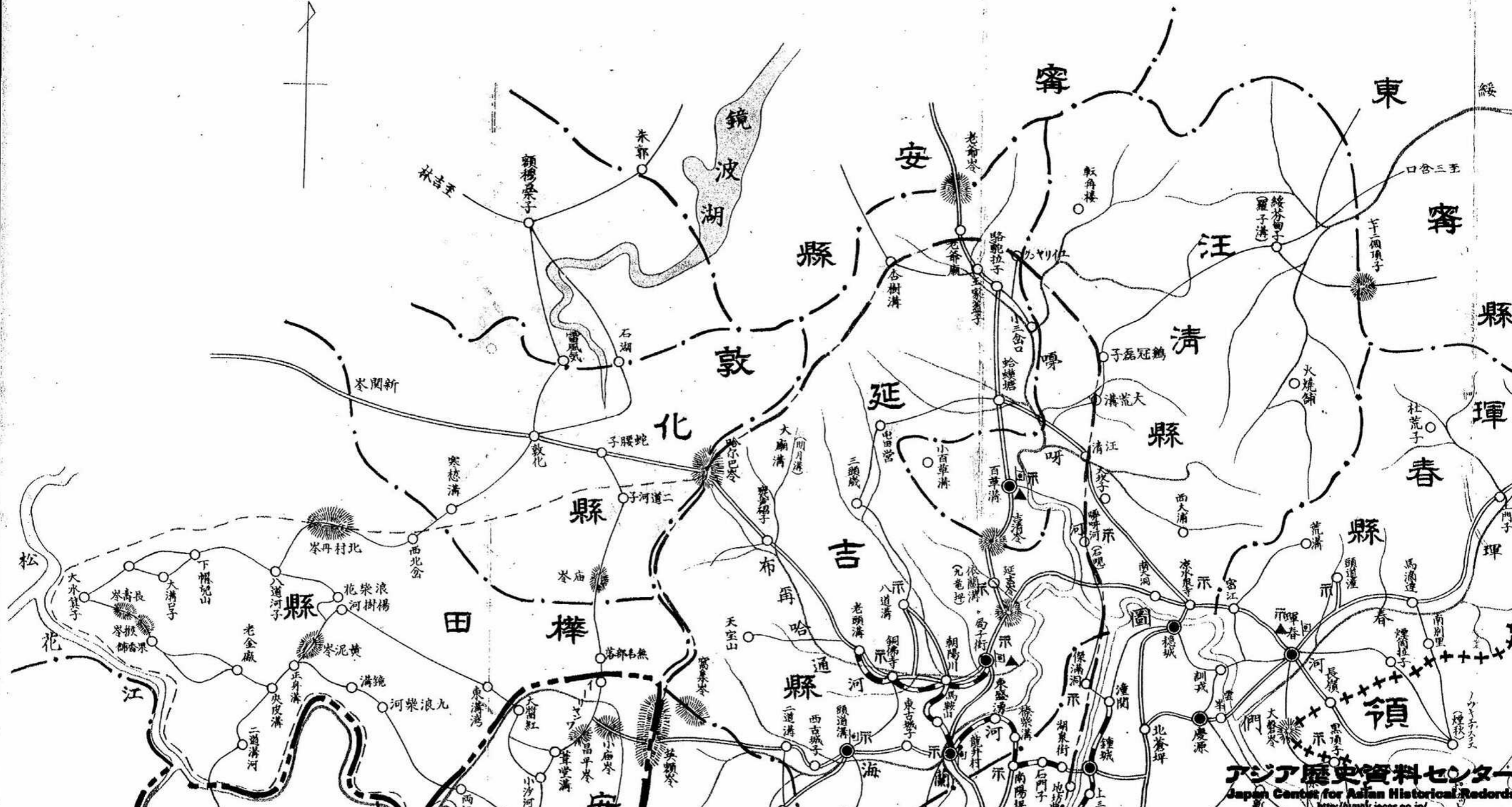
延吉公安局第一總署長は國民政府の内訓を奉じ、次の訓令を發した。

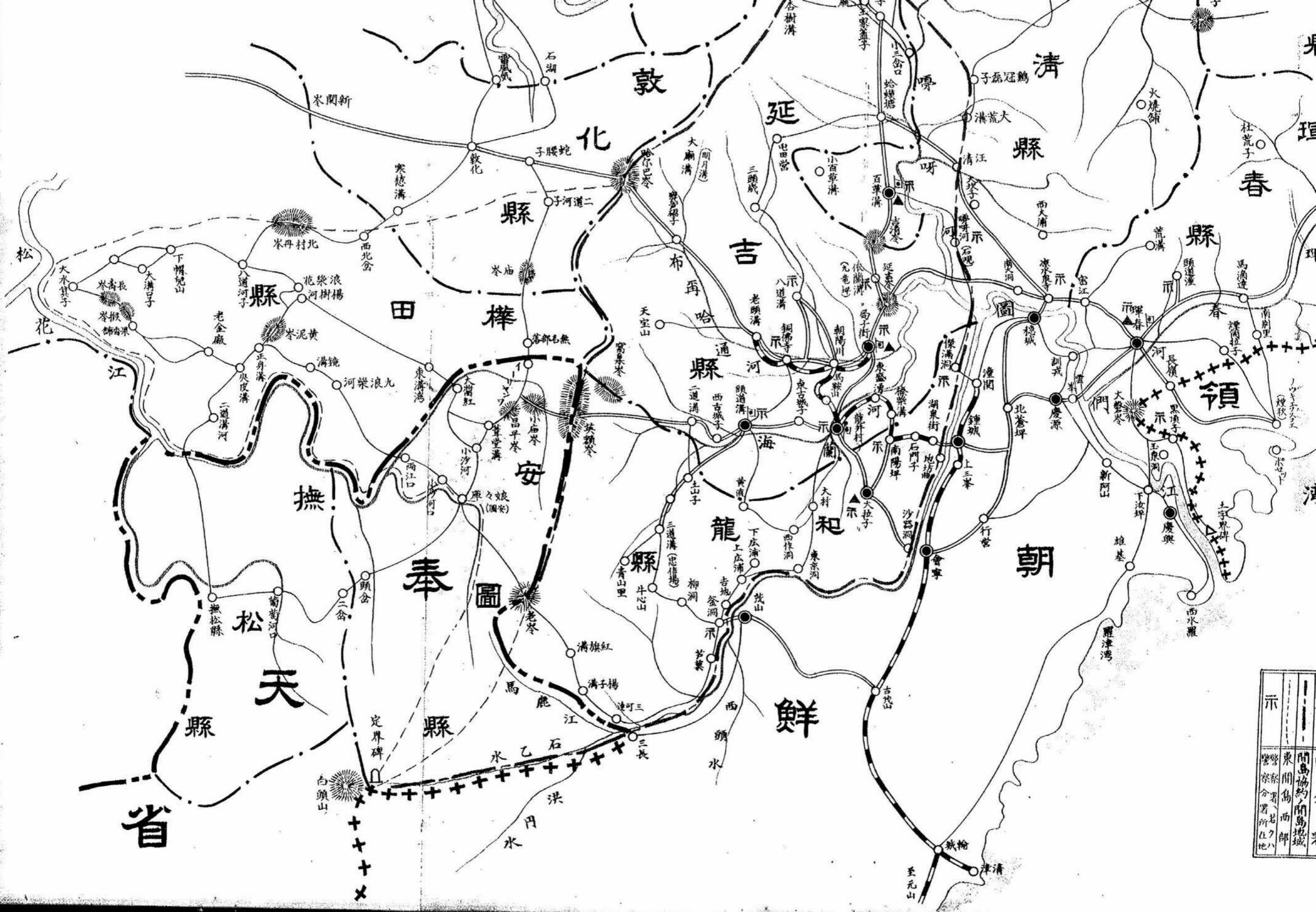
日本人は各地に居留民會を設立して其の狀況複雜を極めて居る。殊に延邊一帯に於ける朝鮮人民會の如きは其の甚しきものである。該民會は禁民を籠絡して我が地方行政に抵抗し、専ら鮮人の入會を強制して賦課金を徴收して居る。斯の如きは實に侵法越權の行爲である。今や外交の進行しつゝある秋姑息手段を斷ち、積極的に之を取締らなければならない。各官は管下一帯に本令を轉達し、各地鮮人民會の内情及び違法行爲を詳細に調査し、外交交渉の材料を蒐集することに努められ度い。





間軍地方略圖 (縮尺八十分之一)





示	——	間島協約	間島地域
——	——	東開島	西開島
——	——	警察分署	所在地



例		凡	
示	示	示	示
鐵路	河道	山岳	縣界
市街地部落	總領事館所在地	公署	間島協約, 間島地城
東間島, 西間島	警察分署, 若クハ		

裏面白紙



昭和六年八月十日印刷
昭和六年八月十三日發行

朝鮮總督府警務局

京城府觀水洞百三十五番地

印刷所 大和商會印刷所